

だそれにもみかゝつてゐる、同時にそれと共に實在的存在論の基礎がそれにかゝつてゐる。

### 〔三〕 實在的の間様相的關係の第一原理

實在的なもの、間様相的關係——今その概観(證明ではない)が問題である——は三つの原理に總括される。その存在論的内容は勿論この原理ではたゞ掩はれて表現される。この内容は系に於ける開陳を要する。この内容は一切の傳統的の考とは非常に違ひ、多くの點に於て非常に逆説的に響く。併し事柄の眞の意義の存するのは、逆説的の諸系である。併しこれ等の諸命題の證明は面倒であるが故に、差當つてそれを無證明のまゝで列擧し、證明は別々の研究に對して留保することが得策である。

既に示された如く、同一の事柄の違つた様相の間に三種類の關係が可能である。即ち、排斥、包含及び無記性(無頓着)である。一つの様相は他を否定(自己から排斥)することが出来る、それを要求(豫想又は隨伴)することが出来る。又は要求することなしにそれと調和することが出来る。さて排斥は明かに相互的で、包含と無頓着は一方的にも現はれることが出来る。一つの様相Xが一つの様相Yを豫想し、後者が前者を豫想しないこともあり得る。然る時にはYはXに對して無頓着である、即ちその反對を許す。少くとも諸様相の形式的關係に於てさうである。實在的關係では多くのことが變る。

第一原理は諸様相の無記性に關する。諸様相の形式的關係に於ては三つの無記性があつた、それは現實性、可能性及び非現實性にかゝつてゐた。三つとも二重關係(二者擇一)であつた。實在境域では三つとも排棄された。實在的な様相無記性はない。排斥と包含があるのみである。このことは統一的に次の如く表現される。即ち、

第一原理。實在的なもの、様相の中どれも他のものに對して無頓着でない。

本當に證明する迄はこのことは大體次の如く説明される。現實性は必然性と偶然性に對して無頓着でなければならぬだらう。然るに偶然性は實在者の正規の様相の中で何の位置も占めないから(第七圖)、二者擇一の一項のみが残る。そこで二者擇一そのものが無くなり、それと共にその本質形式たる無記性もなくなる。

可能性は現實性と非現實性に對して無頓着でなければならぬだらう。然るに分裂した正の可能性としては、それは存在の可能性であり、非存在のそれではない。處で非現實性は非存在の可能性を豫想するから、存在の可能性は現實性と結び付くのみで非現實性と結び付くことは出来ない。そこで二者擇一はなくなり、それと共に可能性の無記性がなくなる。(同じことが適當な變更を施せば分裂した負の可能性にも當嵌まる。それは現實性と結び付くことは出来ない、何となれば現實性は存在の可能性を豫想するからである)。

最後に、非現實性は可能性と不可能性に對して無頓着でなければならぬだらう。こゝで前者は存在の正の可能性である、何となればこれのみが不可能性に對して矛盾的關係に立つからである。さて非現實性は寧ろ非存在の可能性を豫想する、然るに非存在の可能性は分裂後は存在の可能性と共存し得ないから、非現實性も存在の可能性と共存は出来ない。かくして二者擇一の一項はなくなる、それと共に二者擇一そのものもなくなる。そこで非現實性の無記性もなくなる。

## 〔四〕 第二原理と其の諸系

第二原理は様相の排斥に關係する。正の様相は何れも相互に調和し、負の様相もさうであることは自明であらう。同一の事柄が同時に可能、現實及び必然たることがあり得る。同様に或る事柄の非存在の可能性はその非現實性と不可能性と結合する。それ故相互排斥は正負の様相間にのみ起る。又は比喩的に言へば、排斥は常に水平の限界線を越す。

併し形式的關係ではそれだからとて決して正の様相が各負の様相を排斥する譯ではない、各負が各正を排斥する譯ではない。相互に排斥するのはたゞ (一) 必然性と非現實性 (二) 必然性と不可能性 (三) 現實性と非現實性 (四) 現實性と不可能性 (五) 可能性と不可能性、そして可能性の分裂後には更に、(六) 負の可能性と必然性である。この六つの相互不結合性を「自明な排斥法則」と名付けることが出来よう。何となればこれ等の法則は——境域の特殊性から獨立に——様相の形式的本質に於て洞察され得るからである。

併し同様に、様相の形式的方面から、まだ分裂しない可能性は現實性とも非現實性とも調和するといふことが見られる。そこからして分裂後に (一) 正の可能性と非現實性 (二) 負の可能性と現實性が互に排斥しないと云ふことが出て來なければならぬであらう。

このことは現實性と非現實性に對する可能性の無記性に正確に相應する (第二無記性法則の第十一節)。無記性の支配する處では排斥關係は除外される。さて然るに實在境域では無記性は廢棄される (第一原理は、實在者の如何な

る様相も他の様相に對して無記的でないといふのであつた)。無記性の代りに排斥か又は包含が來る。こゝでは包含は問題でないから排斥のみが残る。従つて實在境域では六つの自明の排斥法則に對して二つの新しい、何處までも逆説的な排斥法則が加はる。即ち、(一) 非存在の可能性と現實性、並に(二) 存在の可能性と非現實性が排斥する。

さて第七圖の圖式を一瞥すれば、そこで排斥が疑はれ得るやうなもう一つの關係が残つてゐる。即ち、正負の可能性の關係である。併しこのことは即ち、この二つが同一の物に於て共存し得ないといふ可能性の分裂を意味するのである。これも充分逆説的である、そしてこれはもつと吟味するべきであらう。併し今のところそれは妥當せしめねばならぬ。全結論は今や非常に簡單になり、一つの命題に總括される。

第二原理。一切の正の實在様相は一切の負の實在様相を自己から排斥する。そして排斥は相互的にのみ可能であるから——一切の負の實在様相は一切の正の實在様相を自己から排斥する。

この命題を、一切の特殊の排斥法則が基く所の普遍的原理として觀察する時には、丁度今述べた逆説的な排斥諸法則はそれの系として示される。然るに原理の眞の意義はこれ等の系にかゝつてある。それ故これを明白な形で把握することは價値がある。この排斥關係の相互性に相應して、二つの法則の各々は二つの項に分裂する、そこで我々は總計四つの「逆説的排斥法則」を得る。それ等はこゝで、解體的と閉鎖的との二重の式述に於て並列せしめられる。

- (一) 非現實的であるものは、その存在はまた可能でない (非現實性は正の可能性を排斥する)。
- (二) 現實的であるものは、その非存在はまた可能でない (現實性は負の可能性を排斥する)。
- (三) その存在が可能である所のものは、非現實的たることは出來ない (正の可能性は非現實性を排斥する)。

(四) その非存在が可能である所のものは、現實的たることは出来ない(負の可能性は現實性を排斥する)。最後の二つの命題(特に(三))を、その内容に就て見ると、そこでは既に、思想のそれ自身の様相的構造から實在的世界の構造への移行を特徴付ける所の・様相的根概念の革命が告知されてゐる。これ等の事柄は一切の慣れた吟味された思考技術に矛盾する。實に論理の地盤が動搖するやうに見えるのである。

## 〔五〕 第三原理

併し實在様相は包含に於て初めてその眞の面目を示す。包含は遙かに重要な間様相的法則である。何となれば包含のみが、諸様相の正の關係を——それが規定された關係である限り——形成するからである。無記性は無規定的な關係で排斥は負の關係に過ぎない。

第二原理によれば、六つの實在的様相は、相互に全的に排斥する二つの群に分れる。水平線が限界線を形成する(第七圖)、それが負の様相を正の様相に對して區別する。この限界線を越しては兩方から包含がない、この線を越しては排斥があるのみである。かくて二つの群のみが、各々それ自身に閉されて、可能な包含の活動領域として開かれてゐる。

さてこの限界の内部で昔から四つの包含法則が妥當した。これは色々の把握に於て——或はより多く論理的に、或はより多く存在論的に——認められ、或はまた單に暗黙に豫想されて見出される。これは解體された形式で次の如く述べられる。即ち、(一) 必然的であるものは、また現實的である。(二) 現實的であるものは、また可能である。

(三) 不可能であるものは、また非現實的である。(四) 非現實的であるものは、その非存在はまた可能である。次に第一及び第二の命題から次の系が生ずる。即ち、(五) 必然的であるものは、また可能でなければならぬ。同様に、第三及び第四の命題からは次の系が生ずる。(六) 不可能であるものは、その非存在は可能でなければならぬ。

閉された形式ではこの六つの「自明の包含法則」を四つの命題に總括することが出来る。即ち、(一) 必然性は現實性と正の可能性を包含する。(二) 現實性は正の可能性を包含する。(三) 不可能性は非現實性と負の可能性を包含する。(四) 非現實性は負の可能性を包含する。

これ等の法則の證明は純形式的な自明のものである。併しそれだからとて決して無意義のものではない。これ等は實在境域でも維持される、たゞそこで唯一のものではない。何故必然性が何時も現實性の上に置かれるかの根據も第一にこれ等の法則に存する。即ち、こゝでは必然性は正に他の二つの正の様相を包含する、より規定的な様相として示される、然るに現實性は只一つ、可能性は一つも包含しないのである。そして負の様相に於ても同様に、不可能性は否定的に最も規定された様相で、他の二つの負の様相を包含する、然るに非現實性は只一つを、非存在の可能性は一つも包含しないのである。

境域の實在性格を觀察に引き入れる迄はさう見える。このことが何を意味するかを明かにすることは大切である。それは、様相のこの形式的(又は中立的)把握に於ては、包含法則は倒逆は出来ないといふことを意味する。即ち現實性は必然性を含まない、可能性は現實性も必然性も含まない。同様に非現實性は不可能性を含まない、負の可能性は

非現實性も不可能性も含まない。高い正の様相は低いものを含む、併し低い正の様相は高いもの（又は、形式的關係に於て高いものとして妥當する所のもの）を含まない。低い負の様相（又は、形式的に低いものとして妥當するもの）は、高いものを含むが、高い負の様相は低いものを包含しない。

然るにこれこそ實在境域に於て根本的に變る所のものである。次の如く考へよ。たゞ三種類の間様相的關係、即ち無頓着、排斥、包含があるのみである。現實性の必然性に對する關係、正の可能性の現實性及び必然性に對する關係は、一體この三つの中のどれであらうか。同様に非現實性の不可能性に對する關係、負の可能性の非現實性と不可能性に對する關係は、どれであるか。排斥は問題でない、これは境界線（水平線）を越すのみである、従つて正と負の様相の間にのみ現はれる。然るにこゝで問題になつてゐる關係は、凡て（正又は負の）一つの群の様相の内部でのみ働く。形式的の關係では自明的包含のこれ等の對項に對して無頓着があつた。即ち、ここでは可能性は（まだ分離せず）現實性と非現實性に對して無頓着であつた。然る時には正の可能性も勿論必然性に對して無頓着、負の可能性は不可能性に對して無頓着であり得る。同様に現實性は必然性に對して、非現實性は不可能性に對して無頓着であつた。

さて第一原理によつて無頓着は實在境域では凡てなくなつた、如何なる實在様相も他の實在様相に對して無頓着ではなくなつた。そこで問題の關係は、排斥でも無頓着でもあり得ないから、包含關係であり得るのみである。それによつて包含の一方性は廢棄された。包含法則は相互包含の法則になる。かくてそれ等は實在様相の各一つの群の内部に成立する一切の關係を包括する。それ故それ等は非常に簡單な一つの命題に包括して言ひ表はされる。即ち、

第三原理。一切の正の實在様相は互に包含する、一切の負の實在様相は互に包含する。

それ故形式的な包含法則はそのまゝ残つてゐる。それに對して新しい法則として更にその倒逆が加はつた。高い正の様相が低いものを包含するばかりでなく、低いものも高いものを含む。低い負の様相が高いものを含むばかりでなく、高いものも低いものを含む。

第二、第三の原理を總括すると、實在的境域に於ける間様相的關係の全體像は一層統一的になる。正の様相の群を負の様相の群から分つ所の境界線が今や完全に中心現相になる。線の上部に來る一切の關係は排斥である。一つの群の内部を支配する一切の關係は線の上でも下でも包含である。第三種の關係は現はれない、何となれば六様相の凡ゆる可能な關係は上述で盡きるからである。それは、第一原理が無記性が廢棄されたと言つてゐるのと一致する。

さて一切の範疇的凝集（一つの層の範疇的內的關聯）は包含の形式を有するが故に、實在者の様相に就て次のやうにも言はれる。即ち、その二つの群の各々はそれ自身に於て完全に關聯的である、併し二つの群相互は全然分離的である。こゝで言表されるのは存在と非存在との特有な徹底性である、この徹底性は實在性の本質へ投ぜられた最初の存在論的の光である。

### 〔六〕 第三原理の諸系

兎もあれ、第三原理の餘りに簡單な定式は、その存在論的の意味をたゞ漠然と暗示するのみである。この原理の中に何が含まれてゐるかを見るためには、確かにこれを個々の包含關係に分けて見なければならぬ。

この中には全體で十二の包含法則が含まれてゐる。即ち、上で數へた・様相の形式的關係でも既に明瞭である六つ

の明證的な包含と、その倒逆たる・實在的境域にのみ特有である六つの逆説的包含とである。後者のみが存在論的意義を有することは自明である、何となれば實在的な在り方の特有な構造はそれ等のみか、つてゐるからである。従つてまた第三原理の本來の意味はそれ等のみ存する。

これ等の六つの逆説的包含法則の系列に於ける相稱的構造は、二つの様相群に於て可能性から出發し、各々の法則に於て術語的に纏つた式述を、より具體的に働く解體された式述と並置する時には、最もよく表現される。

- (イ) 正の實在的様相の逆説的包含は、
  - (一) 實在的に可能であるものは、それは實在的に現實的でもある(正の實在可能性は實在現實性を含む)。
  - (二) 實在的に現實的であるものは、それは實在的に必然的でもある(實在現實性は實在必然性を含む)。
  - (三) 實在的に可能なものは、實在的に必然的でもある(正の實在可能性は實在必然性を包含する)。
  - (ロ) 負の實在的様相の逆説的諸包含は、
    - (四) その非存在が實在的に可能である所のものは、實在的に非現實的でもある(負の實在可能性は實在非現實性を包含する)。
    - (五) 實在的に非現實的のものは、それは實在的に不可能でもある(實在非現實性は實在不可能性を含む)。
    - (六) その非存在が實在的に可能である所のものは、實在的に不可能でもある(負の實在可能性は實在不可能性を包含する)。

この二つの法則群の内部に於て、關係は、第三法則が最初の二つのものから結論として二度生ずると云ふやうにな

つてゐる(第三法則が(一)と(二)から、第六法則が(四)と(五)から)。何れにしても第一群の法則は遙かにより重要である、それは勿論正の様相の法則だからである。その中でも——第三法則は系に過ぎないのだから——存在論的の意義は最初の二つの法則に存する。こゝでは逆説的の性格も最も強く凝集して、謂はゞ強制的に見える。この二つの法則は實在的存在のこの後の様相分析に於て決定的の役割を演ずる。否、その意義は様相問題の領域を遠く越して實在的境域の構造的關聯にまではいる。第一法則は實在的世界の組立に於ける可能性の役割を、第二法則は必然性の役割を規定するが故に、この兩法則は次に「可能性の實在法則」及び「必然性の實在法則」といふ一義的の名稱を以て呼ばるべきであらう。

この要求多く響く名稱の辯明は、六つの法則そのもの、證明によつて初めて與へ得られるであらう。何となれば差當つてはこれ等の法則は凡てたゞ列擧されただけである。これ等の法則はまだその存在論的内容に於てさへも説明されてゐない、況んや證明されてゐない。實在現實性の本質に關する最も重要な間様相的關係はこれ等の法則ではまだ全然表現されてゐないことさへも示されるであらう。この凡ては間もなく述べられるが、こゝで先取されることは出來ない。

證明そのものは直接に原理にまでは擴がることは出來ない、何となれば原理はその普遍性から餘りに抽象的であつて、概括的に證明され得ないからである。證明は系に於て始め、然る後系から原理にまで登らなければならぬ。それで證明は、自明の法則は證明を要しないから、十個の間様相的法則、即ち四つの逆説的排斥法則と六つの逆説的包含法則に就て行はれるであらう。この二つの法則群の中に實在の様相法則が全部含まれてゐる。

## 第二章 實在者の間様相的法則の形式的證明

## 第十五節 實在可能性の分裂法則

## 〔一〕 形式的證明と質料的證明との關係

間様相的法則はその内容を洞察することによつてのみ證明することが出来る。これは他のより普遍的な法則から證明され得るやうな演繹的法則ではない。一體にしてこゝでは——範疇分析では常にさうであるが——本來の證明といふことはない、寧ろたゞ指示と提示があるのみである。逆説的法則は勿論充分な形式に於て論述され得る證明を要することが切である。それが出来得る限界内にあることは、決して簡単なことではないが、併し遙かにより謙遜的なことである。即ち、逆説的なものを洞察することを覚えることである——但、それは自明なものに突き當るまでである。

それには二つの方法がある。即ち、法則そのもの、中で明證的法則を出發點として、そこから間様相的關係の引きによつて他のものに導かれることが出来る。次に、具體的のものから、それを法則とする存在境域——この場合では實在境域——が、實際にその法則を含み、それによつて了解され得ることを示すことが出来る。第一の方法はアプリアーの方法である。これは勿論緊密ではあるが、併し單なる形式的證明に歸着する。第二の方法は經驗の地盤

からの分析的進入の方法である。これは緩やかな組立ではあるが、廣く事實に根差した質料的の證明になる。純様相的論議の性格を有するのは形式的證明のみである。質料的證明は、關係の様相に特有な・かの外的依存性の構成的方面に頼るのである。

我々は初めから本來の根本的な開明は質料的證明に存しなければならないこと、それは、この證明は實在關係の構成的方面の迂路を通るからであるといふことを明察してなければならぬ。在り方は、隨伴的仕方によつてたゞ内容的なものに於てのみ——假令様相的なものを把握するには、常に同時に内容的なものから目を逸らさなければならぬといふこと——掴まへられることが出来るといふことは、全く在り方の本質に存する。それ故迂路はよりよき道である。

併しそれだからとて形式的證明は餘計なものと考えてはならない。これはたゞ別な作用を有する。これは實在者の様相諸關係の直接の觀望である。謂はゞ傳統的の見方が何時もたゞ遠くから、論理的の——部分的にはまた認識論的の——様相の眼鏡を通してのみ見てゐた。まだ餘り人跡の至らない見知らぬ土地に於ける存在論的の定位である。形式的の證明はこのやうな仕方で、純粹に確認的方法である、これはアプリアーに洞察され得る關聯を頼りに一點又一點と模索して行く、そしてこのやうな作用があるから、全く違つた質料的方法の歩き方によつては置き換へられることは出来ない。

然るに眞の「證明力」は後者に存するが故に、却つてこゝでは形式的證明から始むべきである。即ち、定位は哲學的認識による新國土の領有に先立たねばならぬ。

## 〔二〕 分裂法則の意味とその洞察性

形式的證明はその出發點を、形式的に自明な間様相的法則の中に明らかにし、も隠約にも含まれてゐないが、併し別な所で洞察され得る命題に於てのみ有し得る。我々はこのやうな一つの命題を實在可能性の二つの違つた様相への分離に於て獲得した。

二つの様相とは存在の可能性(可<sup>+</sup>)と非存在の可能性(可<sup>-</sup>)とである。圖式(第七圖)では、實在様相の正負の群を分つ線に對して、一つは上方、一つは下方に來る。様相的根本法則によれば、この存在と非存在に於て現實性と非現實性が問題である。それ故分裂は、現實存在の可能性(可<sup>+</sup>)は同時に非現實存在の可能性(可<sup>-</sup>)ではないといふことを意味する。又逆に後者は同時に前者ではない。兩者は相互に排斥する。このことは分解した形式では次の如くなる。

(一) 實在的に可能である所のものは、その非存在は實在的に可能ではない。

(二) その非存在が實在的に可能である所のものは、實在的に可能ではない。

この二重命題は次には簡單に「可能性の分裂法則」と呼ぼうと思ふが、これは存在法則である。これは任意の境域に於ける任意の可能性には妥當しない。差當つて實在的存在可能性にのみ當嵌まる。これがそれを越して尙その上の妥當性を有するか否かは今の處未決定に止まらなければならない。この法則はこの制限に於ても、既にそれが一見して認められるよりも内容が充實してゐる。この法則が洞察に齎らされる時には、實在様相の領域に於ける一切の形式的

論證の自然的な出發點である。それ故これは「認識の根據」に對しては、實在者の間様相的關係を他の諸境域の間様相的關係から別つところの限界を形成する。

然るに分裂法則は——既に前に言つたこと(第十三節)に結び付いて——次のやうにして洞察に齎らされる。實在的現實性は實在可能性を豫想する、そして實在的非現實性は非存在の實在可能性を豫想する、これは自明な包含法則のうちの一つである。(第十四節の(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)、(二十)、(二十一)、(二十二)、(二十三)、(二十四)、(二十五)、(二十六)、(二十七)、(二十八)、(二十九)、(三十)、(三十一)、(三十二)、(三十三)、(三十四)、(三十五)、(三十六)、(三十七)、(三十八)、(三十九)、(四十)、(四十一)、(四十二)、(四十三)、(四十四)、(四十五)、(四十六)、(四十七)、(四十八)、(四十九)、(五十)、(五十一)、(五十二)、(五十三)、(五十四)、(五十五)、(五十六)、(五十七)、(五十八)、(五十九)、(六十)、(六十一)、(六十二)、(六十三)、(六十四)、(六十五)、(六十六)、(六十七)、(六十八)、(六十九)、(七十)、(七十一)、(七十二)、(七十三)、(七十四)、(七十五)、(七十六)、(七十七)、(七十八)、(七十九)、(八十)、(八十一)、(八十二)、(八十三)、(八十四)、(八十五)、(八十六)、(八十七)、(八十八)、(八十九)、(九十)、(九十一)、(九十二)、(九十三)、(九十四)、(九十五)、(九十六)、(九十七)、(九十八)、(九十九)、(一百))。さて一つの様相が他の一つの様相に豫想されてゐるといふことは、その中に取り入れられてゐるといふこと、又は含まれてゐるといふことである。然るに或る物の現實存在に於てその存在(現實存在)の可能性のみが含まれてゐることが出来る、非存在(非現實的存在)の可能性は含まれることは出来ない。同様に、或る物の非現實存在に於てはその非存在(非現實存在)の可能性のみが含まれることが出来る、その存在(現實存在)の可能性は含まれることは出来ない。それ故兎に角兩者には選言的な二重可能性が含まれてゐることはあり得ないのである。

こゝで考へよ。若し非存在の可能性も現實性に含まれてゐるものとすれば、既に現實である所のものが非存在たることも、即ち同時に非現實的たることもあり得なければならぬであらう。そして若し存在の可能性が非現實性の中にも含まれてゐるものとすれば、非現實的である所のものが尙存在することも、即ち同時に現實たることもあり得なければならぬであらう。兩者とも、若し日常に於て我々が可能性を大體考へ得られること、解するやうに、これを緩かに不規定的に「一體にして可能であること」と解せば兎も角意味がある。今、現實でないものも、勿論、一體にしてあり得る、即ちそれは現實的になり得る、又は現實であつた。次に今現實的なことも、一體にしてないこともあり得る。

る、非現實的になり得、又それであつたこともあり得る。この考には非難すべきことはない。併し實在的可能性ではそのやうな漠然たる可能が問題ではない。實在的存在は一定の「今」此處に「ある」である。その過程性、時間的に交代する存在と非存在とは既にその中に含まれてゐるのである。このことは此處と今に於ける一義的存在に矛盾しない、従つて同一の此處、今の中に非存在可能が排斥されてゐること、矛盾しない。實在的可能性は全く此處に今可能であることである、それは一定の可能存在である。形式的に一體にして可能である所ものは、一義的な時間規定性を有する實在に於ては（更に空間規定性を有する物理的存在に於ては）まだ中々可能ではない。

これが即ち様相的規定に於て次の如く言はれたものである。即ち、非存在の可能性は實在者の現實存在に於ては（即ちその一時的な過ぎ去る現實存在に於ては、それが續いてゐる限り）排斥される。充分な實在規定性に於て現實的である所ものは、同じ規定性に於て同時に非現實的たることはあり得ないと。同様に、存在の可能性は實在者の非現實存在に於て（即ち、正に差當つてその一時的な非現實存在に於て）排斥されてゐる。存立する實在的關係の充分なる規定性に於て非現實的である所ものは、それは同一の規定性に於て同時に現實的たることは出来ない。然らざれば二つの様相に於て實在矛盾が生ずるであらうと。

### 〔三〕 分裂法則の系

可能性からと同様に、現實性からも論證することが出来る。實在現實性は現實存在一般ではない、任意の考へ得られる事情の下に於てそれではない、或る物(A)の・實在者の一定の關係に於ける——即ち一定の時に於ける（そして

物理的存在では更に一定の空間に於ける）——一定の現實存在である。別な時に（別な場所で）、別な實在關係に於て現實的である所ものは、それは内容的には全然同一のものではない。その現實性はAのそれではなく、Bの現實性である。關係は、時空規定を含めて、凡て共にAの實在規定性に屬する。その一部を廢棄すると、又は他のものと代へると、それはもはやAではなくBである。而して勿論、Aは現實的で、Bは非現實的たることは極めてよくあり得る、たゞそれはAと眞に同一なものではあり得ない。

さてAがかかる豊かな規定に於て實在的に現實的であるならば、そのことは直接には、Aが非現實的でないことを意味するばかりでなく、Aがこの豊かな規定に於てもはや非現實的である可能性をもたないこと、即ちその非存在が不可能であるといふことを意味する。何となればそれが早かれ遅かれ——即ち變化した規定に於て、従つてもはやAとしてではなくBとして——非現實的であり得るといふことは、こゝでは問題でない。それは固より少しも争はれない。併しその非存在が今、不可能であることにはやはり變りがない。

非現實存在に就ても同様である。實在非現實性は、何時か何處かといふ「非現實存在一般」を意味しない、或る物(A)の實在者の一定の關係に於ける、一定の時に於ける、（物理的存在では更に一定の空間に於ける）、一定の非現實存在である。別な時に、（別な場所で）、別な實在的關係に於て非現實的なものは、内容的にはもはや同一のAでない。そしてその非現實性はAのそれではなく、Bの非現實性である。關係は即ち凡て共にAの實在規定性に屬するのである。さて一つのAがこの規定充實に於て非現實的であるならば、それは直接には非現實的であることを意味するばかりでなく、それは可能でもない——即ちこの規定充實に於て正に可能でないことを意味するのである。何となればそ



それは前に又は後に、別な規定充實に於て（即ちもはやAとして、なくBとして）、可能であると云ふことは、ここでは問題でない。それは分裂法則からも否定は出来ない。併しその存在が此處で今可能でないといふことには變りがない。以上の考察によつて、可能性の分裂法則は實在境域に對して證明されたものとして見ることが出来る。勿論この證明とは所屬の實在様相を照し出すといふ意味に於てのみである。併しこの照すことは上述で終つたのではない。寧ろそれは丁度始まつたばかりである。それ故證明は、様相分析が進むに従つて更に一層強固にされるだらうことは期待される。

併し同時にこの論證によつて分裂法則の内容も新しい方面から示された。即ちこの法則は極めて確然と二つの基本的様相たる實在現實性と實在非現實性の様相的構造を規定してゐる。これは次の二つの命題に總括される。即ち、

- (一) 存在の可能性が實在的現實存在に含まれることによつて、非存在の可能性は存在によつて排斥されてゐる。そして、
- (二) 非存在の可能性が實在的非現實存在に含まれることによつて、存在の可能性は非存在によつて排斥されてゐる。

この二重法則は實在的境域の全性格及び實在的存在一般的存在論的意味に對して非常に結果が重大である。この法則は全境域の間様相的法則への鍵である。然るに間様相的法則は實在的存在そのもの、純粹に様相的な開陳に外ならない。既にこの法則の單なる意味分析が、上述の三つの原理、特に逆説的包含法則の證明を擔ふことが出来る。これ等の諸法則に突き當ることなしに、この二重法則のそれ自身に於て複雑な内容を區分することは出来ない。

併しこれ等の結論はもつと秩序整然となさるべきである。一切の豫決はたゞ事柄を曖昧にするだけである。特にここで細心の研究が必要である。

#### 〔四〕 現實性と時間性。實在者の冷厳

併しここでこれ以上の研究に入るに先立つて、分裂法則に存する他の何よりも了解し易い、そのもう一つの別な方面を取り出さなければならぬ。何となればこの方面は實在者のよく知られた特質を充分に表現するからである。

現實性の中に非存在の可能性がないといふことは一體何を意味するか。それは一度現實的になつたものは如何にしても非現實的にはなされ得ない（後戻りはさせられない）ことを意味する。次に非現實性の中に存在の可能性がないと云ふことは何を意味するか。それは、一度その時に於て非現實的になつたものは、如何なる仕方でもはや現實的にはなされ得ない（即ちその時に於てあつたのと同じのものとして）といふことを意味する。かく考へると、可能性の分裂法則は「實在者の冷厳」の法則として自己を示す。即ち、在り方としての實在性に對して絶對的な徹底的な決斷性を——しかも積極的にも消極的にも——歸する法則として。

このことは實に一度出来上つたもの、よく言はれる「假借なきこと」と、一度中止されたもの、「再び恢復し難きこと」を言ふものに外ならない。これは中止されたものが後に何時か生ずることがあり得ない、一度出来上つたものが再び消失することがあり得ないと言ふのではない。たゞ過ぎ去つたものとしてそれは起らないものとする事は出来ない、未來のものとしてその時に於て在つたのと同じものとする事は出来ないと言ふのである。實際生活ではこ

のことは實際に實在的出來事の厳しさを形成する。即ちこゝでは一度起つたことは世の如何なる力を以てしても起らないものとする。ことは出來ない、一度愈つたことは世の如何なる力を以てしてもそれが屬すべきであつた出來事の缺けた處へ入れることは出來ないのである。

時は實に生成したもの、上を越して行く、そしてそれを新しく生成するもの、中に消失せしめる。併し生成は存在の軟化ではない、たゞその範疇的形式である、實在存在の普遍的形式である。時間的未來の流れは一度生成したものをたゞ現在のものとして解體する、——後の時に於てはそれは即ち過ぎ去つてゐる、——そしてそれをその時に於て、その一回きりの實在關係に於て存在するものとしては保存しないのである。現在のものは過去のものになる、然る時にはもはや現在ではなくなる、併し過去はそれを固く捕へて離さない。過去はそれを保存し、それによつてそれを廢棄出來ないものとする。

過去のもの(と未來のもの)は非存在者とし、現在のもの、みを存在者として、時そのものは現實者の永遠の解體と解することは、存在論的に誤れる時間概念である。人間の時間意識ではさうなるかも知れない——それも部分的に正しいのみである——實在的出來事では別である。勿論一切の實在現實者は過ぎ去る、併しそれはその存在形式そのもの、即ち生起(生成、流動)の時間性である。時の流れに於てそれが過ぎ去ることはそれが繼續した期間に於て非現實的になることではない。時間性はそれが、それがあつた時間位置に於て、且つ時間的に不動に結ばれた實在的關係一般に於て不動に立つてゐることには手を觸れないのである。時間性はそれに對して、その時に於ける現實性を許す、過ぎ去ることそのことに於ても、過ぎ去つてあることに於てもさうである。何となれば、その時もそれと共に消失するからである。これが即ち時間的存在の特色であり、過去へ沈むことの條件そのものである。如何にしてそれ以外であり得やうか。過去への沈下は一體にして、その實在的現實性の充分な内容をもつてその時間點に固着せしめられる所のもののみ可能である。然らざればそれは、その時と共に不可止的に沈むことを要しないであらう。

これが分裂法則の具體的意味である。これは實際絶對的冷嚴的法則である、謂はゞ一切の實在的現實者の冷膽的法則である。即ち一時的な過ぎ易きもの、確乎不動性の法則、止め難きもの、移し難きもの、不斷に去り行くもの、維持の法則、又は——この言葉を必要な用心を以て取れば——時間的なもの、そのもの、超時間性の法則である。そしてこの凡ては主觀的に思想の中にあるのではない、一切の知と意識の手前、その時間性の中に引き延ばされた實在的出來事の流れの中に存する。

實在者の一つの構造範疇である時間そのものからは、このことは見えるやうにはならない。併し實在者の様相範疇からは見えるやうになる。時間の一切の範疇分析は實在様相の範疇分析がそれに先立たなければ無駄である。可能存在及び現實存在の意味に時間的存在の了解が、つてゐる、その逆ではない。そのことは實在的可能性の分裂法則が述べてゐる。即ち、現實的であるものはもはや非存在たることは出來ない、非現實的であるものはもはや存在たることは出來ない。併しこゝから一種のエレア主義を読み取らうとするならば、この法則を全然誤解するであらう。生成を休止させることによつては——一體にして存在と生成は反對だといふ古人の誤解を以てしては——何も出來ない。生成は寧ろ實在的存在の通通的の形式である。それ以外の形式はない、持続さへも緩徐にされた生成に過ぎない。上の法則を時間性の明白な強調の下に言ひ表せば、それは簡単に次の如くなる。即ち一度その時に於て現實になつ

たものは假令須臾の變化でも、それは永遠にこのその時に於て一つの現實者である、假令後の時に於て既に長いこともはや現實的ではなくなつても。同様に、一定の時に一度現實的でなくなつたものは、それは永遠にこの一定の時に於て非現實的なものとして残る、假令後の時に於てそれが長い間現實となつてゐたとしても。實際に於てそれはその時には内容的には同じものではなく、別な實在關聯に於て別なものになつてゐるのである。

これが過去の「永遠の靜止」の存在論的の意味である。併しこゝで眞に教訓になることは、時間性よりは寧ろ實在存在一般の、且つそのものとしての存在の本質である。これが直ちに實在者の様相分析の第一歩で、他の仕方では解け難い在り方の謎はこゝで明かになり始める。

### 第十六節 第二及び第三原理の形式的證明

#### 〔一〕 逆説的な排斥法則の演繹

證明の本質には「認識根據」に従ふと云ふことが存する。證明は基礎的なもので始め、從屬的なものに進む要はない。證明の出發點は、任意にそれを見出した處で選ぶことが出来る。實在者の間様相的法則の中で疑ひなく、肯定的なものが基本的なものである。これは逆説的包含法則として第三原理の下で數へられたものである。その中でも特に第一と第二とである(第十四節の「六」)。これ等はその中心的位置と、その特有な存在論的意義を顧慮して、既に先取的に「可能性の實在法則」及び「必然性の實在法則」と呼ばれた。これ等の法則によれば、實在的に可能である所のものは、實在的に現實的でもある、實在的に現實的である所のものは、實在的に必然的でもある。

この兩法則の證明に今や凡てがかゝつてゐる。兩者から他の一切の間様相的關係は、即ち包含も排斥も凡てが明瞭になる。無記性の廢棄さへも間接にはそれにかゝつてゐる。これ等の凡ては「存在根據」のこの二つの法則に根差す。

この二つが證明され、ば他のもの、證明は(存在に於ける依存として)單に「存在根據」に従へばよいことにならう。併し今のところ兩法則は證明されてゐない。そしてそればかりでなく、これを洞察に齎すことは、我々が今控へてゐる課題の中で最も困難なものである。それ故我々は逆の道を取つて、容易に證明され得る諸法則から始めなければならぬ。これは「我々に取つて先なるものからそれ自體に於て先なるものへ」、依存的なものから基礎的なものへ進む「認識根據」の道である。

今のところ實在可能性の分裂法則が與へられてゐるだけである。併しこの法則に於て隠された豊かな内容が既に開陳されて顯はされてゐる。これは實在可能性と實在現實性の意味から直接に洞察に齎らされ得る唯一の法則である。更にそれが既に間様相的法則の、しかも一つの同時に正と負の間様相的法則の形式を有すること、即ち二重の包含と排斥の形式を有することが示された(第十五節「三」の式述を参照)。次の演繹の必要のために、この結果を内容を變へずに次の如く式述を變へることが出来る。

- (イ) Aの實在的現實存在の中にAの可能性が含まれてゐる、非Aの可能性は排斥されてゐる。
- (ロ) Aの實在的非現實存在の中に非Aの可能性が含まれてゐる、Aの可能性は排斥されてゐる。

さてこの式述の豫想の下に先づ以て第二原理の逆説的諸系が證明される。この原理によれば、一切の正の實在の様

相が一切の負のそれを自己から排斥する、その逆も妥當するといふことであつた。この原理の證明そのものは單に四つの逆説的系にかゝつてゐる、何となればその他の排斥法則はそれなしにも自明だからである。

さて次に上の分裂法則の變形された式述を見て、すぐ目に付くことは、その一半(ロ)に於ては、第一の逆説的排斥法則、他半(イ)に於ては第二が既に含まれてゐることである。Aの實在的非現實存在の中にAの可能性が排斥されてゐるならば、同様にAの實在的現實存在のなかに非Aの可能性が排斥されてゐるならば、このことは次のことに外ならない。即ち、

- (一) 實在的に非現實的であるものは、その存在は實在的に可能でない。そして
- (二) 實在的に現實的であるものは、その非存在は實在的に可能でない。

併しこれは既に第二原理の最初の二つの系であつた(第十四節の(四))。それ故、原理自身もこれで半ば證明されたことになる。然るにこの二つの命題によつて本來何が言はれてゐるかを考へると、これは倒逆が出来ることが見出される。而してその倒逆は系の三と四である。

形式論理的には事柄は次の如くである。即ち、二つの證明された命題(一)と(二)は否定的な普遍的な判断である、「凡ゆるSはPでない」の形式を有する。この形式の判断は純粹である——即ち量を変へずに換位される(單純換位を許す)、即ち、「凡ゆるSはPでない」から「凡ゆるPはSでない」が生ずる。それ故Aの一切の非現實性がAの可能性を排斥するならば、Aの一切の可能性もAの非現實性を排斥せねばならぬ。同様に、Aの一切の現實性が非Aの可能性を排斥するならば、非Aの一切の可能性もAの現實性を排斥せねばならぬ。

この二つの換位は形式的に齊合的であるばかりでなく、内容的にも正しい。即ち若し實在者に於てAの可能性が存し、この可能性に於て——選言的可能性に於ける如く——Aが非現實的であるやうな場合が残されてゐるであらうならば、このやうな場合はAの正の可能性が含まれるやうなAの非現實性を構成するであらう。然るに分裂法則(その第二の半分(ロ))によれば、この可能性はAの一切の非現實性に於て寧ろ排斥されてゐる。少くとも實在的非現實性が問題である時にはさうである。従つてAの一切の可能性に於てもAの非現實性が排斥されてゐなければならぬ。同じことが第二の換位にも妥當する。實在者に於て、非Aの可能性が存し、この可能性ではAが現實的であるやうな場合が残されてゐる時には、この残されてゐる場合はそこに非Aの可能性が包含されてゐるやうなAの現實性を意味するであらう。然るに分裂法則(その前半(イ))によれば、この可能性はAの一切の現實性に於て寧ろ排斥されてゐる。少くとも實在的現實性が問題であるときにはさうである。従つて非Aの一切の可能性の中にはAの現實性が排斥されてゐなければならぬ。

かくして生ずるものは二つの残りの排斥法則の群に外ならない。即ち、第二原理の第三と第四の系である。これを解體して述べれば、

- (三) その存在が實在的に可能である所のものは、實在的に非現實的たることは出来ない。そして、
- (四) その非存在が實在的に可能である所のものは、實在的に現實的たることは出来ない。

この四つの法則と同時に實在の間様相的關係の第二の原理も一體にして形式的に證明された。何となれば他の排斥法則はそれ自身自明だからである。たゞ四つの逆説的な排斥關係が證明を要したのみであつた。それ故各正の實在的

様相は各負の實在の様相を、各負は各正を排斥する。この例外となるやうな様相はない。

### 〔一〕 正の包含諸法則の形式的證明

併し事實上はそれ以上に遙かに多くのことがなされてゐるのである。何となれば、上に得られた諸命題に基いて、逆説的の包含諸法則、特に「可能性の實在法則」と「必然性の實在法則」も證明され得るからである（第十四節）<sup>(の六)</sup>。この證明は今法則の重要な内容を見て推理されるよりは遙かに簡單である。それは包含法則は排斥法則の中に既に暗黙に含まれてゐるからである。後者をたゞ肯定的に読みさへすれば、前者はひとりで出て来る。

逆説的排斥法則の第三によれば、實在可能性は實在非現實性を排斥する。さて非現實性と現實性は相互に矛盾的に對立し、従つて排中律の下に來る故に、その非現實性が排斥された所のもは必然的に現實的でなければならぬ。實在的に可能である所のもは、實在的に非現實的たることは出來ないといふ命題は、それ故肯定的に讀めば、直接に、可能性の實在法則の言ふ所のものを意味する。それは

第一逆説的包含法則である。即ち、實在的に可能である所のもは、それはまた實在的に現實的である。（實在可能性は實在現實性を包含する）。

更に、第二逆説的排斥法則によれば、實在的現實性は非存在の實在的可能性を排斥する。さて非存在の可能性（非Aの可能性）と存在の必然性（Aの必然性）は相互に矛盾するが故に、即ち排中律の下に來る故に、従つてその非存在が排斥された所のもは現實的であるばかりでなく、更に必然的でなければならぬ。非存在の不可能性は正に存在

の必然性である（第十四節）<sup>(の七)</sup>。第三等價法則）實在的に現實的であるものは、その非存在は實在的に可能でないといふ命題は従つて、肯定的に讀めば、直接に、必然性の實在法則で述べる所のものを意味する。それは、

第二逆説的包含法則である。即ち、實在的に現實的のもは、それは實在的に必然的でもある。（實在的現實性は實在的必然性を包含する）。

さて更にこの二つの實在法則を總括すると、それから三段論法で第三の逆説的包含法則が生ずる。第二法則が大前提、第一が小前提、現實存在が中名辭、結論は可能性と必然性の結合を述べる。現實性が必然性を含み、そして可能性が現實性を含む一つの存在領域では、明かに可能性は必然性を含まなければならぬ。もし實在者の世界が、そこで現實的なAがそこで必然的でもあり、そこで可能的なAがそこで現實的でもあるやうに出來てゐる時には、その世界はそれによつて、そこで可能なAはそこで必然でもあるやうになる。然るにこれはその充分なる形式に於て

第三逆説的包含法則である。即ち、實在的に可能である所のもは、それは實在的に必然的でもある。（實在可能性は實在必然性を包含する）。

この三つの法則を三つの正の自明の包含法則（第十四節）<sup>(の五)</sup>と一緒にすると、それによつて第三原理の前半は證明される。即ち、一切の正の實在様相は相互に包含する。

### 〔三〕 危険な誤解の拒否

形式的證明の方法は、間様相的關係を、それ自身で洞察され得る出發點（分裂法則）から説明し、內的に照すことで

ある。これは純粹な證明に比して一方ではより少く、他方ではより多いのである。即ちこれは同時に實在性の様相的構造に於て事情を内容的に明かにすることである。このことは論證の各點に於て繰り返されることは出来ないが、全思想過程に於て現在しなければならぬ。この結論は、その結果——それは法則そのものである——が、同時に、形式的取扱に於て潜入するのを常とする誤解から保護されるべきことが必要になると云ふことである。何となれば、そのやうな結果を把握する式述は、その中に意味されることを常にたゞ肯定的に述べることが出来るのみであつて、同時に、その中に意味されてはゐないが、併し豫め形而上學的に負はされた思惟がそこから聞き出すかも知れないやうなものを先取してこれを拒否することは出来ないからである。

丁度最初の三つの逆説的包含法則、それと共に全第二原理はかゝる誤解に曝されてゐる。こゝでこの誤解を取り除けて、思想の過誤を次のより大なる關聯の入口に於て直ちに遮断すべきである。

これ等の法則によれば、實在者に於ては、現實的のもので、必然的でもないやうなものはない、可能的のもので現實的で且つ必然的でもないやうなものはない。恰もそれに相應する自明の法則によれば、現實的のもので可能的でもないやうなものはない、必然的のもので、現實的で且つ可能的でもないやうなものはない、といふのと同様である。

若しこの結果をその言葉の意味で——即ち、本來證明されたもの、意味で——極めて正確に了解しないならば、若し意味を極少しても歪めるならば（このことは様相分析に慣れない人には初めにはどうしても起ることである）、こゝで三つの正の實在様相が相互に同一として定立された如き假相が起らざるを得ない。これは三つの様相の區別が廢棄されたことを意味することになるであらう。然るに區別が廢棄され、ば三つの様相は寧ろ凡て同一の様相になる。然

る時にはもはや間様相的關係に就ても言ふことは出来なくなる。それによつて實在性の様相的構造の全組立が崩れてしまふであらう。法則は無意味となり、空しき同義語反復となるであらう。一切の關係はそれが成り立つ要素の相違を豫想する。要素を同一として定立すれば、關係は廢棄される。それ故實在様相の包含を同一と解すれば、それはこの包含を一つの無意味な概念の遊戯に貶下し、存在論的に破壞することになる。

正當にはこのやうな誤解は初めから笑ふべきもので、何等言葉を費すに値しない。然るに歴史的經驗の教へるところによれば、哲學が眞の様相分析の野にたゞ一步でも踏み出す時には、何時何處でも直ちに、しかもまるで強制的な規則性を以て、この誤解が現はれ、實り多いこの着手のその後の働きを發端から遮断してしまふのである。それ故この誤解を永久に正すばかりでなく、——これは勿論容易になされた——更にその根元を曝露し、それによつて存在論的の思惟に自己吟味の道具を與へることが必要である。

先づ以て事實的のことは明かになつた。包含は同一ではない、包含法則は決して同一定立ではない。Aの現實性がAの可能存在を包含するといふことは、それがこの可能存在と一致することではなく、それを豫想することである。それ故三つの正の様相が實在者に於て互に包含するといふことは、それ等が相互に一致するといふことではなく、それ等が實在的なAに於て相互なしには成立し得ないといふこと、一つが常に他を豫想するか、又は自己に伴ふといふことである。それ故、現實的のAが同時に必然的であるといふことは、その現實存在がその必然存在に成立するといふ意味でない、現實的のAがその上になほ必然的であるといふことである。實在的に可能なAが同時に現實的であるといふことは、その可能性そのものが既にその現實性を形成するといふことではなく、何處までも可能なAがその上

になほ現實的だといふことに過ぎない。Aの現實存在はその可能存在とは全く別である、Aの必然存在はその現實存在及び可能存在とは全く別である。併しそれにも拘はらずそのやうなAの實在的性格には、その可能性はその現實性なしには、その現實性はその必然性なしには成立し得ないと云ふことがよく存し得るのである。

このやうな關係は様相の外にも澤山ある、そしてよく知られてゐる。例へば實在者の物的存在は空間性なしには成立しない、そして空間性(實在空間性として)は物質性(質量、重さ等)なしには成立し得ない。これ等は相互に包含する。併しこの際物質的存在そのものは空間的存在とは何處までも全く別である。このことは、實在的境域の外部に、質量や重さなしに成立する理念的空間性(幾何學的の)もあることから明かである。實在性一般と時間性の關係も類例である。即ち、一切の實在的のものは時間的である(生じ、滅び、過程する)、そして一切の時間的のものは實在的である。併し時間性と實在性とはそれにも拘はらず依然として非常に違つたものである、相互に他によつて簡單に特徴付けられることは出来ない。

内容的(構成的)規定の領域に於てこの種の包含を洞見することは容易である。ここでは誰も同一と混同しない。内容的相違は即ち掴み易いのである。然るに様相段階では内容的のものは問題でない、在り方が問題である、だから區別が誤られ易いのである。それ故、諸様相の相違を、同一の内容的形象に密接不離に結び付けられてゐる中で堅持するためには、極めて嚴密な存在論的反省を要する。

何となれば事實上實在諸様相の包含に於ても丁度同一の關係があるのである。可能性が如何なる意味、如何なる境域に於ても現實性を包含するとは、又現實性が如何なる意味でも必然性を包含するとは決して言へない。論理的境域

と認識境域では何れにしてもさうでないのである。たゞ實在者の在り方がそれを要求するのである、何となれば實在者を支配する關聯の特質がさういふものだからである。それ故實在者のこの在り方が實在様相の關係によつて特徴付けられるのである。併し正にその故にこそ實在様相の包含法則を、實在者の様相性格そのものが凡て合致して一つになる如く了解することは全然誤りである。それ等は何處までもそれ等がある所のものであり、根本的に違つた様相である。たゞ實在性が、ここではそれ等が相互に他なしには成立し得ないやうに出来てゐるのである。實在者の様相構造は様相の極めて特有な構造であり、こゝでは可能性と必然性とは現實存在の內的條件として働くといふことは、後の研究に於て示されるであらう。これに反してこの區別を最初の第一歩に於て直ちに拂拭すると、その結合の狭さのためにこれを見失はないようにすることは出来ない。従つて實在的世界の在り方の構造をこれ以上研究すべき道は初めから遮斷されるのである\*。

\*この關係に對する明白な證明は、事實から出發し、次にその事實が如何にして可能か、又は更に何故必然であるかを問ふ所の多くの科學の遣り方によつて與へられてゐる。純理批判のカントの遣り方でも、先づアプリアリーの綜合判斷の事實が示され次に初めてその可能性が問はれてゐる。このことは、同一のものが同時に可能で且つ現實であること(又は必然であること)、併しその可能存在(又は必然存在)はその現實存在と決して同一でないといふことを明瞭に豫想してゐる。然らざればその現實性を既に知つてゐるのに、如何にしてその可能性を一體にして問ひ得るか全然了解が出来ない。人が如何にしてそれが可能か(又は必然かさへも)を了解することなしに或る事の現實存在を明確に把握し得るといふことは、同一の實在者に存する様相の全的相違性に對する嚴密な證明である。

包含法則の積極的意味は同一とは非常に違つたものであつて、寧ろ極めて綜合的な、様相の本質に於ては充分な範

圍に於ては決して讀み取られないものである。だからしてこそこれ等の法則は逆説的なのである。「質料的研究」はここでこの關係のもう一つ別方面を示さねばならぬだらう。この方面は關係的様相の外的依存性から出發する時に初めて明かになるものである。次に、實在的現實性の意味に於ける現實存在は正の關係的様相の一致關係によつて擔はれてゐること、この關係ではこれ等の様相は相互に且つ現實性そのものから全く區別されて居り、そして各様相が實在性の構造に於てその特殊の作用を有することが示される。必然性と可能性はこゝでは現實性を擔ふ條件として現はれる。併しそれ等は實在境域では離れては現はれないから(即ち實在者の性質がそのことを要求する)、そこでそれ等は相互に包含し、その產出物たる實在現實性の背後に消失する。併しその様相的對立は維持されて残る。實在様相の範疇分析とは主として、それ等をその消失から素朴な意識に對して再び現はれしめ、そしてそれ等を區別して——相互から又現實性から——見えるやうにすることである。

このことを證明することは後の課題である、これには詳細な論述を要する。こゝで豫見はたゞ誤解を豫防するだけのものである。何となれば實際このやうに關係的様相が實在現實性の背後に消失することは、絶えず様相の相違そのもの、抹殺に誘ふからである。

然るにこの誘惑の外にこの誤解を助けるもう一つ別な純外的の動機もある。これは單に言葉の表現の習慣的な不正確に存するのではあるが、哲學的に訓練のない思惟に取つては、恐らくより強い動機でさへある。存在論に取つては「可能性」と「可能者」、「現實性」と「現實者」、その他の様相でも同様のことを嚴密に區別することは絶對的に必要である。「現實者」(A)は内容的に規定された物である(例へば、出來事、實在的状況)。これに對して物の「現實性」は本來

の存在様相そのもの、現實存在としての現實存在である。それはこの現實存在を他の一切の現實者と共に分つ。同一の現實者(A)は、包含法則によつて同時に可能者であり必然者である。併しその現實性はその可能性ではない、その必然性でもない。前者は正しく、後者が無意味なやうなこともある。

こゝに横はる混同の原因は、言葉の表現の極端な正確によつてのみ取り除かれることが出来る。可能性は決して現實性又は必然性と同一でない、一つの可能者(A)が同時に一つの現實者及び一つの必然者である時にもさうである。

同一のAはその時には同時に違つた諸様相の擔荷者である。このことはそれに於て矛盾しないのである。それ故、「一つの實在的に可能なAは實在的に現實でもある。」又は「一つの實在的に現實的なAは實在的に必然的でもある」と言つてもそれは正當であり、又法則の意味に相應する。然るに、一つのAの實在現實性が既にその實在必然性である、又は、一つのAの實在可能性は既にその實在現實性であると言はうとすれば、それは全く無意味であり、且つ法則に矛盾する。これは正の實在様相の同一を意味するであらう、それ故實際にはその廢棄である。このやうな氣附かれない——そして本當に不注意になされた——諸様相の同一視は、その外觀は兎もあれ、決してひとりでに中和されてしまふやうな罪のない過誤ではない。この同一視は結果の重大な、眞に運命的な誤謬である。何となれば、この誤謬は、さなくとも非批判的な様相意識が陥り易い誤解を助長するからである。若しこれをその根源に於て直ちに取除かない時には、それは思想の發展に於て何等の抵抗を受けることなく自己を増強して、存在論の建物を埋没させてしまふのである。



## 〔四〕 負の包含諸法則の形式的證明

差當つて第二原理の後半がなほ證明されなければならない。こゝで問題は負の實在様相の三つの逆説的包含法則である。それ等は正の諸様相の包含法則の忠實な映像である。否、正の諸様相を證明した後では、それから演繹することが出来る。併し正の諸様相に於ける如く、負の諸様相でも直接に排斥法則に基いて極めて嚴密に證明することが出来る。しかも正の諸様相が證明された論證と全く同様の仕方である。

逆説的排斥法則の第四のもの(第十四節の(四))によれば、非存在の實在可能性は實在現實性を排斥する。さて然るに現實性と非現實性とは相互に矛盾的に對立するから、即ち排中律の下に立つから、従つてその現實性が排斥されてゐるものは、必然的に非現實的でなければならない。それ故、その非存在が實在的に可能である所のものは、實在的に現實的たることは出来ないといふ命題は、肯定的に讀めば、直接に

第四逆説的包含法則を意味する。即ち、その非存在が實在的に可能である所のものは、また實在的に非現實的である。(負の實在可能性は實在非現實性を包含する。)

更に、第一逆説的排斥法則によれば、實在非現實性は存在の實在可能性を排斥するといふことであつた。處で、存在の可能性と非存在の必然性は相互に矛盾的に對立する、即ち排中律の下に來るが故に、従つてその(存在の)可能性が排斥されてゐる所のものは、正にそれによつてまた不可能でなければならない。存在の可能性の否定は正に非存在の必然性である。然るに後者は存在の不可能性である(第一等價法則の(一))。それ故、「實在的に非現實的である

ものは、その存在はまた實在的に可能でない」といふ命題は、肯定的に讀めば直接に、

第五逆説的包含法則を意味する。即ち、實在的に非現實的である所のものは、實在的に不可能でもある(實在非現實性は實在不可能性を包含する。)

さてこの兩命題、即ち第四と第五の逆説的包含法則を總括すると、三段論法で残りの第六包含法則が生ずる。こゝで第五法則が大前提、第四法則が小前提、非現實存在が中名辭、結論は負の可能性と不可能性との結合を言表する。非現實性が不可能性を包含し、そして非存在の可能性が非現實性を包含する一つの存在境域では、明かに非存在の可能性も不可能性を包含せねばならない。それ故實在者の世界は、そこで可能な非Aがそこで亦現實的に非Aであり、そこで現實的な非Aがそこで必然的に非Aであるやうに出來てゐるならば、然る時にはその世界はそれによつて、そこで可能な非Aがそこで必然的に非Aでもあるやうに出來てゐる。そのやうな實在的世界では可能な非Aは同時に不可能なAである。然るにこれは充分な形式に於て

第六逆説的包含法則である。即ち、その非存在が實在的に可能である所のものは、また實在的に不可能である。(負の實在可能性は實在不可能性を包含する。)

この三つの逆説的法則を、三つの負の自明の包含法則(第十四節の(五))と合せると、それによつて第三原理の後半も證明される。即ち「一切の負の實在様相は相互に他を包含する」。このことは次のことを意味する。即ち、實在者に於ては非現實者にして不可能でもないものはない、又負の可能性にして非現實的で且つ不可能でもないものはない。恰も非現實者にして負的に可能でもないやうなものがなく、又不可能者にして、非現實的で且つ負的に可能でもないやうな

ものがないのと同様である。

尙、こゝでも勿論原理の前半に對して注意したことが當嵌まる、即ち、負の實在の様相の凡ゆる方面からの包含は同一化を意味しない、その相違の撤廢を意味しない。負的に可能である所のものは、固より非現實的である、そして非現實的であるものは不可能である。併しそれだからとて負の可能性はまだ非現實性ではない、非現實性は不可能性ではない。包含法則の意味は消極的なものに於ても総合的である。その意味は諸様相の實在的性格に附いてゐる、その形式的な一般的の本質には附いてゐない。全形式的證明が還元される「可能性の分裂法則」は言ふ迄もなく實在的法則なのである。

更にその上に負の實在の様相に於ても二つの關係的様相の特有な被覆關係——それによつてそれ等の様相が絶對的様相の背後に消えるやうに見える——のあることが示される。併しこれは後の課題である。

### 第十七節 第一原理の形式的證明

#### 〔一〕 第二及び第三の無記性の廢棄

我々の論證は實在的可能性の分裂法則から出發して、次に逆說的排斥法則、こゝから更に逆說的包含法則に達した。かくして内容的に實在の間様相性の第二及び第三原理の全領域を通過した。たゞ第一原理が残つてゐるのみである(第十四節)。この原理は純消極的の原理である、これは實在境域に於ける一切の様相的無記性の撤廢を意味する。

即ち、「實在者の諸様相の中どれも他の一つに對して無傾着ではない」。

このやうな消極的の原理ではそれを明證に齎すことは、正の原理の場合よりも好都合である。それ故この證明は初めに置いてよかつたのであるが、併しこれには別種の困難が含まれてゐる。即ちこの原理は間接に實在境域の範圍からの偶然性の排除を意味してゐるのである。そのために逆說的包含法則が形式的に明瞭にされてゐない限り、手懸りがなかつたのである。そこで第一原理は後廻しにしなければならなかつたのである。

第一節の〔一〕で總括され、第五圖(第十一節)の圖式で圖示された三つの形式的無記性は、(一) 必然性と可能性に對する現實性の無記性、(二) 現實性と非現實性に對する可能性の無記性、及び(三) 可能性と不可能性に對する非現實性の無記性であつた。

さてこれ等の無記性は第一原理によつて實在境域に對して廢棄された。それ故第一原理は廢棄された無記性の三法則に分裂する。

- (一) 實在現實性は必然性と偶然性に對して無傾着ではない。
- (二) 實在可能性は現實性と非現實性に對して無傾着ではない。
- (三) 實在非現實性は可能性と不可能性に對して無傾着ではない。

これ等の命題は、實在者の排斥法則及び包含法則が凡てたゞ可能な間様相的關係を支配し、無記性に對しては全然何等の餘地も許さないと云ふことで證明されたものと見てよい。併しこれを獨立にも證明することが出来る。

これ等の法則の第二のものは、實在可能性の分裂法則から直接出て来る。分裂法則は即ち二重可能性を廢棄する。

それを正と負の可能性に分裂せしめる。両者は今や違つた様相として、しかも相互に排斥するものとして現はれる。今や兩者の中何れも現實性と非現實性に對して無頓着でない。このことは分裂法則の系から出て來る。即ち、非存在の可能性は實在的の現實存在に於て排斥されてゐる、そして存在の可能性は實在的の非現實性に於て排斥されてゐる(第十五節)。

排斥法則は倒逆ができる。それ故非存在の可能性に於て現實存在が、存在の可能性に於て非現實存在が排斥されてゐる。さて排斥されてゐることそのことは可能性の否定を意味するが故に、二つの命題は次の如く言表することが出来る。

(イ) 負の可能性に於ては實在的の現實存在は可能でない。

(ロ) 正の可能性に於ては實在的の非現實存在は可能でない。

それ故二つの可能性様相に於て各一つのみが可能である。可<sup>一</sup>に於ては非Aのみ、可<sup>+</sup>に於てはAのみ可能である。否定的に可能である所のものは、實在者に於てはたゞ非現實的たり得るのみである、それには現實的でもあり得ることが許されてはゐない。肯定的に可能である所のものは、實在者に於てはたゞ現實的たり得るのみである、非現實的でもあることは許されてゐない。それ故負並に正の實在的可能性は無記的ではない、何れも全く一義的に一方へは排斥、他方へは包含を示す。

更に、廢棄された無記性の第三法則は第二法則と一緒に證明されてゐると見られる。實在非現實性は可能性と不可能に對して無記的たることは出來ない、何となればそれは(分裂法則によつて)寧ろ存在の可能性を排斥し、非存在の

可能性のみを包含するからである。さて然るに第三の無記性に於ては丁度肯定的様相としての可能性が問題である。何となれば第三の様相がそれに對して無記的である所の二つの様相の二者擇一は、常に正の様相と負の様相のそれだからである(第五圖、括弧は凡て水平の限界線を越す)。従つてそれに對して非現實性が無記的に對立せねばならない所の選言的可能性のその項は、それによつて一義的に排斥されてゐる。

實在的に非現實的である所のものは、實在的に可能ではない、それは寧ろ何處までも不可能である。それが同時に非存在の可能であることは、それを變へない。何となれば負の可能性はさなくとも不可能性に於て包含されてゐるからである。こゝには二者擇一は成立しない、一義的な負の必然存在と同時に負の可能存在が成立する。——非現實性の無頓着性は従つて直ちに選言的可能性と同時に無くなるのである。

### 〔二〕 實在境域に於ける第一無記性の特殊地位。實在可能性と

#### 實在偶然性

廢棄された無記性の第一法則のみが特殊の事情を有する。こゝでは必然性と負の可能性といふ對項が問題でない。然る時には前の(第三無記性の場合と全然平行になるであらう)、必然性と偶然性の二者擇一が問題である。現實性の形式的な無記性は、現實的のものは必然的であることを要しない、偶然的でもあり得ると云ふことに成立する。

さて偶然性は分裂法則によつては全然觸れられない、それ故排斥法則もそれには及ばない。このことは、偶然性が

絶對的様相と關係的様相との境界にあり、同時に正負様相の境界にあるといふその地位に相應する。その際この地位は或る限界内に於て動搖すること、肯定的 $\parallel$ 絶對的様相から否定的 $\parallel$ 關係的様相へ往還的に變化し、從つて圖では二つの限界線の交叉點を回つて振動することが示された(第十一節の(三)、(四))。不正規様相としてのその性格、並に偶然性の領域に於ける移行曲線の不安定性もそこに存する。

偶然性には、必然性の矛盾的對項として、他の様相の中に、即ち負の可能性の中に並行者——謂はゞ複本——を有する様相としての特有の場合がある。兩者、即ち非存在の可能性と偶然性とは必然性に對して矛盾的に對立する。それ故兩者はたゞに必然性に於て排斥されるばかりでなく、その否定に於ても含まれてゐる。この兩様相の各々は必然性と共に排中律の下に來る。即ち、必然的でないものは偶然的である、その逆も妥當する。併しまた必然的でないものは、その非存在は可能である、その逆も妥當する。

そこで、偶然性は一體に非存在の可能性に外ならぬと考へられるかも知れない。併しそれは當らない。何となれば偶然的なものは何處までも現實的たり得る、然るに負の可能者は——少くとも實在境域では(第四排斥法則によつて第十四節)——何處までも非現實的である。偶然性は様相表に於けるその位置からは正に動搖的の様相である。偶然性はたゞ必然存在の否定である、併しそれ以外では否定的ではない、從つて純粹に否定的様相(可)とは一致しない。

それ故實在現實性は偶然性に對して負の實在可能性に對するとは、況んや正のそれに對するとは同一の關係をもたない。負の實在可能性は一切の正の實在様相から排斥され、正の實在可能性は負の實在様相から排斥される。併し實在現實性は形式的には偶然性に對して、選言的可能性——即ちそれが實在境域に於て廢棄されないやうな場合——に

對すると同一の關係を有し得るであらう。何となれば選言的可能性は正負の様相の境界線に立ち、偶然性と同様に不規定的であり、たゞ不規定性が違ふだけだからである。

この關係は別方面からも全く同様である。偶然性はそのものとして、つまり現實性と非現實性に對して無記的である。即ち、非必然的存在は存在者のそれであると全く同様に非存在者のそれであることも出来る。その點に於て偶然性は分離しない可能性に似てゐる。併し偶然性のこの無記性は可能性のそれとは決して一致しない。偶然は必然性が支配しない限り、現實と非現實とを決定する、と言はれる。併し選言的な單なる可能存在は現實と非現實とを決定しない、偶然が決定するか又は必然性がしない限り、兩者の可能を許して置くのである。

それ故兩者の無記性は全く違つてゐる。併し兩者が共存するを妨げない。否、よく見ると兩者は一體にして相互に共存し得るのみであることが示される。何となれば、一方、偶然が支配する所では正の可能者は必然的でない、だからその非存在が可能でもある、そしてこのやうな不規定性に於てのみ偶然が何かを決定することが出来るのである。他方、可能性が現實性と非現實性に對して無記である所では、そこには必然性はない、そしてその時現實的であるものは、偶然によつて現實的なのである。それ故可能性がそのやうな無記性をもたず、一方單に分裂した正の可能性として、他方負の可能性として現はれる所では、現實者は偶然的たることは出来ない、そこではそれは必然的である。

### 〔三〕 第一無記性の廢棄とこの廢棄の限局

さて、から三つの結論が引かれる。

(一) 分裂法則による實在境界に於ける可能性の無記性の放棄は、實際同時に實在境界に於ける現實性の無記性の放棄を意味する。これによつて放棄された無記性の第一法則が證明された。即ち實在現實性は必然性と偶然性に對して無記的ではない。

(二) 可能性の無記性が、それと共に現實性の無記性が放棄された所では、偶然性もまた除外される。實在境界の内部では偶然なものはない。この命題は第二の逆説的包含的法則、即ち「必然性の實在的法則」と同じことを意味する。即ち、實在的に現實的なものは、實在的に必然的でもある(第十四節の(六))。この法則——これは別方面で證明された——から直接にも現實無記性の放棄を推理することが出来る。たゞこの方法では何が一體偶然性を以て起るかば明瞭でない。その爲には可能性と偶然性の關係といふ迂路を通ることが必要であつた。偶然性はそれ自身の無記性によつて他の諸無記性と共に放棄される。何となれば、偶然性は他の諸様相が自己の無記性から分離されるやうに、自己のこの無記性から分離され得ないからである。可能性の如くそれを分裂せしめることは出来ない、その不規定性を放棄することも出来ない。然るに實在境界は完全な規定性の地盤である、それ故實在境界では偶然性の餘地はない。

(三) 實在現實性の様相性格に於ける無記性の放棄並に偶然者の排除は、可能性の分裂法則が達する限り達する。この法則が地盤を失ふ時、偶然が地盤を得る。さて分裂法則はたゞ實在境界の内部に於てのみ妥當し、その第一條件及び原理には妥當しない、又全體としての實在境界にも妥當しない。それは、基いて以て或る物が可能であり得る現實的な實在條件が存立する所にのみ妥當する。然るにそのやうな條件は條件連鎖の最初の諸項に對して成立しない、境界の全體に對しても成立しない。境界の境界では分裂法則のみでなく、實在可能存在の本來の意味が放棄される。何

となれば、様相的根本法則によれば、可能存在は、基いて以て或る物が先づ可能になり得る所の存立せる諸條件の現實性に對する外的依存性から分離され得ないからである。

それ故實在境界の丁度この境界に於て、偶然性も現實者の必然存在を分離するのである。こゝで「必然性の實在法則」が——他の逆説的包含法則、排斥法則並に實在的可能性の分裂法則と共に——放棄される。そして無記性が力を得る。それによつて實在現實性が再び無記的になり、偶然性に活動領域を與へる。

#### 〔四〕 無記的可能性の消失

これ等の結論の最後のものは、形式的論證の到達範圍を著しく越してゐる。このものは、間様相的法則の質料的研究の際に初めてその眞面目を示し得るであらう。併しそのやうな補足なしにも、三つの無記性は境界の限界關係に就て重要なことを言表してゐること、従つてその限り全然不妥當といふのではなく、たゞその限界の内部に於て實在存在の性格から除外されてゐるのであるといふことは、形式的に見て取ることが出来るであらう。

このことは、偶然性と必然性に對する現實性の形式的無記性は負の様相に於ても戻つて來る、即ち非現實性に於ても成立するといふことを考へると、一層目立つのである。何となれば二者擇一の一項たる不可能性は負の必然性である。然るに他の一項は正の關係に於ても必然性に對立するのと同じの偶然性である。可能性の無記性を成立せしめる時には、非現實性も無記的になる——たゞに可能性と不可能性に對してばかりでなく(非存在の)偶然性及び不可能性に對しても無記的になる。然る時にはこゝでも二つの非同一的の無記性關係の平行性が始まる。然る時にはこゝでも

その非同ー性にも拘はらず、第二は第一なしには成立し得ないこと、従つて分裂法則が達する限り、即ち實在的境域の限界の内部に於ては如何にしても成立し得ないことが容易に見られる。

そこで實在的存在の様相的構造は徹頭徹尾實在可能性の分裂と無記的可能性の廢棄にかゝつてゐる。

この結果に於て、實在性の存在性格そのものに關係するもう一つの點が興味がある。既に初めに「可能性の曖昧性」の所で、何故實在的可能性が選言的可能性でないかを示した。併しそこでそれは少くとも「無記的可能性」でなければならぬやうに見えた。何となればそれは現實存在を排斥することは出来ない、従つて物の現實存在の中に自己を維持しなければならぬ。實在的現實者は即ち少くとも可能でなければならぬ（第三節の(一)、(三)）。併しその際、或る物が現實的でなくして、實在的に可能でもあり得るといふことが豫想されてゐた。このことは分裂法則の結果から維持出来ないことが證明された。かゝることは他の境域では、又實在的境域の境界ではあるかも知れない、併しこの境域の内部ではない。そこで「可能性の實在法則」は、實在的に可能なものは、實在的に現實的でもあると言つたのである。併しそれによつて可能性の無記性格はなくなる、併しこれは選言性に對して維持され、その代りになるべきものなのである。今や、分裂した可能性の二つの様相は「無記の可能性」をも意味し得ないと云ふことが示されたのである。このことは前に決定したと矛盾するやうに見える。

この矛盾は外見的の矛盾である。こゝではたゞ無記性のこの廢棄を正しく了解することのみが問題である。無記性は後戻りして選言的可能性の不規定性の中へ廢棄されるのではない、却つて「單なる正の可能性」と「單なる負の可能性」への充分な規定性へ持ち上げられるのである。換言すれば、排斥法則に言はれる如く、正の可能性は負の實在諸様相から徹底的に切斷され、負の可能性は正の實在諸様相から徹底的に切斷される。前者はもはや現實性と必然性なしには成立せず、後者は非現實性と不可能性なしには成立することが出来ない。

選言的可能性を分裂によつて二つの「無記的可能性」へ解體することは明かに少な過ぎた。無記性は實際そのやうにしては維持されなかつた。正の可能性を、それを現實性へ取り入れることが出来るやうにするために、單に負の可能性から解離することは半端である。同様に負の可能性を非現實性へ取り入れるやうにするために、單に正の可能性から離すことは半端である。兩者ともそれだけで立つてゐる限りは、もつと規定的な様相と堅く結ばなければ、即ち正の可能性が現實性と、負の可能性が非現實性と結ばなければ、それは何處までも不規定的である。然るにそれ等がかくして——各々所屬の絶對の様相——と堅く結び合はれる時には、その時は二つともはや無記の可能性ではなく、充分規定された、謂はゞ強固になつた決定された可能性である。

純粹に無記的可能性は明かにどの境域に於ても維持されない、それは不安定である。一切の可能性は分裂されてゐるか又はされてゐない。分裂されないものは無記的可能性に對して餘りに不規定的である、分裂したものは餘りに規定的である。實在的境域では無記的可能性は分裂されたものによつて凌駕される、その二つの項はたゞに一義的になつたばかりでなく、實にその群のより規定的な諸様相と堅く結び付けられる。無記的可能性はこれ等の諸項の規定性の中に消える。

### 〔五〕 様相表の分裂と實在者の「決定性」

この事情の反面は、第二、第三の原理が表現する如き、實在様相の二つの群相互の結合である。即ち、正の群の一切の項は相互に包含し、負の群の項を排斥する、負の群の一切の項は相互に包含し、正の群の項を排斥する。それ故無記性は廢棄される、これ等は形式上不規定性だからである。

この點から分裂法則をもう一度別な光で見ることが出来る。分裂法則は、それが表現する可能性の分裂を意味するばかりでなく、全様相表の分裂、謂はゞその眞中を通る裂け目を意味する。何となれば様相表は可能性の正に一つの項に於て相關聯してゐたからである。然るに丁度この項——即ち境界に立つてゐる同時に肯定的且つ否定的な可能性——が、分裂法則に於て廢棄されるのである。これによつてパルメニデスの古い原理が充される——たゞ古人が解したよりも遙かにより根本的な仕方である。その原理とは、「危機はそれが在るか、又はそれが在るかに存する」。又は「存在者はあり、非存在者はない。」\*

\* Diels, Fragmente der Vorsokratiker, Fr. 8, Vers 15f.: ἡ δὲ φύσις πρὸς τὸ ἄν ἔστιν ἔστιν ἢ οὐκ ἔστιν. Dersgl. Fr. 6, Vers

I u. 2.

この命題は(その變形と共に)古代では生成に向けられた、生成は存在と非存在の混合と考へられたからである。このことは早く既に誤謬として證明された、言ふ迄もなく存在と生成の對立は歪んでゐたのであつた。生成は寧ろ存在の特殊の種類である、即ち實在者の存在である、生成は非存在も靜的の(例へば理念的の)存在も全く同様に自己から排除するのである。

實在者の様相法則——これは即ち生成者の様相法則を意味する——に對して、エレア學派の命題は遙かにより嚴密

なより基礎的な意味を假定してゐる。即ちこの命題は、於て以て存在と非存在とが拮抗し、従つて於て以て存在と非存在の「危機」が不決定性を避ける所のかの様相の廢棄に對する總括的の表現である。何となれば不決定性とはすなはち選言的可能性を意味する、更には無記的可能性を意味する。そのやうな不決定性が實在者に於て存しないと云ふことは、分裂法則に於ける一方並に他方の可能性の廢棄を意味する。この法則は存在と非存在の眞の危機である。それは實在者の決定性の法則である。

このことは否定的一義的には逆説的排斥諸法則に於て表現され、肯定的一義的には逆説的包含諸法則に於て表現される。實在者には、肯定的にも否定的にも、單なる可能者はない。こゝには半分の存在、半分の非存在はない、無記性もなく、不決定性もない。こゝでは苟くも存在可能であるものは、また現實的であり必然的である。又、苟くも非存在可能なものは、それは非現實的でもあり、不可能でもある。可能性は、同一存在者に於て、その現實性、その必然性とは何處までも違つた様相性格であるが、併しそれ等と分離しない、たゞ結合してのみ現はれる。

これがパルメニデスの命題の新しい、より明白な意味である。それはもはや生成に關係せず、生成者の在り方、即ち實在存在そのものに關係する。實在性とは存在と非存在との絶對的決定性である。生成そのもの、一切が於て生滅する實在的過程は徹頭徹尾存在する生成である、それは決して存在への生成ではない——そのやうに考へるのは恰も一切の實在的意義が過程の結果に存し、寧ろ過程そのものにはないかの如く、恰も生成の流れに永續的結果があるかの如く考へる素朴な實體的思惟の原子主義である——同様に非存在への生成でもない。實在者の決定性は寧ろ一つの不斷の世界出來事の規定性と一義性である。實在者の世界は徹頭徹尾存在の境域である。

これは人間の生きた實在感に翻譯された分裂法則の定式に外ならない。それだけで見れば「實在者の決定性」といふ表現は誤解を惹起するかも知れない、無記的可能性に於ける不規定性と對照させれば殆ど誤解はない。こゝから逆説的間様相的法則も簡単な形式に齎らされる。それには二つの「實在法則」即ち可能性の法則と必然性の法則——こゝにはさなくとも一切の逆説性が集まる——を決定性の意味で了解すれば充分である。これ等の法則はその時には次の意味となる。即ち、

在り得る所のものは、そこでは存在への決斷が既になされてゐる。それはもはや非存在たることは出来ない。それ故それはあらねばならぬ。だからそれはある。

それに相應する否定的の諸法則も同様のことを意味する。即ち、

非存在たり得るものは、そこでは非存在への決斷が既になされてゐる。それはもはやあることは出来ない。それ故それは非存在でなければならぬ。だからそれは存在しない。

この僅かの命題の中に、實在者の在り方にその特有な性格を與へる所のかの間様相的法則の存在論的内容が總括される。我々は嚴密に把握された法則そのものよりはこれ等の命題からして、如何にこれ等の法則が凡て可能性の分裂にかゝつてゐるか、同様に如何にこれ等が一義的に實在者の在り方に於ける決定性の本質特徴を表現してゐるかを、よりよく讀み取ることが出来る。その際また、形式的證明によつてなされた・これ等の法則の分裂法則からの演繹は、これ等の法則に外的のものではなく、その眞の根柢の正當な開顯を意味することが、極めて明瞭に示される。何となれば實在者の決定性に於ける特質は、その決定性が既に可能性に於て充分に完全に完全に始まり、そこからして自己を

實在諸様相の全組立に傳へるといふことだからである。



## 第三章 實在者の間様相的法則の質料的證明

## 第十八節 質料的證明の基礎

## 〔一〕 形式的研究と質料的研究

眞の證明の標準は、それが證明以上のものであることである。證明がそれが明かにする命題の意味に觸れない時には、それは單に外的の證明であつて、方法の事柄に過ぎない。證明は命題の意味と不可離である時にのみ、事柄の本質に根差すのである、然る時にはそれは證明することによつて、事柄の自然的開陳である、その思想過程は事柄の内的組立の通過である。

實在者の間様相的法則の形式的證明はその手段の限界内に於て眞の證明であることが示された。諸法則の充分な意味は證明の進展に連れて次第に明かにされた。否、證明は諸法則を越して一際彼方を展望させた、即ちそれは實在的存在の本質から一つの被ひを取り去つたのである。諸法則の明確に輪廓附けられた彫像に於て、然らざれば認められずに深い闇の中に止まり、單に非計算的な實在感にのみ與へられたことが、極めて特色的に形作られた構造的の存在性格として現はれた。一つの境界の間様相的法則はその境界の在り方の構造を形成するもので、従つてこの構造はその法則に於て捉へられねばならぬと云ふ最初に告知されたまゝで基礎附けられなかつたことが、或る限界内に於て證

明された。尤も上に述べたことは單に發端に過ぎないといふことは、容易に見られる。

法則の形式的探究は、一つの中心點から實在的境域に於ける可能性と現實性の關係並に他の諸様相の關係をいち早く洞察することを教へることによつて、他のより深い研究の豫備の仕事となし遂げた。たゞその仕事は、全然様相的觀察に止まり、存在者の遙かに廣い認識に對する攻撃面——それは構成的内容的のものに存する——を度外視してゐるので半端に止まらざるを得なかつた。この方法の一義性、嚴密性の長所は、抽象性といふ短所によつて購はれた、この短所は前者によつてたゞ部分的に相殺されるのみである。研究の前半はたゞこの仕方によつてのみなされ得たのである。それだけ今やそれは一層補足を要するのである。

詳しく言へば、實在者の構造に於ける構成的のものを、それが直接様相的關係に關する限り、度外視すべき根據はない。存在様相と存在規定性とは共屬する、相互に他のものなしには現はれない。それ故實在者の構成的な根本特質の中にその様相關係も反映するといふ以外にはあり得ない。それで假令様相分析は後者のみを取扱ふものであつても、併し——遙かに近付き易いものとしての——前者の手引きによつて探り出すことは差支ない筈である。實在諸様相の質料的研究はこの關係を利用するのである、即ちそれは構造的實在的關係の具體性からして分析的方法でもう一度別種の具體的性質の證明を與へるのである。

この證明に取つても、實在的存在の様相的構造が見られる出發點を得ることが大切である。この點は、形式的研究に於て逆説性が取り除けられずに残つてゐる處で求めらるべきである。と言ふのはまだ説明されない殘餘がある、そしてその殘餘の根差す處、そこに我々のこれからの課題の重點が存する筈だからである。この指示によつて我々は誤

りなく實在的可能性の問題領域に到達する、形式的探究の出発点もこゝにあつた。今や大切なのは全く實在的可能性を具體的に擷むことである。これが構成的なものを越しての迂路によつて達せられる所のものである。

### 〔二〕 通俗的可能性概念に於ける二重の矛盾

間様相的法則そのもの、逆説性はこれ迄は本來の闡明なしに取り上げられた。今、それをなすべき時である。このことは、そこに含まれる諸アポリーを明るみに出すことによつてのみなされ得る。

可能性の實在的法則が、實在的に可能なものは、實在的に現實的でもあると言ふ時、一體それは何を意味するか。次に負に於けるその忠實な映像であるもう一つの命題、その非存在が實在的に可能である所のもは、また實在的に非現實的であると言ふのは、何を意味するか。兩命題の換質位置を行ふ時には、この問は一層尖锐化される。即ち實在的でないものは、實在的に存在することも出来ない。又、實在的に存在するものは、實在的に非存在することも出来ない。こゝでアポリーは不調和の印象を禁ずることが出来ないといふ風に把握される。實際實在事象の過程がそれに矛盾することは明白なやうに見える、而して實在者は過程として出来てゐるのである。尤も我々は生活に於て絶えず、存在しないものが、時と共に生ずることを経験する、即ちそれは現實になるのである。従つてそれはやはり可能であつたに違ひない。それが可能でなかつたと、如何にしてかの法則が主張が出来るか。同様に、存在するものは時と共に消える、即ち非現實的になる。その非存在はやはり可能であつたに違ひない。然るに法則は、非存在は可能でなかつたと言ふのである。

この反対は非常に素朴であるかも知れない、併しそれにも拘はらず重要である。何となればこの反対は、まだ全然解決されてゐない一つのアポリーの表現だからである。若し人間が、例へば、無いところのものを在るやうに、又あるところのものを無いやうにすることが出来ないとするれば、然る時には人間の活動は麻痺し、一切の行爲は不可能事となるであらう。行爲による實現の存在の意味は全く、現實的でない多くのことが可能であるといふことに基くやうに見える。然るに實現は一つの實在過程であるから、そのやうな可能存在は正しく實在可能性でなければならぬ。併しこれは上に敘述したのは甚だしく違つた實在可能性である。この可能性は、現實者のその時々各實情には、そこで少しも現實的でない甚だ多くのものが可能でなければならぬと云ふことに歸着する。この意味で次のやうに言はれる。即ち、一切の現在の存在は將來の存在の色々の可能性を自己に含む、そのうち次に時の経過の間にたゞ一つが實現される。何となれば可能性の中に共存する一切のものが、同時に現實的にはなり得ないからである。可能な發展——即ち色々の存在——の無数の芽が各人の中に存する。その中、何れが彼に於て實現されるかは、現實の經歷、影響、運命、決意が初めて決定する。

この考察が通俗的な可能概念を形成する、この概念は人生の到る處で支配的のものであり、そしてその意味では全く正しい。即ちそれが本來意味する所に於ては正しい。たゞそれは眞の實在的可能性は考へてゐない、可能存在は一定の與へられた實在的狀況では本來何を意味するかは問うてゐない。こゝで我々は直ちに上(第十五節)で、誤れる時間概念と實在者の冷厳に就て述べたことを持つて来て、この可能概念を批判することが出来るであらう。併しこゝでは通俗の可能概念をもつと追求することが却つて教訓になる。又、質料的探究に取つても、日常の單純な人生知は單

なる現相に止まり、存在關係にまでは達しないことを確信すべき他の方法がある。即ち、不調和はこの可能概念そのもの、中に存するのである。

そこで、上とは反對に問はねばならない。今、人が、「存在しないものが、しかもそれは存在し得る。」又は、「現實的でない多くのものが可能である。」と言ふ時、それは一體何を意味するか。この可能者が今既に現實的であり得ると人は眞面目に考へるのであるか。又は單に、それは任意の將來の事情の下に現實になり得ると考へるのであるか。さうでないことは人は極めてよく知つてゐる。そのために更に色々の豫想が實現されなければ、それが現實的になり得ないことを人は知つてゐる。それが現實的になり得る迄には全一聯の條件が充されなければならないことを人は知つてゐる。そして若し人が或る事柄を目標にしてそれを自力で實現せんとすれば、まだ缺けてゐる條件を先づ作らなければならぬことを、人は餘りによく知つてゐるのである。

實際生活に於けるこの知を存在論的に表現すれば一體どうなるか。それは次の如くなる。即ち、人は實際にはかの可能なものは今存在し得ず、又、將來任意の條件の下に於ても現實的になり得ないといふことを、よく知つてゐる。然るにそれが今あり得ないことを人が知るならば、それによつて人はまた、それが今可能でないことを知るのである。しかも人はそれを可能なものと呼んだのである。それ故人は、可能と言つたそのものが、寧ろ不可能であることを知つてゐるのである。

無論單に今不可能なのである。現實になり得るといふことが残つてゐる。併しこれに就て人は、事柄が現實になり得る前に、まだ缺けてゐる條件が充されねばならぬことを知つてゐる。それを目標として努力追求する人は、自らこ

の缺けてゐる條件を作らねばぬことを知つてゐる。一切の條件が揃ふまでは、それ以前にそれは現實になることは出来ない。この點に就ては生活に於ては無經驗なものも誤らない。個々の條件の知に於ては誤ることもあり得るが、併し原則的に、求めるものが現實的になり得べきためには、一體にして一切の條件が揃はねばならぬといふことの知に於ては誤らない。否、實踐的には、一切の努力が失敗した後で、求めるものは、一切の必要な條件を充足させることが成功しなかつたので、現實的になり得なかつたといふことに就て、恐らく誤る人はないであらう。併しこの中には、將來に於ても、この可能者は、その可能性(即ちその實現可能)の一切の條件が充されない限りは、實現され得ないといふ洞察が明瞭に含まれてゐる。その時初めてそれは實現され得るのである。それ故それは、それ迄は寧ろ不可能であることを人は知つてゐるのである。

それ故、通俗的な可能性概念に於ける内的矛盾は二重である。現實的でない多くのものが可能であると考へる時、人は同時に、この可能的なものは寧ろ差當つては(即ち與へられた事情では)現在のものとしても又將來のものとしても可能でないことを知つてゐる。詳しく言へば、それは現在のものとしては全然不可能であり、將來のものとしても少くとも今與へられてゐるものに基いてはまだ可能でないことを知つてゐるのである。

人はこの知に就ては何の辯明も與へないのである。若しそれをなせば、實在的事象の歩みに於ては何時も現在に於ても、將來に於ても、實際に現實に達するもののみが可能であることを明瞭に告げられるであらう。

## 〔三〕 部分的可能性の不充分と諸條件の全體

この二重の反對の展開に於て實在可能性の難問は明瞭に眼前に横はる。單に形式的な一般的可能存在の意味ならば反對は外見的のものであらう。何となれば實在可能性は決して形式的可能性ではないからである。然るに人は何處までも實在可能性を考へてゐるのである。何となれば將來のものに關して人は決して一切の可能者を可能と宣言するのではない、事情によつてたゞ一定のものを——しかも内容的に一定のものを——可能として、他は不可能とするのである。この際は常に既に存在する或る諸條件に頼るのであるが、この諸條件は決定的な仕方て一方の可能性は開けて置き、他方の可能性は既に閉じてしまふのである。この際開けて置くとは、その後の必要な條件が加はるかどうかわらないといふ意味に了解されるのである。

それ故この反對そのものは決して取り去ることは出来ない。日常の可能意識がすなはちそれを含むのである。何故それを舍むか、今その理由を示すことが出来る。

即ち、人が「可能性の多」に就て、又は「非現實者の可能存在に就てのみでも」言ふ時に、人が眼中に置いてゐるのは、明かに部分的可能性である。部分的可能性は諸條件の不完全な系列に成立する、その際それが完全になるかどうかまだ分らないのである。人が考へるのは次の如くである。即ち、二三の條件——即ち人が丁度眼の前に持つてゐるか、又は特に重要と考へる條件——が充されると、そこからしてその事柄が可能になると。こゝでそこからしてといふのは、この條件に關する限り、その事柄が可能であると了解されるのである。外の條件に關する限り可能かどうか

は、それでは言はれてゐない、併し否定もされてゐない。たゞそれに就ては何も言はれないのである。人は必要なことの全部は知らないのである。人は精々それを知らないことを知り得るのみである。併しそれを知る限りは、實際生活では、差當つて凡てはたゞ丁度與へられた條件にのみ拘はるか如く振舞ふのである。

こゝで例は何でもよい。例へば或る人が自動車を買ふために節約して「一年以内に自分の自動車を持つことが可能だ」と自ら言ふ時、その意味は大體、「私はこれこれの額を集めた、凡てが甘く行けば一年の後には必要な全額に達する」といふのである。彼は部分的可能性で計算してゐるのである。凡てが甘く行くかどうかは豫想もしなければ主張もしない。それ故彼はまだ缺けてゐる條件をよく見てゐるのである——恐らくそれは月から月へと難儀な節約の長い連鎖であらう——、併し既に充されたものが條件の全體を豫見せしめるのに充分なのである。彼は部分的可能性に就いて全體的可能性を先取してゐるのである。この先取こそ彼には既に成功のチャンスの意味するのである。

又は例へば、コロンブスが地球を西へ向けて印度へ行くことが可能であると自ら言つた時に、その時彼は、「地球は球であるから主要條件が充されてゐる」と考へたのである。他の條件も充されてゐるかどうかが、西班牙から印度まで大洋が続いてゐるか、未知の大陸が北から南へ大洋を切断してゐないか等は彼は知らないのである。これ等のことはすぐ浮べられる考慮である、併し経験して見なければ何とも決定することの出来ないことなので、彼は行爲によつて経験に挑んだのである。彼は一つの主要條件の確信に基いてチャンスを見つたのである。彼はその際試みのみが眞の可能存在か不可能存在かを初めて決斷するだらうことをよく知つてゐたのである。

これで關係は明瞭になつた。人間は一體にしてたゞ部分的可能性を計算するのである。條件の全部は實際生活では與へられることはない。然るに與へられた各情勢からは部分的可能性は「多」である。實在的全體事象の一步々々に於て色々の將來に對して不完全な條件系列が與へられてゐる。人間の可能性意識は唯一の捉へ得られるものとしてのこの不完全な條件に頼るのである。併しこの不完全な可能性はこの凡てのうち(即ちこの色々の將來のうち)どれも實在的に可能にはしないのである。條件の残りが缺けてゐるのである。それが現實にならない限りは、可能的なものは實在的に可能的なものではない。そのことは人は、その間は非存在も可能であることによつて認める。部分的可能性は選言的可能性である。そして假令それを(負の對項は無視して)一面的に正の可能性として了解しようとしても、その不完全性によつてそれはやはりなほ無記的な可能性として残るのである。それはその可能者が現實になるか否かには無頓着に成立する。

こゝに於て我々は、間様相的法則の質料的證明の着手さるべき點に近づいた。實際形式的の證明も、實在者の存在性格が要求するやうに可能性概念を改鑄することから出發した。即ち選言的可能性の代りに一義的に正か負である分裂した可能性が置かれた。質料的證明もこれと全く同様に部分的可能性の廢棄から始める。その代りに全體的可能性が置かれる。

この廢棄は實在者に於ては部分的可能性がないと云ふのではなく、部分的可能性はまだ實在可能性ではないといふことを意味する。このことも部分的可能性を決定する條件が實在的でないかのやうに了解すべきではない。これ等の條件も勿論全體可能性の條件と同様に實在的である、併しそれだけに基いては、それを條件とする事柄はまだ實在ではないのである。事柄は寧ろ條件の系列が全體性にまで充足されない限り、實在的に不可能である。

#### 〔四〕 實在可能性の全體法則

この關係——これはそれ自身としては全く單純であつて、たゞ歪んだ概念の惰性によつてのみ擱むことが困難となつたのである——を一度眞に明瞭にすれば、我々はその性質に於てこれ以上の穿鑿なしに、この中には實在的存在の基本的法則が含まれてゐることを見て取ることが出来る。この法則は——他の可能性法則と區別して——「實在的可能性の全體法則」と名附けることが出来る。否定的の方面からはこれは「部分的可能性の不充分の法則」とも言はれ得よう。この二重性格に基いてそれは二重の式述を要求する。即ち次の如く述べられる。

その條件が凡て最後まで現實的であるものゝみが實在的に可能である。たゞ部分的に可能であるものは——假令一つの條件を缺くのみでも——、それは實在的に不可能である。

このことは勿論正の可能性にのみ妥當する。負の不可能性には何か平行的法則が妥當せねばならぬ。併しこゝで形式的様相に於ける如く法則を單純に負に換へようとするならば、それは全然失敗であらう。負の様相分析の模寫性はこゝでは完全に無力である。

詳しく言へば、Aの非存在は、決してAの一切の條件が最後に至るまで實在的に非現實的である時に、初めて實在的に可能であると言ふのではない。寧ろその任意の數が現實的であつてもよい、たゞ全部であつてはならない。それ故負の可能性のためには實在者に於て負の條件の全體性を要しない。それにはAの一つの條件が缺けるので充分であ

る。もつと正確に言へば、Aの非存在のためには、その存在の條件の多くが缺けようが、若干が缺けようが、又は凡てが缺けようが、極詰らないたゞ一つが缺けようが、それには關係がない。どんな些細な要因が全體性から缺けようと、それだけでAの非存在が可能となるのである。

このことも實際生活に於てよく知られたことである。或る一定の進捗しつゝある事柄を挫折させようとする人は、それを實現させようとする相手よりは事が樂である。彼は一切の要因を破壊する必要はなく、たゞ一つを無にすればよいことを知つてゐる。事柄のどの要因でも、假令極詰らないものでも、若しそれが真にその實在條件に屬するならば、條件の全體性から見て決定的のものである。

それ故負の實在可能性としては、部分的可能性は不充分なものではない。全體法則はたゞ正の實在可能性の法則で負のそれではない。かくして初めてそれは統一的な實在的關聯の組立に相應するのである。即ちこの關聯は、常にどの部分でも完全であるから、常にどの部分でも、たゞ僅かのものが肯定的に可能であり、極めて多くのものが否定的に可能である、たゞ極決まつたものゝみが此處で今あることが出来る、非常に多くのものは此處で今在ることは出来ないのである。實在者のこの特質は「存在可能性の狹隘」と名附けることが出来る。その反面は「非存在可能性の廣さ」である。それ故、負の實在可能性の反對法則は正の實在可能性の全體法則と區別して次の如く言はねばならぬ。

その諸條件の中少くとも一つが非現實的であるものは、否定的に實在可能である。たゞ全的に可能なものゝみが——その條件連鎖が實在的に完全であるところのものゝみが——その非存在が實在的に不可能である。

こゝで一つのことが就中教訓的である、そしてこのことは形式的研究に對しては新奇なものである。即ち負の實在可能性はその内的構造上正の實在可能性とは全然似ないものとして示されたのである。形式的にはそれと似てゐるが、質料的に解せば全く違つたものである。兩者は勿論同一の實在關係の、條件に對する被制約者の同一依存の兩面である。併しこの關係の全意義は正の様相に歸する、負の様相はその附屬物に過ぎない、それは完結した條件關係の缺如を言表するのみである。非存在の可能性の廣さこそこのことを具體的に明白に示す。この廣さは、否定性の純粹な自由である、謂はゞ正の實在可能者の「狹隘」によつて残された非實在者の無限の活動領域である。非實在存在には即ち僅かのもので足るのである。何物も積極的に充されることを要しないのである。實在可能者の——即ち實在的現實的條件の全體を自己の背後に有するものゝ——狭い領野のみがそれに對して閉されてゐる。

### 〔五〕 全體法則と分裂法則

さて正負の實在可能性の此の不同——一方は重厚な内容充實と規定性、他方は空無な無實體性——は、實在的存在の全性格に對して更に新しい光を投ずる。何となれば、若しこゝから残りの實在の様相が内容的に了解され、その間様相的法則が質料的に基礎附けられるならば、實在者の領域では一切の意義は正の様相に歸し、負の様相はそれにして一種の様相的無として消失するいふことは免れ得ないからである。このことは實際に質料的研究のこの後の過程に於て證明されるであらう。そして既に外的にもこのことは、間様相的法則の證明が今度は全然肯定的のものに止まることに於て示されてゐる。

「實在的可能性の全體法則」からして直接に、負の様相及び排斥法則の迂路によらずに、實在の様相表の二つの主要法則たる「可能性の實在法則」と「必然性の實在法則」とが證明される。次に兩者から残りの包含法則が生ずる。然る時には排斥法則並に無記性の廢棄は、單に二つの實在法則の否定的の附屬物として現はれる。

なほ同じことが既に分裂法則にも當嵌まる。これは質料的視點の下では新しい意味を得るばかりでなく、新しい獨立の證明を獲得する。この法則の簡單な(第一の)定式は、實在的に可能なものは、その非存在は實在的に可能でない。その非存在が實在的に可能なものは、實在的に可能でない(第十五節)といふのであつた。この二重定式は全體法則とその負の對項から直接に讀み取られる。

詳しく言へば、實在者に於て否定的に可能なものは、その條件が全部揃はないもの、みであり、肯定的に可能なものは、その條件が全部揃つたもの、みであるならば、然る時には實在者に於ては、肯定的な可能者は決して同時に否定的に可能ではなく、又その逆も妥當しないことは明瞭である。存在可能者の質料的豫想は非存在可能者のそれを排除する。Aの一切の條件が共存するか、又は一切の條件が共存しないかのみである、兩方同時ではあり得ない。従つてAの正負の可能性も共存することは出来ない。このことは事實上分裂法則の證明である、しかも形式的證明より遙かに具體的である。

### 第十九節 實在諸條件の同一

#### (一) 實在的依存としての外的依存性

新しい證明と共にこの法則の新しい意味が現はれる。分裂法則に於て選言的可能性(それと共に無記的可能性)が廢棄された。全體法則に於て部分的可能性が廢棄された。即ち、それが物の實在的可能性でないことが證明された。部分的可能性と共に選言的可能性が廢棄されるが、後者と共に前者は廢棄されないとすれば、實在可能性の全體法則が分裂法則よりも全關係の根柢をより深く擱んでゐることが明かである。

この根柢は即ち實在可能性の質料的意味に存する。この意味は、實在的諸條件の全體に於て極めて確定的に擱み得られるものとして示された。全體性は非存在の可能性を存在の可能性から排斥する所のものである。同様に、全體性の缺如——假令それが極些細な部分的條件であらうと——は、存在の可能性を非存在の可能性から排斥する所のものである。それ故實在的可能性の分裂は實際に別な意味を得た。正の可能性は、それが物の現實存在の可能性であり、従つて實在現實性に於て維持されねばならず、その中に自己を維持するものとして非存在の可能性を含むことは出来ないから、といふ理由で負の可能性から分裂するばかりでない。更に、それは負の可能性が基くのと同一の實在現實者に基いては、即ち全的ではない條件連鎖に基いては成立しないから分裂するのである。論證はこゝでは形式的探究に於ける如く結論にかゝらず、根據にかゝるのである。

負の實在可能性も同様である。即ち、それが分裂するのは、正の實在可能性が基くのと同一の實在現實者に基いては、即ち全的條件連鎖に基いては成立し得ないからである。この關聯によつて可能性の分裂法則は實在現實性の形式の本質に根差さず、實在可能性の特有の質料的本質に根差すのである。實在的可能性の本質はこゝで明かになつた。その表現は全體性の法則である。

選言的可能性の不充分は、更に無記的可能性の不充分もその根據を部分的可能性の不充分に有する。分裂した可能性の一義性と決定性とは——それと共に實在者の嚴しさと存在的徹底性とは——實在可能性には諸條件の全體が要求されてゐることに基く。——

この結論に於て内容の外にその廣い根帯にも注意すべきである。この根帯は——實在者の様相的關係を越して——「様相的根本法則」にまで達する(第七節の(五))。この法則によれば、關係の様相は二重の仕方であつた。この二つの依存の中で内的依存性は形式的證明に於て既に考察の自明な出發點であつた。併し外的依存性はそこでは關係しなかつた。これは質料的研究に於て初めてその權能が認められる。

さて外的依存性の意味は、可能性と必然性は現實的な或る物に基いてのみ成立すると云ふのであつた。(實在關聯の部分的諸契機に於ては、非現實者も作用する、併し何時も大切なものは絶對の様相である)。單なる可能者に基いては何も可能でない、況んや必然ではない。併し必然的なものに基いても、現實的なものに基いたよりも、より可能又は必然といふことはない。必然性と可能性は既に成立してゐる現實者によつて制約されてゐる。然るにこれは、實在的可能性がそこで充されてゐなければならぬ條件の全體性に還元されることを人が確信する時に、豫想する所の關係である。何となれば、可能存在のこのやうな條件系列にはそれが一つ一つ實在的に現實的にならねばならぬと云ふことが丁度特徴的だからである。

外的依存性の法則の意味したことは、今や實在者の間様相的關係に於て充される。基いて以て或る物が單に實在的に可能であるべき所の現實者も、その諸條件の完結した系列の中に解體された。況んや必然性はそれが掛つてゐる條件を豫想する。而して條件の系列は既に實在可能性に於て完全になつてゐるから、この條件系列は一般に實在者の間様相的法則が基く所の基礎を形成することが明かである。條件と被制約者との關係に成立する實在的依存は、實在的可能性存在と必然存在との外的依存性と同一である。兩者とも依存存在の様相である、そこに關係的構造が成立するのである。

それ故質料的研究は初めから必然性と可能性との外的依存性に基く。而して外的依存性は内的依存性より生産的であることは、既に第一步に於て示されてゐる。

## 〔二〕 實在可能性と實在必然性とその條件連鎖の 同一による聯合

さて次の問題は、三つの正の逆説的包含法則(第十四節の(六))を、實在的可能性の全體法則から證明することにあり。この目的のために正の可能性と必然性との關係——即ち上述の諸法則のうち第三の法則——から始めよう。

様相的根本法則によれば、可能性と必然性に取つては、自己が依存する或る物に背後に於て結び付けられてゐると



いふことが共通である。實在的境域ではこの或る物は實在現實者でなければならぬ。更に、この實在現實者は、それに實在的Aの單なる可能性がかゝつてゐる限り、既に完結した條件連鎖に成立せねばならぬことが示された。さて次の如く考へよ。即ち、この條件連鎖は、それ自身一つ一つ實在的に現實的であり、基いて以てAが可能である所の實在的關聯を形成する限り、勿論たゞ一つのものでしかあり得ない。それと並列的な第二の條件連鎖に對しては、同一實在關聯では場所がない。さてAの必然性がその可能性を豫想するならば（第五の自明な包含法則の〔五〕）、そしてこの必然性も一聯の實在的條件に基いて成立するならば、これは最初のものと同並んだ第二の條件連鎖たることは出來ない。可能性の條件連鎖は既に條件の全體性であり、Aが基いて成立し得る實在關聯を形成してゐる。それが世界關聯に於て何處まで達しようともAの如何なる實在條件もその外部には存し得ない、然る時にはそれは不完全になるであらう。従つてAの實在必然性の條件連鎖にも、前者に含まれてゐるより以外の條件が加はることが出來ない。實在必然性は實在可能性と同一の實在的條件連鎖に基かなければならない。

この關係の結論は極めて重大である。即ち、或る物の實在的條件連鎖が完全である時には、その物の實在的可能性と同時に實在的必然性も與へられてゐるのである。この結論は第三逆說的包含法則の質料的意味、即ち「實在的に可能なものは、それはまた實在的に必然的である。」に外ならない。もつと具體的には次の如く表現される。即ち、可能性の實在的條件と共に必然性の實在的條件も既に充されてゐる。又は單純な「同一式」としては、或る物の實在可能性の條件は同時にその實在必然性の條件であると言へる。

それ故實在的境域の範圍内では或る物は、それが必然的である時に初めて可能である。これは依然逆說的の命題である。併し逆說的の命題——この命題は理解され、洞察されてもその怪異性を失はない——を明かにすることが、こんなに明白に成功した論證は珍らしいであらう。その要點は條件の同一である。各實在的のAに於ては、すなはちそれが立つたゞ一つ、實在的關聯があるのみである、それが掛つてゐるたゞ一つの條件連鎖があるのみである。併しこの連鎖に就ては次の關係になつてゐる。即ち、一切の條件が最後まで揃はなければAは實在的に可能でない、全く不可能である。然るに一切の條件が揃へば、Aが實在的に可能であるばかりでなく、非Aが實在的に不可能である。これがすなはち全體法則の負の對項の意味するところであつた（第十八節の〔四〕）。さて併し非Aの不可能性はAの必然性と同價である（第十四節の〔二〕）。それ故、一切の實在的條件が最後まで揃ふ時には、Aは實在的に可能であるばかりでなく、實在的に必然的でもある。その時にはそれは起り得るばかりでなく、起らねばならぬ、起らずにあることは出來ない。この考察は質料的研究の重要な一步であるから、その諸契機をもう一度別な秩序に於て總括しよう。可能性と必然性とは依存の様相である、實在的境域では實在的依存の様相である。このことはその外的依存性が告げる。さて同一のAが同時に可能であり必然であるならば（實際それは可能でなくして必然たることは出來ない）、Aに於て二種類の依存が成り立つ。さて同一のAが同時に二つの違つた條件系列に依存することが出来る、併し無論それはこれ等の系列が不完全な時のみである。その中の一つが既にAの完全な制約系列である時には、他はその中に含まれてゐねばならない。それ故、Aが一切の條件が揃つた時にのみ實在的に可能であるならば、この全體性の中にその必然性の條件も既に含まれてゐねばならない、何となればその外の條件は同じ實在的關聯の中には成立し得ないからである。これが即ち條件連鎖の同一が意味するところのものである。各Aに對して實在的關聯に於てたゞ一つの完全な條件

連鎖がある、これが同時に實在的可能性と實在的必然性の條件連鎖である。それが二つあるとすれば、實在的關聯がそれによつて二重になることになる。これは全然背理である。それ故實在的境域では次の命題が妥當する。即ち、その條件の系列が完全でないためにAが必然的でない限り、Aは可能でもない、併し系列が完全であつて、Aが可能である時には、Aはまた必然的である。

實在的可能性と實在必然性の連結はその條件連鎖の全體性と同一性と直接の結論である。

### 〔三〕 一例に就ての論議。結論

これ等の事柄は實際生活では人が思ふ程知られないものではない。今、一つの石塊が山の傾斜のすぐ側にあつて、軽い震動によつて轉け始めて谷に落つる場合を考へよう。この石は、落下の他の一切の條件、しかも遙かに基本的な根本條件、例へば谷底の上方に於てそれが位置してゐる高さ、地球の重力、山腹の傾斜面等が全部既に備はつてゐても、一つの動かす力がまだ存在してゐる釣合を破らない限り、それは回轉を始めることは出来ない。この釣合を破る最初の衝撃が如何に輕微なものであつても、それは回轉のためにはまだ缺けてゐた最後の實在的條件であつて、これが條件の全體を初めて完全にするのである。この最後の條件が缺けてゐる間は、回轉は何處までも不可能である。それが加はる瞬間に初めて可能になる。最後の條件が寸法を充す。併し丁度この瞬間に石の回轉は更に必然的になる。何となれば最後の條件が加はつて寸法が充される時には、回轉はもはや起すにはゐられないからである。石は不可止的に落下し、それがなさねばならぬことをなし続ける。落下を初めて實在的に可能にするのと同じの條件の全體性は、既にそれを實在的に必然的にもするのである。

實在者の中には單なる可能者が無いといふことは實在者の特質である。何處で又如何に或る物が實在的に可能にならうと、それはまた既に實在的に必然になる。實在的關聯に於てあり得るものは、それはそこではまたあらねばならない。そして實在的關聯の組立は時間的過程の形式を有し、そこでは一見持續的のものもたゞ相對的に恒常的な過程時期であるから、それで上の命題のより充全な形式は、次の如くなる。即ち、實在的出來事の關聯に於て起り得ることは、それはまたそこで起らねばならない、起らずにあることは出来ない。

實在的出來事の流れは複雑である。この流れは各瞬間に於て、生起するものに對する諸條件の全體を含んでゐる。又は逆に言へば、全體出來事の各瞬間に於て、その實在的條件がその都度完全に揃つてゐるものゝみが生起する。何となればそれのみが起り得るからである。他のものは起り得ない。だから丁度このものが實際今起らねばならぬ、そして起らずにあることは出来ない。過程は時間と同様に靜止しないからである。然るに過程が不可止的に前進し、條件の寸法が過程そのものに於て今充されたもの以外には起ることが出来ないとするれば、然らば丁度この充されたものが起らねばならぬ。

それ故實在的過程に於ては何時も同一の部分的事象の可能性の條件と必然性の條件との間には同一性が成立する。兩者はその都度事情及び關聯の同一の組立である、唯一の統一的な一回きりの實在的狀況である。實在的な全事象の一步毎にこのやうな一義的に規定された實在的狀況が與へられてゐる。そこからして何時もまた唯一の規定された後續事象のみが可能である、色々の事象ではない。それ故一つの實在的狀況から可能になつてゐる一つの事象は、常に

その狀況からして必然的でもある。

この「條件の同一性」、即ち可能性の實在的條件と必然性の實在的條件の同一性は、實在的可能性と實在的必然性の同一性そのものを意味するには遙かに距離がある。これと混同することは素朴な思惟には常に起り易いのである。この混同は既に上で(第十六節)拒否したのと同一のかの危険な誤解である。質料的研究の地盤では一層これを徹底的に拒否することが出来る。或る事が起り得るといふのと起らねばならぬといふのでは違つたことである。それ自體としては兩者は非常に背馳したものであり得る、相互に結び付けられてある必要はない。たゞ兩者に對して等しく要求される條件系列の全體性が、可能を不可不(ねばならぬ)に結び付けるのである。この全體性は、その都度の實在關係の統一に於てたゞ一つのものであり得るのみである。それに基いて實在可能者が同時に實在必然者である。併しそれだからとてその實在可能性はその實在必然性ではない。通俗の語法で可能者と可能性、必然者と必然性を混同しようとも——哲學はそれを區別することを知らねばならぬ。

かの實在的條件の同一性は様相の特質に根差すものではなく、實在者の特質に根差すものである。何時も一つの條件連鎖に對してのみ活動餘地を有するのは、全體事象のその都度の狀況に於ける實在關係である。實在的可能者の必然的存在を言表する法則は、それ自身で自明な命題ではない。これは何處までも総合的な、否、逆説的な命題である。これはたゞ實在者の特質からのみ知られ得るのである。可能性が必然性を含むといふことは普遍的な様相法則ではない、一切の境域に於て妥當するのではない。これはたゞ實在法則である。これは様相の形式的(一般的)本質からは出て來ない、實在的境域に於てその外的依存性を取る所の特殊の形態からのみ生するのである。

この事情は可能性意識に於て何時も認められる。意識はこれを逆説と感じ、それに反對する。石が轉がらねばならぬことがない時に、しかもそれは轉がり得る、といふ考から意識は離れることが出來ない。これは主要なことを忘れてゐる、即ち、石は釣合を失はない限り寧ろ轉がることは出來ないといふこと、併し回轉が起るや否や回轉せねばならぬこと、要するに、それが「ならぬ」でない限り「得る」でないこと、それが「得る」であるや否や「ならぬ」であることを忘れてゐる。人は部分的可能性を考へてそれを實在可能性と考へたのである。それは單なる無記的の可能性であつて、實在關係に於ける事象の本來の可能存在にはまだ全然近寄つてゐないことに氣が附かないのである。

この背馳は不可避である。何となれば意識はその對象たる實在的過程とは違つた様相と間様相的法則とを有するからである。意識の様相は簡單化されて實在者の嚴しさには適應しない。意識可能性は實際軟化された不規定的な可能性である。それは普通たゞに無記的な可能性たるばかりでなく、更に選言的な可能性でさへある。それは必然性の意識を含むには遙かに距離がある。併し何故さうであるかの問は、認識様相の問題領域に屬する。これは後の研究に保留さるべきである。

## 第二十節 必然性の實在法則

### (一) 條件連鎖に對する實在現實性の關係

さてこゝからして、實在者に於ては、或る物の現實存在もその必然性を包含するといふことを簡単な推理によつて

示すことが出来る(第二の逆説的包含法則の〔六〕)。

詳しく言へば、現實性が可能性を包含することは、普遍的な自明な様相法則である(第二の自明な法則の〔五〕)。さて上に示しな如く、實在可能性がその方で實在必然性を含むならば、然る時には實在現實性が實在必然性をも含むといふことが出て来る。

又は解體した形式では(兩前提の正規の位置を以て)、次のやうに言はれる。即ち、若し實在的境域に於て可能である所の一切のものが必然でもあり、且つ一般的には一切の現實者は少くとも可能でなければならぬならば、然らば實在的境域に於ては、現實である所の一切のものは同時に必然でもあると云ふ命題が妥當する\*。

\* 専門家の間ではこのやうな考へ方に對する異議に絶えず出遇ふので——大抵のものは基礎附けを缺いてゐるが、通俗の可能性概念に訴へるので混亂を惹起する——、こゝでヘッセン(Johannes Hessen, Das Kausalprinzip, Augsb. 1928, S. 259)が上述の結論に對して、特に同じものに就ての私の以前の把握に對して提出した反對を引用しよう。この反對は、それが豫想してゐるものを少くとも明瞭に言表してゐる點に長所を有する。ヘッセンは結論そのものには反對は出来ないが、大前提が間違つてゐると言つてゐる。「或る物は、それが現實性へはいるための條件は存在するが、併しこの條件がまだ完全でない間だけ、しかも只その間だけ實在可能者の時期に存在する。一切の條件が揃へば、それによつてそれは實在可能者の時期から必然者の時期にはいつたのである。何となればその時には現實性にはいることが始まらねばならぬからである。それ故一切の條件が存在する時、或る物が嚴密な意味で實在的に可能であると言ふのは間違つてゐる。その時にはそれは單に實在的に可能であるばかりでなく、更に必然的でもあると附加してもその誤謬は取り除けられない。何となれば兩者は相互に排除するからである。」こゝまでがヘッセンである。彼は部分的可能性の概念を基礎にして、これが既に實在可能性に充分であると考へてゐることがすぐ見られる。如何にしてこの考が、たゞ一つの條件の缺如も事柄を不可能にするといふ事實と調和するかと、私には分らない。博學の著者にこの事實

が知られない筈はない。それで私は、彼は吟味せず受取つた傳統的の様相概念によつて誤られたと假定せざるを得ない。併しこのことはまだ極些細なことである。ヘッセンによれば、様相は一體にして在り方の性格でなくして、「時期」である——明かに様相が於て現はれる事柄の發展過程に於ける時期である。それで彼は必然性と可能性は相互に排除せねばならぬ、一切の條件が存在する時には、事柄はもはや可能ではあり得ない、それはたゞ必然的のみあり得る、と考へるのである。併し彼は、もはや可能でないものは、正にそれによつて不可能である(排中律)、といふことを顧慮しないのである。然る時には、人は不可能者のみが必然的であり得ると言はねばならぬだらう。これは明かに矛盾である。——これがすなはち存在様相を過程の「時期」と考へた結果である。兎もあれ、間違ひは二つとも間様相的關係を全然知らないことに存する。しかも逆説的關係ばかりでなく——これは許され得よう——自明的關係も知らないのである。

この命題は「必然性の實在法則」である、その規定問題に對する意義は非常に重要である。これを單に形式的にばかりでなく、質料的にも——實在的關係の構造から——理解せんとすれば、上の三段論法はそれに對する單なる圖式ではなく、その根據を何處に求むべきかの明白な指示である。即ち上の三段論法は、實在可能性を中名辭にしてゐるのである。それ故實在可能性に於て開明が求められるべきである。

さて實在可能性のどの契機がこの媒介役割を演ずるのであるか。それは明かに、可能性はその最後の項まで全部實在的に現實的でなければならぬ一つの條件連鎖に基くといふ一事のみである。然るにこれ等の條件に就て、それが同時に必然性の條件であるといふ命題が妥當する。もし或る一定の物(A)が實在的に可能的であることなしに實在的に現實的であり得るならば、然る時には勿論この全連鎖には何等拘はる必要はないであらう。それはその存在様相の絶對性に於て他から切り離されて在ることが出来るだらう。然る時にはそれは必然的たることも要しないであらう。

然るにそれは實在的に可能たることなしに實在的に現實たることは決して出来ない。實在的に可能でないやうなものは不可能であらう、然るに不可能なものは正に現實的であり得ないものである。

さてこゝから次のことが生ずる。即ち、實在的に現實的であるものは、その實在可能性を形成する諸條件の全系列を自己の背後に持つ、しかも最後の項までである、何となればたゞ一つでも缺ける間はそれは實在的に可能でなく、寧ろ不可能だからである。缺けた條件が無くなつて、全部の條件が揃へば、Aは可能であるばかりでなく、必然でもある。それはもはや起らずにはあり得ない。Aを可能にする同一の實在條件の連鎖が、それを必然的にもするのである。又は結論から見れば、實在現實的のAがその可能性の條件を全數的に自己の背後に有することによつて、それは同様に全數的にその必然性の條件を自己の背後に有するのである。それ故實在現實者は實在必然的なのである。

條件は丁度同一である——何となれば、條件はたゞその全體に於てのみ問題になるのであり、且、實在關聯は常にたゞ一つの全體に對して活動餘地を有し、二つに對しては有さないからである。各實在現實者の背後にはたゞ一つの完全な條件連鎖があるのみである、恰も各々の場合に於て實在事象には、そこからその現實性が生じ、その現實性の開始と共にそれが現實になる唯一の狀況があるのみであるのと同様である。

それ故それは必然的たることなくして、現實的たることは出来ない。何となれば、それは可能であることなくして現實的たることは出来ないからである。實在可能性は、實在現實者を條件の全體に結び付ける。そして條件の全體は更にそれを實在必然性に結び付ける。それは二重の結び付きに於て背後に結び付けられてゐる、併しこの結び付きはそれを實在狀況の同一の全體に結び付けてゐるのである。

これが何故一つの結び付きが他の結び付きなしに成立し得ないかの根據である。

## 〔二〕 實在現實性の實在必然性に對する上位

この論證で何が要點かはこれで明瞭であらう。現實性と必然性の關係のみが(法則が言表してゐる如く)大切なのではなく、三つの正の實在の様相の全關係が大切である。そして正に可能性の位置がこの關係で決定的である。

こゝで實在現實性は更に新しい方面から見られる。それは、實在必然性の様相を、より高い様相として自己の上に有するのでなく、より低い様相として自己の下に有する、實在可能性を自己の下に有するのと同様である。二つの關係の様相は實在現實性の豫想を形成する。現實性が高さに於て可能性と必然性との間に立つ。(諸境域の區別の手前に於ける)形式的||一般的關係に於けるとはもはや違ふのである。實在的在り方の構造では現實性は兩者の上方に立つのである。必然性はこゝでそれに對して規定性に於て何等のプラスを有さない。必然性は寧ろ實在現實性の基く統一的條件關係の半ばに過ぎない。この關係の他の半分は可能性に歸する。實在現實性は全關係を豫想する、即ち實在可能性と實在必然性とを同様に豫想する。それは様相的高さの順序關係では兩者を自分のもとにもつ。實在現實性は最高、實在様相である。

この「自分のもとにもつ」といふことは、この空間的比喩では他の(同じく空間的)比喩たる「自己の背後にもつ」といふのとや、似た意味である。可能性と必然性は關係的構造をもつたものである。兩者が共同して、實在的條件の全體に對する實在的現實者の關係を形成する、それをしてその全體に頼らせる、その實在的依存を形成する。然るに條件は

元來先行する、條件付けられたものはそれに従ふ。物の現實存在は此の關係では制約されたものである。それ故現實存在はその物に於てより高い實在の様相である——可能性に對してばかりでなく必然性に對してもさうである——、謂はゞこの兩者の中ではその存在の根のみを有する所のもの、充足である。この意味で現實存在は實在的必然性も、又同様に可能性も——自己の豫想として——自己の下に有するのである、しかもそれは上の二つが結び付けるころの實在的條件の統一的な完全な連鎖を自己の背後に有することによつてである。

それ故こゝは、上(第十四節の)で形式的考察に基いて先取された正の實在諸様相の排置換への辯明さるべき點である。絶對の様相の先端の位置は、そこでさう見えたかも知れないが、より充實した存在内容に對する顧慮又は強調の意味ではない、それは寧ろ實際、諸様相の質料的研究によつて初めて見られ得るやうな、單純な、併し極めて規定的な實在的な制約關係を意味するのである。恰も實在的關聯に於ける可能性と必然性との密接な連結も、その條件の全體性と同一性によつて初めて摺み得られるやうになつたのと同様である。

こゝで實在的現實性の上位が困難を齎すかと思はれる一點がある、即ちこの上位を必然性の現實性に對する内的依存性と一絡に考へるとそれは必然性の上位を豫想する如く見える、しかも正に依存の意味に於ても。一切の正の必然性は或る物の現實存在の必然性である、従つてそれを内的豫想として有する。

こゝに誤解のあることは容易に見られる。内的依存性は必然的存在の現實的存在への實在的依存を意味しない。現實的存在は、事柄が必然的であるべきためには、實在的關聯に於て既に存在せねばならぬやうなものではない。内的依存性とは、必然的存在が一つの方向を有すること、この方向が事柄の現實的存在に導くといふことを意味する、否

この導くことに丁度必然的存在が成立するのである。さて實在的依存の關係に於て、この必然存在が實在的條件の連鎖の完全になることと事柄の起ることとの間の強固な結合に成立することが示されるならば、そこには必然性の内的依存性に於けると逆の關係ではなく、明かに同一の關係が存する。さて必然性が現實性に歸着するといふのと、それは現實性の基く制約關係であるといふのと(實際必然性はこの關係の半分である)、明かに同じことになる。それは同一關係の二つの觀點に過ぎない。兩者は矛盾なく相互に補足する。外見的困難から殘る所ものは言葉の表現の不正確以外にはない。

### 〔三〕 諸様相相互の結合としての實在的關係

可能性と必然性の連結に於けるよりも、「必然性の實在法則」に於て、包含の本來の意味が一層明瞭に示される。諸様相そのものが一致するのではない、その特性又は區別は觸れられてゐない、一致するのは同一の實在者に於けるその現はれに過ぎない。

現實存在そのものは何處までも必然存在とは全く違つたものであるばかりでなく、寧ろそれは丁度實在境域に於て初めてその完全な異質存在を示すのである。何となればこゝで人は、この異質存在を實在者の構造に於て、依存關係に於て摺むことが出来るからである。必然存在は現實者がその條件に依存してゐることの一面である(他の一面は可能存在である)。これに反して現實存在はこの依存に基いて成立するその存在そのものである。一切の關係に於て關係するものが關係と違ひ、一切の依存に於て依存するものが依存の形式そのものと違ふ如く、實在の様相の連結に於て

現實性は必然性と違ふのである。或る物の現實性をその必然的存在に結び付ける所のものは、たゞ實在的關聯の構造である、實在的出來事の統一である、その都度の實在的狀況の唯一性である。實在的現實者の必然性は自明な間様相的關係ではない。それが言表する法則は何處までも逆説的命題である。これは様相そのもの、形式的本質に於ては、なく、實在的なもの、範疇的構造に於てのみ明かにされ得る。これはたゞ單に様相の「實在法則」であつて、一切の境域に擴がる一般的の様相法則ではない。

凡てが實在的性格にかゝつてゐる。現實的のAはその現實存在の實在的性格なしに純粹にそのものとしては、一體にして制約されてゐることを要しない。それは無制約のものとして立つこともあり得る、その時には偶然的にならう。それには矛盾はあり得ない、現實性は決して關係の様相ではないのである。そのやうなAは、その時には依然として或る何かの意味で、全く消極的な意味で、又は無矛盾性の意味で可能でなければならぬだらう。併しそれは必然性を含まない、實在的可能性を含むのみである。實在的過程と實在的關聯のない處には偶然者に對する餘地がある。即ち實在境域の境界に、全體としてその境域に、並に條件連鎖の絶對的の最初の諸項に偶然がある。限界の内部にある一切の特殊の實在者に於ては別である。實在的の出來事と實在的の關聯のあるところは、全過程の各斷片に於て一定の實在的狀況のあるところでは——こゝからは任意のものではなく、たゞ一定のもののみが現實になり得る（即ち實在的に可能である）が、他のものは現實にはなり得ない（實在的に不可能である）——こゝでは一切の現實化は實在條件の全體性に結ばれてゐる。而してこのことは、必然的なもののみが現實になり得ることを意味する。何となればこの全體が存在しない時には（たゞ一つの條件でも缺ければ）、その物の現實化は不可能である。然るに全體が存在

する時にはそれは既に必然的である、たゞ可能たるのみではない。

實在的現實者がそれが於て現はれる實在的關聯に對してこのやうな仕方では結び付けられてゐなかつたならば、それは最初に實在的に可能たることを要さなかつたであらう。然る時には可能存在の遙かに緩かな消極的の形式で充分であつたであらう。然る時にはそれは勿論實在的に必然たることも要さなかつたであらう。然る時には一つの石は何等轉がらねばならぬといふことなしにも轉落を始めることが出来るであらう。何等の實在的條件なしに、即ち山も、傾斜も、重力も、衝擊もなしに轉落するといふことは何を意味するかを考へて見よ。これが無意味であることは明白である。併しこれが無意味なのは形式的に了解された様相に基いては、ない。たゞ實在の様相の特有な連結に基いて、ある。必然性の實在的法則は實在的過程と實在的狀況の法則である。

#### 〔四〕 必然性の實在法則に對する現實性意識の反對

このやうな事情は人間の現實意識の中に明瞭に反映する。意識は一般に實在的狀況の全體を見ない。それは全體を把握しない。意識は一體にして實在依存を見る時、條件の一部分に限られる。その代りAの實在現實性は直接經驗的に與へられたものとして現はれる。意識は固よりAが何かの仕方でもなければならぬといふことを暗黙に豫想してゐる。併しこの可能存在を條件の全體から了解せず、要因の主觀的に制約された選擇からのみ了解する。それ故意識はたゞ部分的可能性を把握するのみである、そして部分的可能性は選言的可能性の、不規定性と不決定性の形式を有する。それ故それは同時に必然性の意識ではない。何となれば閉鎖的な條件連鎖に基く全體可能性のみが必然性

を包含するからである。

必然性の實在的法則が自明の法則であり、それが諸様相の形式的本質そのものに於て、實在的關聯に對する深い知識なしにも洞察され得るものであつたならば、意識は人生に於て全然別様に行爲したであらう。それは實在的に現實的なAに於てその可能性を豫想する如く、同様に暗黙に且つ自明的にその必然性をも豫想したであらう。それは必然性を洞察しなくとも、即ちそれが掛つてゐる條件の全體を把握しなくとも、それを確信したであらう。然るに必然性の實在的法則は、實在的關聯の少くとも原則的了解の迂路に於て洞察されるのみである。そして素朴な實在意識にはこのやうな了解こそ全然無縁のものである。それ故素朴な實在意識は可能性意識の初期を伴つた現實性意識であり、必然性意識は伴はない。

さてこのことは様相的には、實在的に現實的なAは何の躊躇なく偶然的なものとして妥當せしめられることを意味する。素朴な實在意識では、石は轉ばねばならぬと云ふことがなくとも、事實上轉けることがあり得るといふ觀念から離れることは出来ない。それは偶然に轉ることがあり得ると考へるのである。このやうな現實性意識は、寸法を完全にさせる部分的條件の重要性を無視する、否、それを輕蔑する。それはこの條件を知らない、そして日常理解の要求に對してはそれを拒否する。それは實在現實者の必然性に反對する、しかもそれは——例へば自己の實在的發意(即ち道德的自由)の場合に於ける如く——、實踐的又は世界觀的に興味ある時ばかりでなく、原則的に必須的に反對するのである。

それ故意識には必然性の實在法則は逆説的に見えなければならぬ、意識には疑はしいものであり、その抵抗を喚起する、よりよき洞察の黎明に對して、さもさうである。この法則は意識の實在感に矛盾する。そして、それには理由がないことはない、尤もその理由は意識の側に存し、對象にあるのではない。實在意識は、それが把握せんことを求める實在者とは違つた様相を有し、別な間様相的法則の下に立つてゐるのである。その對象は意識の表象の仕方には従はない。實在的關係では現實性は必然性を包含する、併し現實性意識は必然性意識を包含しない。逆説性の根據は意識様相の不全性に存する。

素朴な意識のこの抵抗は深く哲學的思惟にまでも入り込んで働いてゐる。様相分析も到るところでこれに出遇ひ、絶えず新しくこれを征服しなければならぬ。と言ふのは哲學的思索でも自己の範疇を吟味し、吟味した範疇で働くことを覺えるといふ勞を取るのである。

研究すること、理解することのみではそれは出来ない。理解されたものは實在認識の全領野に移され、進展する理解の永續的の緊張に於て生々と維持されねばならない。こゝで問題になつてゐるのは全世界觀の危機だからである。この一見目立たない間様相的法則は、如何に抽象的に響き、一切の人生問題から縁遠いやうに見えやうとも、しかもこれは、崇高なる思辨的諸原理の與へることが出来ないやうな、この法則の獲得なしには人間に拒まれたであらうやうな・世界構造の洞察を與へる力を有するのである。覺え改める努力が報いられるかどうかは、最後に批判せよ。



## 第二十一節 可能性の實在法則

## 〔一〕 この法則の存在論的の意味。幽霊の驅逐

「可能性の實在法則」は恐らく必然性のそれよりもなほ一段逆説的である（第一逆説的包含法則第十四節の〔六〕）。この法則は實在者に於ては、可能である一切のものは現實でもあるといふことを意味する。素朴な意識には、このことは、一切の現實者の必然存在よりもなほ一層驚くべきことである。両者が如何に密接に關係するかは、勿論何人も生活に於て明かにしてゐない。哲學的思索に取つてすらも、このことは殆どあらゆる時代に於て看過されてゐる——一切の實在事象に遍通的に伴ふ必然性が見逃がされてゐない處に於てもさうである。傳統的な形而上學の思索は、そのあらゆる外的な論理的な犀利にも拘はらず、このやうに不齊合であつたのである。

一切のものはそれがあつた如く起つたこと、そして一切の起つたことはそれが起つた如く起らねばならぬ、といふことは或る程度まで常識も認めてゐる。尤も常識はこれを本當に眞面目には取らない、好んでその例外をも認める、併し人生の全體といふ點からはやはり暗黙にその考でやつてゐる。勿論常識は不十分な、偏つた觀念でそれを考へてゐるので、その時でもすぐ運命、豫定を信じたがる。併しこの思想も全然知られてゐないことはない。

これに反して、あるもののみがあり得るといふこと、又は、一切のあり得るものは現實的でもあるといふ思想は常識には全然知られてゐない。何事も起らないことは起り得ないといふこと、又は起り得る一切のものは實際にも起るといふことも同様である。實際にはない又起つてゐないことで、考へ得られない程色々の多くのことがあり得、又起り得るといふことを豫想することは、人間の實在意識に非常に深く根差してゐる。可能なもの、領域——しかも單に考へ得られるもの、領域としてではなく、人生そのもの及び一般に實在界に於て可能なもの、領域としての——は、常識には現實者の領域よりは計るべからざる程大きいと見えるのである。現實性の世界は常識には狭く有限で、冷厳な事實とその結果のなかに緊縛されてゐると考へられる、これに反して可能者の世界は、無終無限である。人生は瞬間から瞬間へと可能性の見渡し難い多様を擔ふ如く見える。しかも何時も實現される得るのは只一つのもので、他は悉く無に歸してしまふのは現實者の狹隘にのみ依る如く見える。

併しかく現實にならぬもので、見渡し難い程多くのものが可能であるといふことを、人間は一體何處から知ると言ふのであるか。實在的に可能なものは、その時々<sup>々</sup>の實在的状況に於て條件の全體が揃つたもののみであり、人間はこの全體は生活に於て殆ど一度も知ることがなく、それに續く經驗によつて常にたゞ現實に達したその一つのこの可能性を見るのみである。如何なる權利を以て、同時にそんなに多くの他のものが實在的に可能であつたと信ずるのであるか。彼の思想の中に——又は出來事に先行する彼の想像の中にと言ふべきであらう——現實的ではない、そして決して現實的にはならない單なる可能者の領域が存するといふことは、それは決して實在界にも存することを假定すべき理由にはない。素朴な人間がこの假定をなすことは了解が出来る。併しこの假定を哲學的反省に於ても習熟せる思惟の習慣といふ以外の何等の根據なしに固持せんとすることは、同じやうには決して了解が出来ない。何となれば、若し彼が、それによつて實在の世界に一つの裂け目を作り、それに應じて一切の現實者が單なる可能者といふ見渡し

難き従者によつて、恰も幽靈の群に囲まれた如く囲まれることを考へるならば、何等の支援をも決して見出されないやうな假定を設けることを用心するであらう(緒論「三」)。

さてこれに對して「可能性の實在法則」は次のやうに言ふ。即ち、實在者の中には可能者の「廣袤」はない、並行に分裂した可能性の多はない、少くとも現實可能性の意味に於てはない。こゝには現實者と並んだ單なる可能者もない、自由に歩き廻る、ふはくした幽靈的可能性はない。二つの存在者への實在者の分裂はない、現實者の領域の外に第二の領域はない。寧ろ現實者の狹隘が可能者の狹隘でもある。現實事象の組立では現實的でないものは何も可能でない。そこでは可能たることによつて現實的にならないものは可能にもならない。否、現實でない、そして現實的にならないであらうところの何物も可能にはならないであらう。要するに如何なる時に於ても、そこで實在的であるもののみが實在になり得る、現實的に起るもののみが何時も起り得る。

「可能性の實在法則」は哲學的思索に於ける面倒な革命過程を表はす短い定式である。この過程は人間の世界像からの幽靈の驅逐と言ひ得る。これは抵抗なしには起り得ない、これは洞察のみの問題ではない。何となれば人間はさうしたものだからである。人間は幽靈を愛すのである。

### (二) 實在可能性の諸條件に對する實在現實性の媒介された背後結合

併し凡ゆる逆説性にも拘はらず、この法則は實在可能性の質料的意味から證明することは困難でない。こゝでも證

明に三段論法の形式を與へることが出来る。大前提には必然性は現實性を包含するといふ普遍的な自明な様相法則

(第十四節 第一自明的包含法則) となる。小前提は上に既に質料的に證明された、實在可能性は實在必然性を包含する

(第十九節 第三逆説的包含性法則) といふ命題が形成する。この二つの前提が妥當するならば、實在可能性が實在現實

性をも包含するといふことが歸結する。

又は解體した形式では、次の如くなる。即ち、各境域に於て、そこで必然的なものは又現實的でなければならぬならば、而して實在境域に於ては可能なものは必然的でもあるならば、然らば實在境域に於て可能である凡てのものは現實でもなければならぬ。これが積極的形式に於ける「可能性の實在法則」である。否定的な險しい形式では次の如くなる。即ち、實在的過程に於ては、何時も、丁度この時に現實的であるもの、外には何物も可能でない。

この三段論法は、前(第二十節)のと同様に、單なる外的の圖式ではない。これは寧ろ實在境域に於ける包含法則の全關聯が基く所の統一的な根本關係の質料的陳述として了解される。このことは中名辭からして明瞭に看取される。

この中名辭の働きはこゝでは實在必然性が行ふ。實在必然性は最低の様相としての實在可能性と最高の正の様相としての實在現實性との間の結び付きの項として現はれる。然るに實在必然性に於ては、それが實在可能性が基くのと同一の實在的條件連鎖に基くことを我々は見たのである(第十九節)。Aの實在條件の連鎖が完全に揃ふ時には、Aは實在的に可能ばかりでなく、實在的に必然的でもあることが示された。實在者の領域に於て可能性と必然性とを互に結び付ける所のもの「條件の同一」である。然るにこの同一は實在可能性の全體性法則に根差すのである(第十八節)。

それ故こゝでも肝要な點は實在的可能性の本質に存する。全體性法則によれば部分的可能性は一體にして實在的可

能性ではない。然るに選言的可能性は部分的可能性に過ぎない。實在者に於て或る一定の與へられた條件の下で色々なことが可能である時には、即ちAのみでなく、色々な非Aの積極的の場合が可能である時には、それは單なる部分關係に外ならないであらう。然るに全體法則によれば、實在的に可能なものは、その條件が最後のものまで實在的に現實であるもののみである、部分的にのみ可能であるものは——假令たゞ一つの條件が缺けるだけでも——、それは寧ろ實在的に不可能である。それによつて可能性の「多」は排斥された。Aのみが可能である。それ故非Aであるところのものは、それは何に成立しようとする不可能である。内容的に違つて出來てゐる實在者(非A)はどれも、少くとも部分的に違つた條件連鎖を要求するであらう。

然るに他方「實在的條件の同一」によれば、この同一に基いてAは可能であるばかりでなく、更に必然的である。一切の條件が最後のものまで揃へば、Aはもはや起らずにはあり得ない、それは現實にならねばならぬ。これが「必然性の實在的法則」である。さて必然性は關係の様相として内的依存性に従ふ。これは或る物の現實存在の必然性である。このことは、條件が最後のものまで揃つたところのAは、必然的に現實的であることを意味する。

こゝで三段論法の大前提も單なる圖式ではなく、同一の全體性に根差すところの必然性と現實性との實在的關係を表現するものであることが見られる。Aはその可能性の實在的條件に基いて、同時に必然的であるばかりでなく、更に同時に現實的である。「條件の同一性」はこゝに於て更に一層遠く達することが示される、それは更に第三項をも包む。これは前に與へた式述(第十九節の(二))に結び付いて次の如く總括される。即ち、Aの實在可能性の條件は、同時にAの實在必然性の條件であるばかりでなく、更に同時にAの實在現實性の條件でもある。

こゝで絶對の様相の條件連鎖への依存性に躓いてはならぬ。このことはその絶對性と矛盾しない。何となれば、一體にして背後に於て條件に關係附けられてゐる(外的に依存してゐる)といふことは、現實性の様相的本質にはない、實在者の構造的性質が初めてそれを關係的にするものだからである。この性質によつて、一切の實在的のものが同一の實在的狀況に根差すのである。又は様相的に言へば、實在現實性は、自己の背後に存する實在可能性と實在必然性によつて、この兩者に共通な、同一の且つ完全な實在的條件の連鎖に關係附けられてゐるのである。かくしてその條件は間接には實在現實性の條件でもある。一切の實在的現實者が條件連鎖に依存するといふことは——一切の生成を支配してゐる實在依存は——現實性が最高の實在の様相であること、即ちそれは可能性のみならず、必然性をも豫想するといふこと、同一である。

それ故たゞ一つの條件連鎖があつて、それが完全になると共に實在的事象の與へられた時期に於てAは初めて實在的に可能になる、併しそれと同時に既に實在的に必然的にもなり、それによつて實在的に現實的にもなつてゐるのである。このことからして、實在的境域の限界内に於て次の法則の妥當することが言はれる。即ち、Aは現實的にもなる時に初めて可能になると。或る事を實在的に可能ならしめることは、同時にそれを實在的に現實ならしめることである。それを實在的に可能にする所の諸條件の全體性は、そのまゝそれを必然的に實在現實的にもするのである。

### (三) 實在可能性と可能性意識

最後の式述に於て、媒介者(形式的には中名辭)としての必然性の役割が、再び明瞭に現はれてゐる。實在必然性

は實在現實性を實在可能性へ結び付ける。眞の實在可能性の條件が、同時に實在必然性の充分な根據であるが故に、それ故——そしてそれ故にのみ——それは實在現實性の充分な根據でもあるのである。それ故——そしてそれ故にのみ——實在的世界の限界内に於ては、現實でない何物も可能でない。それ故にのみ實在者に於ては現實者の狹隘に對して可能性の廣袤といふことはない、自由に浮動する可能性の多はない。換言すれば、それ故こゝでは現實者の狹隘は同時に可能者の狹隘である。

たゞ一つ注意しなければならない。即ち「可能性の實在法則」に於ける逆説性はそれによつて勿論明瞭になり、そして原則的には廢棄されたが、併し世の中からは取り除けられてゐないことである。これは日常の實在性意識に對しては取り除けられてゐない、この意識は他の様相法則の下に立つからである。日常の可能性意識は、部分的可能性に結び付けられてゐる、それ故初めから現實意識から切り離されてゐる。人間は或る種の強制を以てなほやはりかう考へる——無いものも、あることは可能である、起らないことも、起り得ると。

この主觀的な強制は世の中から取り除けることは出來ない。我々はたゞそれを洞察し得るのみである。勿論實在界に於ても今與へられた事情で起らない多くのことも、別な時に別な事情の下に起り得る。即ち、何時も一定の他の事象に對してその條件が充される時には、何時でも何處でも起り得る。併しその時には、そして其處ではそれはまた現實に起るのである。實在的事象に於ては、何でもそこで同時に現實的にならぬものは可能にはならない。更に我々はこれに附加して、そこでは現實にならなかつた物は可能にもならなかつた。そこでは現實にならぬであらう物は可能にはならぬであらう、と言はねばならぬ。

文句に於けるこれ等の時間的差異を強調することは無駄ではない。これは素朴な可能性意識が好んで訴へる所のものだからである。人は何時も、今現實でないものも今可能である、それはなほ將來に於て現實になり得るからであると考へる。併し將來のもの、「今」可能であることは寧ろ「今」不可能であるであると云ふこと、今現實性に達しないものは精々將來に於て初めて可能になるので、決して今ではない。

しかもその實在的條件の連鎖が完全になるより以前ではないといふこと、併しその時には同時に現實にならねばならぬといふことが、素朴な可能性意識には見逃がされてゐる。可能性の實在的法則は時間相違に對しては無頓着である。それはどの時點に對しても、それが現在であつても、現在でなくとも妥當する。各時點に於て、その中にあるもののみが、あり得る。何時も現實的に起ることのみが、起り得る。

#### 〔四〕 より高い在り方の徴標としての「可能者の狹隘」

併し他の諸包含に於けると同様に、可能性の實在法則に於ても、反對の極端を用心せねばならぬ。この法則は可能性と現實性の同一を意味しない。兩者は例へば論理に於けると全く同様に實在者に於ても違つた様相である。たゞ實在的關聯の特有の構造のみが現實存在を可能存在に結び付けるのである。この結合を述べる命題は、分析的命題ではなく、非常に総合的な、そして逆説的な命題である。それは普遍的な様相法則でもなく、實在的法則に過ぎない——それは可能性の本質に於ても、また現實性の本質に於ても見られない、たゞ兩者の背後にあるものに於て、實在的條件に對する關係に於て見られるのみである。

こゝでは凡てが實在的性格そのものに、實在的過程に、實在的狀況にかゝつてゐる。實在者に於て若し可能者が、必然性の媒介によつて現實者も有するのと同じの全體的條件連鎖を自己の背後にもたないとしたならば、實在的に現實的でない所の多くのものが實在的に可能であり得ることにならう。可能者の狹隘は特殊の實在現相である。他の諸境域はこれをもたない。實在的境域に於てのみ可能者は現實者に制限される。可能性が條件連鎖を意味せず、論理に於ける如く無矛盾性のみを意味する處では、そのやうな制限はない。そこでは可能者の領野は無際涯である、又はもつと正確に言へば、それは内容的契機の矛盾によつてのみ制限される。

然るに哲學では古い形而上學の影響によつて、可能性と云へば殆どたゞ無矛盾性を考へることに慣れてゐる。有限の理智が充分な實在可能性を洞察することは稀であるが故に、このことは固より了解される。それ故今日でもなほ哲學の側に於て、動もすれば現實者の狹隘に對して可能性の充實が對抗させられる。合理論的及び觀念論的諸體系は、實在現實者の價值剝奪によつてこの傾向を非常に助長した。本質の世界はより高い存在と見えた、人はこの世界を可能な世界として解した。何となれば、現實の世界の規定性と狹隘に對して、それはあり得る所のもの、無限の充實と見えたからである。而してそれは普遍者の領域であるから、そこで普遍者は完全なものとして、實在性の厳しさを擔ふ個物は不完全なものとして見えたのである。

もし外延のみを見て、普遍者の不規定性を廣大、崇高と考へ、その空虚を充足させることを問題としない時にはその通りである。併し本質といふ細糸の網を以て網の目を充してゐるものを持つようになると、急に様子が變る。然る時にはこの普遍的な本質は、それ自身で見れば不完全な存在の領域を形成することが確認される。この領域に於ける

崇高な「可能者の廣大」はこの不完全性の一面に過ぎない。個性、特殊性、時間性及び無常性を擔つた實在者こそ却つてより高いより充實した意味の存在者である。これには完全な規定性がある、何處でも、何時でも。だからしてそこでは「可能者の廣大」が消えるのである。その代りに現實者の限界に還元された可能者の狹隘がはいる。ライブニッツの「可能な諸世界」も、單に普遍性の空虚の中に成立する・決して實在的に可能でない不完全な世界である。それには丁度實在的條件の充實が缺けてゐるのである。それ故それは本質可能ではあるが、即ちそれ自身無矛盾的ではあるが、併し實在的には何處までも不可能な世界である。

可能者の狹隘は本質法則ではない、これは實在的法則に過ぎない。併し此の法則はより高い在り方の、即ち唯一完全な在り方の印である。これは形式的探究に於て「實在者の冷厳」として示されたもの、質料的關係に特有な内的構造を表現する。實在者の冷厳は實在可能性の分裂法則と選言的可能性の廢棄から生じた。併し分裂法則の本來の意味は實在的條件の全體性に於て初めて表はれた(第十八節の五)。

これ等の契機を總括する時には、實在者に特有な存在と非存在とのかの絶對的決定性に對しても新しい光が投ぜられる(第十七節の五)。この決定性は實在者には「單なる可能者」がないことに成立する。單なる可能者は即ち不規定的な、不完全な、その限り非決定的な存在である。然るに實在者はどの見地からも、どの時間的断面に於ても、完全な存在である。こゝで實在的な在り方の本質特徴がもう一つ得られた譯である。初めに單に告知し得たに過ぎなかつた「様相分析は在り方の神祕を撥現する道である」と云ふことが、今や證明されたのである。

## 第二十二節 メガラ學派の可能性思想

## 〔一〕 アリストテレスの報告と論難

可能性の實在的法則は固より逆説的である、併しそれは素朴な意識の思想習慣に對してのみである。この法則は、そのみが妥當する實在事象の關聯に於ては、極めてよく洞察され得る。齊合的な存在論的の思索は、本來實在可能性が何かを把握すれば、その世界觀的立場からは獨立に、どうしてもその存立を認めざるを得なくなる。このことは哲學の歴史が雄辯に證明してゐる。

アリストテレスがデユナーミスの概念——これは目的論的に歪められ純粹な様相概念たるには甚だ遠い（これは寧ろ單なる素地概念である）——を述べる前に、純存在論的な概念對たる可能性（δυνατότης）と不可能性（ἀδυνατότης）とがあつて、これはエレア學派の末流に於て既に或る程度の發言成熟に達してゐた。アリストテレス以前の可能性概念の發展は、殆どたゞその結論に於て、しかもメガラ學派によつて到達された形式に於て知られるだけである。<sup>\*</sup>既に上の歴史的概觀に於て（緒論「三」）、この思想を述べた。併しこれを内容的に評價することはこゝで初めて可能である。何となれば事柄からはこの思想は、實に可能性の實在法則に外ならないからである。

<sup>\*</sup>この思想は普通ディオドロス・クロノスに歸せられる。併しその影響は恐らくアリストテレスの後期に於て初めて現はれてゐる。併しアリストテレス自身はこの思想に對して既に詳細な論評を加へ、且つこれをメガラ學派一般に歸してゐる。それ故この

思想はディオドロス以前に於て既に學派の共有財であつたらしい。（Vgl. Ed. Zeller, Über den Charakter des Megarikers Diodorus, Sitzungsber. d. Akad. d. Wissensch. zu Berlin 1882, S. 151ff.）

アリストテレスはこれに就て次の如く述べてゐる。即ち、「メガラ學派の人々の如く次のやうに主張する二三の有人がある、或る物はそれが現實的である時にのみ可能である、それが現實でなければ、それは可能でもない、……」<sup>\*</sup>と。さて、言葉の意味からは、その後の一切の解釋を度外視すれば、こゝに報告された主張は完全な形式に於て可能性の實在法則である。メガラ學派の人達が條件系列の如きものを思ひ浮べたか、それとも單に形式的に二重可能性の不規定性に突き當つたのか——勿論この二つの中の一つ以外にはあり得ない——、もはや決定することは出来ない、それには何等の證據もない。ディオドロス・クロノスの後の論證からは我々は寧ろ後者を、アリストテレスの論難からは寧ろ前者を推理したい。併しそれが如何にあらうと、こゝでは極めて確定的に、第一逆説的包含法則に於て展開された如き實在存在論的の可能概念が存したことは疑はれ得ない。

<sup>\*</sup> Aristoteles Metaph. 9, 1046b, 29ff.: εἶσι δὲ τῶν αἰ γὰρ οἷον αἰ μὴ ἔχουσιν ἐν τῷ ἐπιπέδῳ, δυνατὸν ἔχειν, ἔχειν δὲ μὴ ἐνεργῆσαι δυνατὸν…… アリストテレスはこゝで自己の術語たる δυνατὸν と ἐπιπέδον, ἔχειν, とを使つて報告してゐる、それによつて命題の意味は既に歪められて現はれてゐる。メガラ學派の術語では、後の證據によつて見られる如く, δυνατὸν と ἀδυνατὸν との對立が問題であつたらしい。この ἀδυνατὸν はこゝではまだ「隠されてゐない」といふ元の客觀的の意味を持つてゐる——對象から言つていあつて、認識から見てではない——、従つてこの關聯では、事實的又は現實的と解される。

このことはアリストテレスの叙述から全く一義的に明瞭である。アリストテレスはこのことを建築師の例で説明してゐる。即ち、建築師が丁度現實に建てゝるない時には、彼はまた建てゝることは出来ない、寧ろ彼は現實に建てゝる

る人としてのみ、即ち現實に建てゝゐる限り、建てることが出来る。この例は逆説性が險しく現はれるやうに選ばれてゐる。そしてアリストテレスはこの反駁は極めて容易なことゝ考へてゐる。曰く、「建築家は丁度建築にかゝつてゐない時には、建築家でもあり得ないことは明瞭である。何となれば建築師たることは、建てることが出来るといふことだからである」と。このことはどの技術に就ても同様でなければならぬだらう、それを働かすことを止めるや否や、彼は既にそれを失つてしまつてゐるのでなければならぬだらう。否、感覺の對象、寒、温、甘の被知覺性に就ても同様であらう。即ちそれが現實に知覺されてゐない時には、何物も可知覺的ではあり得ないであらう。知覺者の知覺能力に就ても同様で、見る人、聞く人は屢々日中に、盲聾でなければならぬだらう、即ち丁度何も見ず又聞かないその時毎に。

この尖鋭化によつてアリストテレスは可能性の實在法則を反駁し得ると考へた。實際これ等のことは、彼のデユナミミス概念を基礎とする時には、この上ない非常な矛盾と見える。デユナミミス概念は、それが一體にして様相概念として妥當する限り——と言ふのは彼は或る物の可能性よりは、より多く或る物への素地を考へてゐるから——、部分的可能性の上に建てられてゐる。それ故彼はよく吟味せず存在と非存在(現實性と非現實性)の未決定の二者擇一を取つた。それによれば、まだ現實化の缺けてゐるもののみが却つて可能である、現實化が加はると非存在の可能性はなくなる。併しそれと共に存在のそれもなくなくなる、即ち潛勢は顯勢(ἐνέργεια, ἐντελέχεια)の中に消えるのである。

かゝる豫想の下では、アリストテレスが「建築師であること」を「建て得ること」と無造作に同一視し、同様に技術一般を「活用し得ること」、視覺と聽覺(心的能力)を見得ること、聞き得ることと同一視したことは了解され得る。

## 〔二〕 メガラ學派の命題の實在存在論的の意味

併し豫想が間違つてゐる。勿論その都度の作用(ἐνέργεια)と起伏を共にしない所の能力及び技能がある。併しこれ等は存在論的に完全な實在可能性ではなく、單なる部分的可能性である。それには常に補足を要する、常に自己以外に存する、即ちその時々々の全狀況に存する一つの要因を要する。否、多くはそれ等が作用し得るためには更に多くのそのやうな他の要因を要する。

建築師は固より假令建てゝゐない時でも建築師である。これは、彼が一度獲得した能力そのものを維持してゐると言ふのであつて、それだけで既に實際に建て得ると言ふのではない。これに對する他の實在條件が現實に存在しない限り、しかも——地面、建築材料、勞働力、建築の依頼を始めとして、家の特殊のプラン(εἶδος ἢ σχέμα)に到るまで、否、彼自身の發意(例へば一定の冒險に對する決意)に到るまで——完全に揃はない限り、如何に彼は名手であつても寧ろ建てることは出来ないのである。然るにこれ等の條件が最後のものに到るまで悉く揃へば、然る時には建築は既に現實にも始まつてゐるのである。それ故彼は、實在存在論的に言へば、實際に彼が現實に建てる時に初めて建てる事が出来るのである。それによつてその他の場合にも存立してゐる彼が建築名手たることは損はれないのである。彼は即ち任意の事情の下では建てる事が出来ないのである、たゞ一定の事情の下に於てのみ建て得る。それ故彼は、彼が建築師である間、間斷なく建てるのではない、たゞ時々建てる、しかもそれは氣紛れからではない。

\*今日の人には例を變へる方がわかり易い。即ちアリストテレスの考では、失業者も働くことが出来なければならぬだらう、しか

も仕事をもたない時でも。それが出来ないことの悲劇がこのやうな無意味な可能概念を最も力強く反駁する。

可知覺的であること、知覺し得ることに就ても同様である。温、寒、甘を「可知覺的のもの」と言ふ時、それが如何なる事情の下でも知覺され得るといふ意味ではない、一定の事情の下に於てのみ、即ち知覺者(手、舌)がそれに觸れる時に知覺され得るといふことである。可知覺性は一體にしてまだ實在的な知覺され得ることではない。逆に知覺者から言つても同様で、見る人、聞く人が、絶えず見、聞かないからとて、日に幾度も盲、聾たることを要しない、彼ら自己の能力としての視覺、聽覺を依然所有してゐるのである。併し能力はたゞ潜勢である、而して潜勢はまだ見ること、聞くことの實在的可能性ではない。もし視野の範圍に於て光が空間的のものに落ちない時には、假令視覺が健全でも、何人も見ることが出来ない。もし音がその耳を打たない時には、假令聽覺が健全でも何人も聞くことは出来ない。單なる能力は部分的可能性に過ぎないのである。内的、外的の條件が完全になる時、何處までも初めてそれは實在可能性になるのである。併しその時は見ることに、聞くことは既に現實にもなる(このことは既に知られた如くアリストテレスの考からもさうである)。併しこのことは、見る人は現實に見る時にのみ見ることが出来る、聞く人は現實に聞く時にのみ聞くことが出来る、といふことを意味するに外ならない。

この結論は簡單明瞭であるが、併し歴史的には貫徹されなかつた。この結論は、哲學諸學派の論争に際して、アリストテレス——この點に於て事柄の本質を誤つたところの——の偉大な權威に席を譲らなければならなかつた。このことは同時に、ソクラテス以前の純存在論的の立場——その最後の成熟した成果は明瞭に式述されたメガラ學派の可能性の實在法則である——が、形而上學的興味に席を譲らねばならなかつたことを、謂はゞその情熱的な攻撃の重壓

のために葬り去られたことを意味する。

かくして實在諸様相の明瞭な開陳のみでなく、素直な立派な存在論的實在概念さへも埋没せしめられたのである。勿論この概念は暗黙の間に生き續けた、併し一切のより強い哲學的關心の舞臺からは永續的に驅逐されて居つた——たゞに古代及び中世に於てばかりでなく、現代に到るまでも。メガラ學派の命題の奇異性は、今日これを述べて見て、西歐の全アリストテレス主義に對すると同様に我々にも成立するのである。古い偏見はまだ無くなりはない。こゝで附言せねばならぬことは、原作の思想を熱心に求める哲學史家の筆も、古代思索のこの意味深い一片を不注意に看過したといふことである。彼等は固より事實は知つてゐる。併しその意味も、またその重大性も認めてゐない。彼等はこの注目すべき命題を恰も、珍奇な物を知らせるかの如く述べてゐる。彼等は存在論的思想を解さないのである。彼等はこゝで拘はつてゐる問題を知らないのである、従つてそれを再認することが出来ないのである。アリストテレスが我々に保存してゐるやうな完全に一義的な、充分成熟した式述さへも、これ等の史家をして、メガラ學派の命題の存在論的の意味を幾分でも推察すべく刺戟することが殆ど出来なかつた。\*

\*その他の點では教訓になるファウストの大作 (August Faust, der Möglichkeitsgedanke, I. 1931, S. 29 ff.) も、メガラ學派の教訓に對しては眞の説明の眞面目な試みもせず、無思慮に通り返してゐる。著者が力強く引用してゐる (S. 270 ff.) クリシッパのこの教訓に對する思慮深い論議も、著者の先入主の偏見を動かすに足りなかつた。かくして古代に於ける可能性問題に對する彼の歴史像は一面的である。正に存在論的により重要な方面——勿論これはより困難な方面でもある——が缺けてゐる。



## 〔三〕「可能者」の論争に於ける兩方の側の正論と誤解

併し歴史的にはメガラ學派自身もこの誤解を助成したことを見誤つてはならぬ、特に後の代表者達に於て。こゝでは初めから可能性問題の事柄とは全然關係のない形而上學が入り込んで、それが學派の主要な教條を形成した。それは運動と生成とを實在的の世界から追放したパルメニデスの存在概念の形而上學である。

この形而上學は歴史的には既に陳腐になり、新しい問題によつて追ひ越された後、メガラのユークリットによつて更新され、ソクラテスに基づくアイドスの教によつて補足された。非現實者の可能性は單純にそのものゝためにはなく、生成と運動の可能性を反駁するために否定された。この二つの全然異質な事柄の結合は、存在論的問題の展開には障礙になつた。それと共にメガラ學派が誤りに陥つたのである。彼等は無からの發生、無への消滅としての生成の古い概念——これは實際には既にヘラクライトスによつて片づけられた——から離れることが出来なかつた。かくして存在と非存在とは生成に於て混合するやうに見えた、そしてこのことが彼等が基礎にしたところの存在概念と矛盾したのである。

さてこの初めから歪んで設定された存在問題の中に可能者と現實者の對立を引き入れた時、可能者は一種の非存在者として見え、現實者のみが存在者と見えたことは止むを得なかつた。かくして生成は可能存在から現實存在への移行として示された。さてこの生成を否定する時には、この移行を假相として證明せねばならなかつた、即ち既にまだ現實となつてゐないやうな單なる可能者があり得ないことを證明せねばならなかつた。

この硬化した存在形而上學に對しては、アリストテレスの論駁は正しかつた。デユナーミスとエネルギーの新しい教は生成を新しく擱まうとする試みであつた、エレア學派の生成の除外には意識的に對立した。そこでメガラ學派の可能性概念に對してもアリストテレスが正しいとされたことは怪しむに足りない。これによつて生じた歴史的不正は一つの問題層だけ深いところにあつた、これは問題が論議されたその平面の上では見ることは出来なかつたのである。何となればアリストテレスの生成概念も偏頗であつたからである、この概念は素地によつて導かれる有機的の成熟増大には充分であつたが、より普遍的意味に於ける自然過程 (Natura) には不足であつた。自然過程は可能存在から現實存在へ移らず、一方の現實存在から他方の現實存在へ移る。この考へ方は當時様相概念に於ては把握されなかつたけれども、併し原子論によつて既に廣く開發されてゐた。

それ故、その當時始められた可能性と現實性の論争に於て——この論争は未だ嘗つて終局的に決着してゐない——兩方の側に正論と誤解があつた。兩方とも生成の誤れる概念を基礎にしてゐた。メガラ學派がこの概念を反駁することによつて、既に實在者の生成をも反駁したと信じたのは誤りである。アリストテレスが彼がデユナーミスからエネルギーへの移行と解した生成概念の辯護を以て、實在者の生成を把握したと考へたのも誤つてゐた。メガラ學派は時代後れの存在形而上學を辯護するために、もつとよい方の應用に値した筈の存在論的見解を濫用した。そしてアリストテレスはその誤謬が應用にあることを悟らなかつた。彼は丁度新しく得られた見解に反對したのである。

實際生成は實在者の遍通的な存在形式である。實在者はその運動のために單なる可能者を要しない。可能存在は状態又は過程時期ではない。各過程時期は現實的の過程時期である、早い時期でも遅い時期でも同様である。その可能

存在はそれに於てその現實存在とは全く違つたことを意味する。可能存在は條件に根差すことであり、その條件は既にその方で現實的でないならばならないのである。實在的過程に於ける可能存在は實在依存の一つの様相に過ぎない。それ故それは状態でも時期でもない、一體にしてそれは實在的關係に於て分離してそれ自身で現はれることはない、たゞ下位的な様相的契機として一つの現實者に於て現はれる。

#### 〔四〕 デイオドロス・クロノスとその「凡てを瞰制する論證」

メガラ學派はその存在形而上學によつてばかりでなく、その論議の仕方によつても事柄を損ねた。このことは特に學派の後期の代表オイブリデスとデイオドロス・クロノスに當嵌まる。両者は論辯術の大家であつた、そして學派の思想財を詭辯の領域に引き入れた。デイオドロスは、彼の辯證法によつて、メガラ學派の可能思想に對して新しい力ある形式を興へ得ると信じた。彼は自信たつぷりにこの形式を *κατανοησις* (凡てを瞰制する論證) と名附けた。

彼はこの命題を鋭く、適切に次の如く表現した。即ち「現實でもなく、又現實にもならないだらう所の何物も可能でない」と。それ故デイオドロスは初めから未來の存在も取り入れてゐた。彼はこれによつて、ないものも生じ得るといふ、起りさうな反駁を遮断した。この發端が正しいことは否定が出来ない、人は彼から同様に眞面目な考察の歩みを期待した。これに反してデイオドロスの本來の論證は非常に逸れてゐる、それは風變りであり、實際詭辯的である、彼の論證は次の兩命題から出發した。即ち、「過去のものとは必然的に現實的である。」「可能なものから不可能なものは生じ得ない。」<sup>\*\*</sup> 大體次の如く推理した。過ぎたものは不變である、それが別様にあることは不可能である。然

るに人はこゝでかう言ふのである、それが現實になる前に、即ちそれがまだ將來のものであつた時に、それが別様にあることは可能であつたと。一度それを假定すると、然る時には、人は可能なものから時と共に不可能なものが生じたことを認めることになる。それは第二の命題に矛盾する。それ故その別様な存在は前にも可能であつたといふことは出来ない。寧ろ前から可能であつたもののみが何時も可能である。そしてそれは常に何時か、現實的になる所のもののみである。それ故現實的でもあるもののみが可能である。それが現在するものでも現在しないものでも、過去のものでも將來のものでも。

\* これはアリアンの「ヘクテテトス論集」(dissertationes Epicteti des Arrian, II, 19, 1.)の中に傳へられてゐる。引用された他の諸命題もこゝにある。こゝで「現實的」と譯したものは、本文では *ἐπιδησις* となつてゐる。本書二六一頁の註参照。

\*\* 第二の命題は本文では *δυνατὸν ἐξουσιῶν ἢ ἀναπόδευ* となつてゐる。若しこの命題が、或る物の可能性から或る任意なものへ不可能性が生じ得ないといふだけの意味であつたなら、それは非常に重要性を失ひ、論證にもよく適しない。この命題は確かに、Aの可能性からA自身の不可能性が生じ得ないことを意味したに違ひない。併しさうすると、もつと簡単に上のやうに譯せるのである。

この論證に於て、凡てが詭辯に歸するのではない。過ぎ去つたものへ不變性は適當な仕方主張された。實際それは可能性の實在法則と密に關聯する(第十五節)の(四)である。たゞそれは寧ろ後者の結論であつて、その根據であつてはならないであらう。詭辯は第二の命題から初めて始まる。即ちそれはこゝでは可能性の二重意義に存する。詳しく言へば、アリストテレス的(選言的)可能性が意味されてゐるならば、この命題は誤りである、何となればその時は非Aも可能になる、然るに若しAが現實になる時には、この可能な非Aが不可能になるからである。然るに一義的な全體可能性が

意味されるならば、この命題は維持されるが、併しそれは證明されてゐない。何となればこの命題は根柢では、正にその論證が證明すべきものを言つてゐるからである。この論證は擬裝した循環論證である。それが喚起した論争に於てこのことは掩はれてゐる譯はなかつた。然るにその結果として人々は間もなく、證明を無力にすることによつて、それによつて證明さるべき筈であつた命題をも反駁したかのやうに信するやうになつた。人々は或る命題の眞理價値は證明にはかゝつてゐないこと、飽まで眞なる命題に對して多くの歪んだ誤つた證明があるといふ簡單な論理的法則を忘れた。併し長い間この悪い論證とよい事柄との連結が強固に續いたので、その後論争術に對する趣味と共にこの事柄に對する興味も眠つた。――

併し現實的のもののみが實在的に可能であるといふ思想は、歴史的に全然なくなつてはゐない。クリシッパがこの思想をなほ彼の力を認めしめる論證を以て排撃した。シセロが運命論でそれを通俗化して應用した。スコラ哲學の盛時にそれが新たに、そして――恐らく――全然獨立に復活した。アベラルトは神の創造の働きに應用した。（神は現實に作るものゝみを作ることが出来る）。アヴェロイズは一切の可能なものがまた現實になるといふ發展論を取つた。更に殆ど同じ形態で、たゞ歴史的生成に關係せしめられて、この思想がヘルデルの歴史哲學に見出される。ホップスはその『物體論』に於て、もつと普遍的な形式ともつと嚴密な様相的把握に於て、この思想を述べてゐる。こゝでは強調は現實者の擴張にはなく、可能者の制限に存する。

十九世紀に於ても比較的有名でない二三の思索家が似たやうな思想を代表してゐる。例へばヨハン・ヤコブ・ワグナーとクリスチャン・フリードゥリヒ・クラウゼである。A・トゥレンデンブルク及びE・A・ランゲに於てもその餘韻を見出すことが出来る。勿論、（ワグナーは例外として）これ等の中の殆ど一人も事柄の様相的核心にまで透徹してゐない。存在論的の思索はこの時代には殆ど不可能なことになつてゐた。人は認識論的にか心理學的に考へた。可能性と現實性との結合を見た人は、直ちに、可能性は全然實在界から消失せしめ、それを思想の領域に保留するのに傾いた。かくの如きは、基礎的な様相思想が自己を貫徹し得るやうな地盤ではない。

### 第二十三節 他の間様相的法則の質料的證明

#### 〔一〕 否定的な包含法則

質料的研究は今迄に三つの正の逆説的包含法則を取扱つたのみである。これで勿論これ等の法則の重要性からは主要な仕事は終つたのである。併し他の逆説的間様相的法則の同様の證明が依然として残つてゐる。これ等の法則は勿論凡て困難なく三つの證明された法則から容易に演繹される――二つの實在法則（必然性のそれと可能性のそれ）は實在諸様相の全關係に於て眞に積極的な本質的なものを形成する、一切の他のものは單にこれに於ける附屬物として現はれる――、併しそのやうな單なる演繹は形式的な探究に逆轉し、同時に構造的の闡明も與へるといふ長所をも棄てるものである。その上、既に示した如く、一度證明したものから演繹を必要ともしないことが、質料的探究の特質である。寧ろこの研究は、可指示的な内容的に構成的關係を基礎にして、次にそこから各々の間様相的法則を直接内容的に證明することが出来るのである。

それ故證明の今後の過程を少くとも二三の綱要に於て示して置かう。基礎にされた根本關係は實在的可能性の全體法則に於て言表されてゐる(第十八節の〔四〕)。その法則から正の實在諸様相の包含諸法則が生ずる如く、今や更にそれから負の包含諸法則が生ずるのである(第四乃至第六逆說的包含法則の〔六〕)。

その非存在が實在的に可能である所のAは、何れにしてもその背後に完全な條件連鎖を有さない。少くとも一項が缺ける。然るになほ一項が缺けてゐる間は、Aは寧ろ實在的に不可能である、もはや一項も缺けたものが無くなつて初めて實在的に可能になる。それ故Aはその非存在が可能である間は現實的ではあり得ない。Aの現實存在は不可能である。——これが次の二つの法則の内容である——「その非存在が實在的に可能であるものは、それはまた實在的に非現實的である。」「その非存在が實在的に可能であるものは、それはまた實在的に不可能である。」(第四及び第六逆說的包含法則)

更に、Aが實在的に非現實的であるならば、その條件連鎖は同様に完全に揃つてゐることはあり得ない、揃つてゐれば、それは可能であると共に既に必然的であり、それによつて現實的であつたらう。少くとも連鎖の一項が缺けることを要する。然るに一項が缺けてゐれば、Aは寧ろ實在的に不可能である。——こゝに第五逆說的包含法則、即ち「實在的に非現實的のものは、それはまた實在的に不可能である。」の證明が存する。

さて六つの逆說的包含法則を總括し、それを六つの自明のものと(第十四節の〔五〕)補足すれば、直ちに全第三原理が生ずる。即ち、「一切の正の實在の様相は互に包含する、一切の負の實在の様相は互に包含する。」

## 〔二〕 逆說的排斥法則

第二原理は一層簡單である。即ち、「一切の正の實在の様相は一切の負の實在の様相を自己から排斥する、一切の負の實在の様相は一切の正の實在の様相を自己から排斥する」(第十四節の〔四〕)。

質料的研究ではこの原理の證明を統一に行ふことが出来る、形式的證明の場合の如くその系の各々を——即ち四つの逆說的排斥法則を——別々に證明する必要はない。かゝることをせずにそこから凡てが直接に讀み取られる統一的な根本關係を指示することが出来る。この根本關係は、第三原理に於ける如く實在可能性の全體性法則である。全體性法則は如何に實在可能性の分裂法則の背景を形成するかといふこと、この法則からして如何に後者に對する驚くべき程一義的な適切な證明が生ずるかといふことは上(第十八節の〔五〕)で示した。さて然るに可能性の分裂は排斥法則の「核心の點」である。否、それ自身排斥關係である、しかもそれは他の排斥關係の根柢に存する關係である。その法則は即ち次の如くである——存在の可能性は實在的境域では非存在の可能性を排斥する、同様に後者も前者を排斥する。全體性法則の完全な意味が上述の研究で一步步開けた後では、それを基礎にして次の如く論ずることが出来る。Aは一切のその實在的條件が現實に揃つた時に於てのみ可能である、併しその時はAは同時にまた實在的に必然的であり、且つ實在的に現實的である。その可能性の條件はその必然性の條件と同一である、間接には同時にその現實性の條件である。

他方、Aの非存在はその一切の實在的條件が現實的なものとして揃はない時にのみ實在的に可能である。併しその

時にはAは同時にまた既に實在的に不可能であり、非現實的である。それ故その非存在の可能性の條件はその存在の可能性と非現實性との條件と同一である。さてAの一切の實在的條件の共存とAの一切の實在的條件の非共存は、(相対的對立の項として)、相互に排斥するが故に、その共存によつて制約される一切のものも、その非共存によつて制約される一切のものを排斥する。その逆も妥當する。

この總括的排斥定式によつて第二原理は既に證明された。何となれば、示された如く、三つの正の様相が(實在諸要因の連鎖の)共存によつて、而して三つの負の様相がその非共存によつて制約されるならば、それによつて一切の負の實在の様相は正の實在の様相によつて、一切の正の實在の様相は負の實在の様相によつて排斥される。これが第二原理の正確な内容である。

この總括的の結果から更に四つの逆説的排斥法則を分離して取り出さうと思ふならば、そのためには同一の根本關係を特殊の部分的關係に關係させて説明すればよい。併しその際包含關係の負の方面以外には何も生じ得ないのである。任意の見本として、正確に後吟味する思索がこゝでもそれを欲すると思はれるので、少くとも説明を簡單に指示して置く。

(一) 實在的に非現實的であるものは、その實在的條件は揃つてゐない。然るにその實在的可能性のためにはそれは揃はなければならないのである。實在的に非現實的であるものは、従つて實在的にも可能ではない。(第一排斥法則——非現は<sup>可</sup>を排斥する)。

(二) 實在的に現實であるものは、その實在的條件は全部揃つてゐる。然るにその非存在の實在的可能性のために

は全部揃つてゐてはならない。實在的に現實であるものは、その非存在は従つて實在的に可能でない(第二排斥法則——現は<sup>可</sup>を排斥する)。

(三) 實在的に可能であるものは、その實在的條件も既に全部揃つてゐなければならない。然るにそれが非現實的であるためには全部揃つてゐてはならない。實在的に可能である所ものは、それ故實在的に非現實的たることは出来ない(第三排斥法則——<sup>可</sup>は非現を排斥する)。

(四) その非存在が實在的に可能である所ものは、その條件の完全な連鎖を背後にもたない。然るにその現實存在のためには連鎖は全部揃はなければならない。その非存在が實在的に可能である所ものは、それ故實在的に現實たることは出来ない(第四排斥法則——<sup>可</sup>は現を排斥する)。

### 〔三〕 無記性の廢棄

最後に第一原理に關しては、それは純否定的である、諸様相の形式的關係に於て與へられてゐる三つの無記性の廢棄を意味するのみである。即ち、實在者の様相の中、何れも他の何れに對しても無記ではない(第十四節)。(三)の原理の反面は、實在者の諸様相の中にはたゞ二種類の關係即ち排斥と包含があるのみと云ふことである。さてこのことは第二及び第三原理の質料的證明と共にたゞ一つの根本關係の統一から證明された。こゝで排斥法則と包含法則とに於ける全實在の様相間の可能な關係は悉く盡された、間様相的無記性に對しては全然餘地はない。そしてこのことも更に無記性の各々に對して個別的に示すことが出来る。

可能性の無記性に對する質料的證明は、既に直接に全體性法則によつてなされた。即ち、それは部分的可能性と同時に廢棄された(第十八節)。

然るに他の二つの無記性(第十一節の(一)、(四))に對しては、質料的證明は更に特別に教訓になる。現實性は必然性と偶然性に對して無記であらねばならぬと考へられる。併し實在的關聯の内部ではその實在的條件の全體を背後に持たない如何なる現實者も可能ではない。然るにそれを背後に有する時には、それは實在的に必然的でもある。それ故それは偶然たることは出来ない、従つて必然性と偶然性に對して無記ではない。

さて現實者のみが偶然たり得るから——非現實者も偶然たり得るが、併しそれは現實者との關聯に於てのみである——、この無記性の撤廢は實在的關聯からの偶然性の排除を意味する。これは必然性の實在法則と同意義である。併し實在的關聯の境界ではこのことが變る。こゝでは現實者が自己の背後に有し得べき實在的條件の連鎖はない。それによつて廢棄された無記性が再びはいる、そして偶然は必然性と交代する。然る時には同時に可能性の意味も變る、可能性も再び——現實性と非現實性に對して——無記的になる。かくして實在者の境界に於て第二及び第三根本法則即ち逆説的間様相的法則の全系列も倒れる。

最後に、非現實者に於ては(存在の)可能性と不可能性に對する無記性が問題である。さて一切の事情に於て——實在的關聯の内部並に外部に於て——實在的條件の完結した全體性を自己の背後に持たないもののみが非現實的である。さてそれが實在的關聯の内部に存する時には(それがその中に於て非現實者である時には)、それはそこで實在的に不可能でもある。何となればその實在的可能性のためには條件連鎖が自己の背後に完結してゐなければならぬからである。それ故それは實在的に可能でない、又可能性及び不可能性に對して無記的でもない。

然るにそれが實在關聯の外部又はその境界にある時には、事情が變る。こゝでは條件連鎖の餘地がない。それ故可能性の存在と非存在への分離もない。然る時には非現實者は、一方では存在せず、しかも同時に存在し得なければならぬ。而してこの存在可能はその時には偶然存在可能である。それ故實在者の境界關係では非現實存在はその無記性を維持する。

## 第四章 規定の存在論的法則

## 第二十四節 現實性の實在法則

## 〔一〕 様相と規定

實在者の間様相的法則が普遍的な規定原理に導いたことは疑ひない。このことは既に明瞭に必然性の實在法則に於て、間接にはまた可能性の實在法則に於て、並にその負の諸對項（第四及び第五逆說的包含法則）に於て反映してゐる。否、それは既に部分的可能性の廢棄に於て、同様に分裂法則に於て告知されてゐる。これ等の法則は、一步々々その背後から窺いてゐる規定法則と出遇ふことなしには、全然取扱ふことは出来ない。

上來の研究では規定の問題に關したことは、意識的に、直接それが緊要な時でも、取り除けて來た。これは様相分析の純粹な遂行のためにさうしたのである。様相分析は構成的な存在範疇は、たゞそれが間様相的關係の把握に貢獻する限りに於てのみ引き入れるべきである。規定問題は様相問題ではない、そして規定の範疇は——その範疇的對項たる依存と同様に——様相範疇ではない。規定の範疇は質料的研究でも豫想されなかつた。たゞ間様相的關係の質料的研究がその方で、この範疇に導いた、しかもそれは實在可能性がそれが基く依存關係を指示することによつてゝあつた。よく了解すれば、それに基づくのは實在可能性のみで、實在必然性ではない、實在必然性は誤解であるかも分らないのである。可能性の條件が同時に必然性の條件であることが明かになつた後で初めて、一度見出された依存關係が必然性に移されるのである。そして最後に必然性から、依存の別な面貌、即ち實在規定が示されたのである。

様相分析では出来る限り用心して、規定問題を餘り早く引き入れないやうにしなければならぬ。この問題は形而上學に非常に煩はされてゐる、それが招かれずに割り込むところでは何處でも研究の純粹性を濁し、世界觀的の對立を呼び起して、結果を歪曲する。實在様相の問題に於ては、アリストテレスの時代以來そのやうな汚濁と歪曲が既に横行してゐる。規定問題もその害を受けた。規定問題を明瞭にすることは不可能であつた、何となれば規定問題を照し得べき筈の問題領域——實在様相の問題領域——が規定問題そのものによつて重壓され、謂はゞ窒息せしめられてゐたからである\*。

\*これには驚くべき證明がある。ライプニッツ及びヴォルフの様相研究の如く、少くとも傾向に於て存在論的であつた最も勝れた様相研究が途中で挫折した。これ等の研究は必須的に構成的な規定問題（理由律の教）に變つた。しかもそれは初めから規定問題によつて導かれてゐたからである。

それ故實在者の様相分析を先づ以て純粹にそれだけで最後まで遂行することが必要である。それが一定の結果に達した時に、初めてそこから、自己に對して——又規定問題にも——何の害もなく規定問題に關する結論を引き出すことが出来る。併しそれによつて全く別な種類の研究にはいることになる。様相分析から規定の範疇分析そのものにはいることになる、これは様相問題では依然として異物である、これは様相分析の過程に於ては單なる合の手過ぎない。

しかもこゝでこれを取り入れることは不可避である。その理由は、それはひとりでに現はれて來ると云ふばかりで

はない。それは寧ろ規定問題は様相分析に基いてのみ存在論的に嚴密に取扱ふことが出来、結果に達し得られるといふ事情に存する。こゝで、そして此處でのみ提供される存在論證の重要性と比較しては、所謂決定説に對して他の場所で行はれる賛否の考察は單なる暗中模索に過ぎない。

これが様相分析が、形而上學的根本問題に於て決定的な役割を演ずる一つの點である。このことは様相分析そのものに取つては、その哲學的價値の重要な一つの標準となる。この價値こそ様相分析そのものに於て直接に見られ得るものでは決してない。それは結論の重要性に於て初めて測られるのである。規定問題は、様相範疇が要求する基礎的位置に對する試金石である。

### 〔二〕 現實意識の内的不齊合

一切の現實的なものは可能でもなければならぬと云ふことは誰も承認する。實在者に對しても、こゝでは可能存在は長い條件の連鎖が凡て實在的に充されてゐねばならぬことを豫想することを知つてゐるが、しかもこのことを承認する。我々はこれ等の條件の如何なるものかをよく知らず、恐らくはこれをその全體性に於て知ることがあり得ないことを經驗が教へるにも拘はらず、これを承認する。我々は可能性は知ることなく、單に現實性を知るのみであることを顧慮しないのである。我々は條件連鎖は知らなくとも、それを存在するものとして妥當せしめる。否、我々は條件の全體を以て計算する(何となれば全體が問題だからである)、しかもそれが把握が出来ないことは知つてゐるのである。

これが一般に實性可能性の意識である。實在的必然性の意識は別である。現實である凡てが必然的でもあることはさう容易には承認されない。理念的存在の領域では、人はそれに通路を見出せば、恐らくは即座にそれを承認するであらう、併しそのことが何を意味するかは明かにしないのである。兎も角實在的存在、即ち我々の住んでゐる世界には人はそれを承認しないのである。こゝでは人は可能性の場合に於けるが如く、我々の知らない可能性が存在する如く、我々の知らない必然性も同様に存立し得るといふ明白な考察を以て満足しないのである。人は一見偶然的に見えたことも實際は決して偶然でなかつたことを、後の經驗によつて絶えず教へられても、必然存在の知を缺くところの現實存在の知には躓くのである。

それ故現實性意識は不齊合である。この意識は、一切の現實者に於て既に完結して常に存在する條件連鎖のことを不完全にはあるがよく知つてゐるばかりでなく、更に少し考へると、この連鎖が完全になる時には、可能者は同時に必然的になることも否定しないのである。しかもこの意識は、同じこの現實者に就て、その可能性を認め、その際その完全な制約連鎖を豫想しても、その必然性は妥當せしめないものである。その理由は、實際生活では何時も部分的可能性がこの意識にはいるからである。然るに部分的可能性は選言的であり、必然性は含まない。そこで現實意識は飽までも現實的ではない「單なる可能者」を認める、従つてまた必然的でない「單なる現實者」を認めるのである。

### 〔三〕 可能性の實在法則と必然性の實在法則

それに對して可能性の實在法則は言ふ、實在者に於ては單なる可能者はない、こゝでは現實でもあるもののみが可



能であると。次に必然性の實在法則によれば、實在者に於ては單なる現實者はない、こゝでは現實であるものはまた必然的である（第十四節の（六））。二つの法則とも同じ部分的可能性の撤廢と同じ實在的條件の全體性に基く。何となればこの全體性は、假令それが何處に存在しても、凡て可能になるものはまた現實になる、しかも必然的に現實になることを意味するからである（第十九節の（二）、第二十節の（一）、第二十一節の（二））。

實在者に於て、現實者の可能性でないやうな、空に浮いた切り離された可能性はない。恰も實在者に於て現實者の必然性でないやうな、空に浮いた切り離された必然性がない如くである。實在者に於ては可能性と必然性とは不離に關聯する、相互にも又現實性とも、兩者はたゞ共同にのみ、實在的條件の同一連鎖の全態性から生ずる。兩者は同一ではないが、その條件は同一である。従つて相互に他のものなしには現はれ得ない。

二つの實在法則は同一の根本關係に根差すばかりでなく、同一の根本關係を表現する。純粹な様相的觀察ではこの結論は得られない。併しこの結論は、相互に錯綜する諸様相の相違性の背後に、條件連鎖そのもの、その結果に對する關係を直視するや否や拒否し難く現はれる。

然る時には「可能性の實在的法則」は次の如く言表される。即ち、實在的事情の完全な並置からは、凡ゆる方面に於て規定された只一つの實在者が結果する。それでこのものは現實に起る以外は起り得ない。又は一般的に言へば、實在的關聯に於ては、何物もそれがあるより別にはあり得ない、何物もそれが起るより以外には起り得ない。それは勿論それがあるより別になることは出来る。併しそれがなるより別になることは出来ない。別な時にはすなはち他のものが實在的に可能である。併しそれは實在的事情の別な配置からである。そしてこの他のものもその時に於てはそ

れが起るよりも別様に起ることは出来ない。

さてこの式述は、「必然性の實在的法則」と全く同じことを言つてゐることを注意せよ。それは同じ關係を示してゐる、たゞ別な方面からである。或る物がそれがあるよりも別様にあり得ないと云ふことは、それがさうあるのは必然的であることを意味する。而して定式が（純様相的式述の如く）實在者の相在に頼り、定在に頼らないといふことは、事柄に於て何の相違も與へない。却つて相在と定在との區別は、非常に相對的なもので、存在論的根本問題には非本質的のものであることが示されたのである\*。

\*『存在論の基礎附け』第十八、十九節、特に、定在と相在とが存在關聯の全體に於て轉移的同一性を有することに就て述べた箇所を参照。

#### 〔四〕 二つの法則の現實性の實在法則への併合

かくて可能性の實在法則と必然性の實在法則とはたゞ一つの存在法則に合流する。これを「現實性の實在法則」と呼ぶことが出来る。この法則は複雑な關係を表はす、たゞ一つの方面から把握されるのみではない。様相分析の關聯からはそれは最も簡単に次の如く式述される。

可能性と必然性とは實在的境域では非獨立的である。こゝには單なる可能者も單なる必然者もなく、たゞ現實的なものがあるのみである。而してこの現實者の現實存在はそれが同時に可能存在であり、必然存在であることに成立する。

かくして實在現實性は實在可能性と實在必然性との完全な様相貫通である。兩者の一致(被覆)關係に外ならない。實在的存在の特質は、ここでは或る物の可能存在と必然存在とは相互に相離れず、相互なしには成立しないばかりでなく、更に兩者は現實的なもの——即ち兩者がその可能存在であり、その必然存在である所のその現實的なもの外部には現はれないと云ふことである。更に實在的存在の特色は、ここでは現實者は、全體可能性と必然性なしに現はれないばかりでなく、更に兩者の完全な相互貫通なしには現はれないと云ふことである。勿論それは、實在的なもの、境界の内部に於てあることを、こゝで附言しなければならない。何となれば境界に於ては、又全體としての實在的世界では事情が變るからである。

それ故「現實性の實在法則」は實在者の間様相的法則を一緒にして眺めた全體を表現する。そしてそれは正にそれによつて實在者の在り方の存在論的規定を、それがこれ等の法則によつて把握される限り與へる。實在者は——その境界の内部に於てはそしてその諸關聯の組立から了解される時には——可能性と必然性との完全な貫通の境域である。その一致關係は實在的現實性の存在性格である。

このことに對しては、可能性と必然性とが實在現實性に於て消失するといふことが最もよい證明を與へる。この消失は無論その撤廢ではない、たゞその後退である、又はそれが實在性意識に對して被はれることを意味するのみである。即ち兩者が獨立に現はれるのは、それが分離して現はれる時のみである、即ち被覆に齎らされない時である。實在者に於てはかゝることはない、併し勿論認識に於ては存する、又は一般に實在者の意識に於て、日常生活、並にまた科學に於て存する。可能性の意識が必然性の意識なしにも存するといふことは、よく知られた事實である。將來

に對する人間の考慮はこの形式を取る。この形式では部分的可能性が問題である。だから此の可能意識では必然性は可能性の背後に控へる。その時には人は、石は假令轉けなければならぬ、ことがない時でも轉けることが出来る、と言ふのである。可能性が優勢である、關係的諸様相の釣合は破られてゐる。併しこゝで考へられてゐるのは實在可能性ではない。かくして實在可能性も實在必然性も掩はれたまゝである。實在性意識は不完全である。

可能性意識なしにも必然性意識のあることは更に知られてゐない。併しこれに就てもさう遠く捜す必要はない。科學では、法則認識は一切の理解の基礎である。法則性は常に一種の必然性を表現する。これは多くは「若し……ならば、然らば」の形式に把握され得る。この形式の意味は條件が充される時には、結果が不可避といふことである。併し、條件が充されてゐる一つの場合があるか、否、一體にして與へられた實在的關係に於て一つの場合が可能かどうか、そのことに就ては法則認識そのものには何も含まれてゐない。それ故この認識狀況に於ては可能性は必然性の背後に控へる。必然性が優勢で、兩者の釣合が破れる。正にそれ故この必然性も實在必然性ではない、これは實在的條件の全體性に基かない。實在性意識も正確な法則意識としては不完全なものである。意識では正に現實性の實在法則は力をもたない。こゝでは關係の様相は一致に齎らされない。従つて認識では關係の様相は分離して現はれるのである。それ等は結果の中に消失しない。それ等は實在の様相ではないのである。正にそれ故現實意識では眞の實在可能性と實在必然性とはその結果によつて掩はれてゐるのである。

この關係は、我々の現實意識は生活では一切の可能意識と必然意識から全然獨立で、否、或る限界ではそれから分離して存するといふ事實に於てよく見られる。事實(實在現實者)の與へられ方は直接的のものである、それは事實の

實在的條件の迂路を通らない。即ち現實性の様相的分力、即ち可能性と現實性の迂路を通らない。それを飛び越して直接結果に達する。事實の所與が汲み出される特有な認識の源たるアポステリオリの認識、個々の場合でなされる経験がそれに相應する。これに反して同じ事柄の可能性と必然性とは、他の、即ちアプリオリの認識の仕方の助けによつてのみ洞察され得るのである。

それ故意識に取つては實在現實者はその條件の系列から遠く分離して見える。實在可能性と實在必然性とは實在現實者の與へられ方の中には共に與へられてゐない。併しそのやうな分離した現はれが可能であるといふことは、その存在論的の根據を、實在現實性に於ては可能性と必然性が消えてゐると云ふことに有する。この消えてゐることは破壊されてゐることを意味しない——それが破壊されば現實性もなくなる——、それは結果の中に止揚されてゐること、従つて實際にそれが結果のなかに含まれて、維持されてゐることを意味する。

實在現實者は出來事の關聯に於て、何時もその條件の連鎖を全數的に自己の背後に有する。このことは實在現實者はその實在可能性と實在必然性とを——その様相成分として——自己の背後に有すると云ふことを意味する。この兩者はそこで釣合に齎らされ、謂はゞそこで無記化され相互に痺痺せしめられるのである。それ故兩者はそこでは現はれないのである。

この理由からして實在現實者は、自己に於て豫想され、自己に於て維持されてゐる可能性と必然性が共に現はれることなしに、現實者として現はれ得るのである。實在現實者は必然性と可能性とが與へられることなしに與へられてゐることが出来るのである。そして普通は分離して與へられてゐるから經驗意識には偶然と見えるのである。

### 〔五〕 實在的過程の様相的構造

それ故現實性の實在法則は非反省的現實意識に矛盾する。この意識はそれに就て何も知らない、そしてこの無知こそこの法則に於て述べられてゐる無記化の關係に基くのである。何となれば關係の様相が絶對の様相の背後に消えること、はこの關係に基くからである。無記化そのものが意識に對する條件連鎖の隠蔽である。

かくて現實性の實在法則は、同時に意識に對する自己の隠蔽である。意識は、たゞ實在者のその流動無常にも拘はらず常に安定せる完結性、自ら自己を擔ふ完全に安定した平衡——一時的な過程段階に於て——を知るのみである。これが意識には實在者の絶對的冷厳及び決定性として感ぜられるのである。この安定は靜止ではない。實在的現實者は徹頭徹尾過程に成立する。その在り方は出來事そのもの、安定した決定性である、それはどの時點に於ても全的であり且つ完全である。單なる可能者の不決定性、その變化動搖は遙かに實在的生成の下方にある。充されない必然性の不安定な緊迫——當在 (Sensation) で知られるやうな——は、遙かその上方にある。實在現實者が背後に有する所のものは、何時も一義的に規定された可能性と同時に充された必然性である。實在的事象の平穩な歩調には何等不規定性がない如く、そのもの自身から生ずる不許不もない。この二つのものは實在者の最高の段階（精神的の存在）に於て、實在的以外の力が實在的過程の中にはいつた時に始まる。併しこれは遙かに特殊な問題であつて、もはや實在的現實性の一般の本質には關しない。

初めの二つの實在法則の如く、現實性の實在法則もそれ自身自明ではない、たゞ間接に洞察され得るのみである。

それ自身ではそれは何處までも逆説的である。その定式は非常に総合的な命題である、これは諸様相の一般的本質に於ては、はた、實在者の本質に於てのみ洞察され得る。それ自身では可能者が現實でなく、又、現實者が必然でないやうに、可能性と必然性との相互の貫通・被覆もそれ自身ではまだ現實態ではない。兩者とも實在的條件の同一から初めて生ずる。それ故、兩者が被覆せず、貫通しない領域（即ち實在性意識に於ける如く）もあることを明かにすることが大切であつた。詳しく言へばそれ自身としては一般に現實者は制約されてある必要がない。併しその存在領域及びその在り方に於ける實在現實者は制約されてあるのである。そこでは一切のものが遍く生成であり、そこではその上どの時でも一定の事情の並列——その後の出來事がそれに依存する所の——が共存する一つの完結した領域では、現實者は何時も制約されてある。何となればそれは少くとも可能でなければならぬからである。然るにそのやうな領域では、その都度の並列に於てその可能性の條件が全數的に揃つた時にのみ可能である。然るに條件が揃へば、それはまた必然的である。

それ故、實在現實者は、その實在可能性を豫想する限りに於てのみ制約されてある。この可能性は丁度條件連鎖にかゝつてある。然るに條件連鎖は可能性と必然性に對して同一であるから、實在現實者は同時にまた自己の實在必然性を豫想する限り制約されてあることになる。それ故一つの實在者の現實性は自己自身からではなく、關係的様相への束縛からして制約されてあるのである。さて様相的根本法則（第七節）によれば、これ等の様相の關係性は基本的様相としての現實性に對する二重の依存に成立するが故に、實在現實者はその領域の内部に於て何時もその條件とは別な實在現實者に結ばれてあることになる。

この束縛性の様相は可能性と必然性の共通の關係性である。實在現實者に於ける實在可能性と實在必然性との完全な貫通は、全實在的領域に特有な現實者の現實者への依存性に外ならない。可能性と必然性の外的依存性は現實者を後退的に他の現實者へ結び付ける、——即ち、それに基いてそれが同時に可能であり必然である所のものへ結び付ける——、然るに内的依存性は現實者を前方へ結び付ける、——即ち、その現實性がそれが條件として存立することによつて同時に實在的に可能で且つ實在的に必然になる所のものへ結び付ける。

實在的過程のこの様相的構造に於て現實になるところの一切のものは、一つ／＼それに先立つ現實者によつて可能にされる、そしてそれはそれがなるより別なものになることは出來ない。實在的結合は一步步全體可能性と必然性を越して行く。この兩者は一步步兩者の全體的貫通に於て無記化され、獨立性をもたない。兩者は常に新しく現はれる現實者の中に失はれる。

## 第二十五節 實在現實性と實在規定

### 〔一〕 歪んだ規定概念と偏頗な規定概念

これ等の研究によつて規定の存在論的の實在問題は判決の時期に達した。否、この問題に於ける最初の判決は既に下されたのである。しかも——これはこゝで本來の價值あるものであるが——形而上學的世界觀的歸結には何の顧慮なく、否、それに對して何の關係なく下されたのである。實在規定の存在論的普遍的法則は實在者の錯綜せる間様相

的關係が歸一するところの・かの様相、即ち現實性の實在法則の構成的の半面に外ならない。

この規定法則の内容は上述の關係によつて一義的に規定され限定された。これを確定することは最大重要事である。何となれば決定説と非決定説との古い論争は——不可避にそれに附屬する自由問題と共に——、實在者の規定性の下に、思辨的偏見の異なるに應じて、非常に違つたことを了解させるやうにしたからである、しかも傳統的な思考習慣の惰性から必須的に。多くは規定性の下に餘りに多くのことが、そして餘りに特殊のことが了解されてゐる。然るに間違ひはその特殊のものがその後で再び普遍化されることから生ずる。しかもそれと並んで、初めから餘りに普遍的で問題を稀薄ならしめてゐる諸意味もあるのである。

これに對しては先づ以て次の諸點を考察すべきである。

(一) 攝理とか豫定とか實在的事象を外部から、詳しく言へばその外又は上に立ち、そこに行はれてゐる力とは何の類似をもたない力によつて支配されてゐるものとする通俗的の決定説は問題でない。このやうな決定説に對しては實在者の規定法則は完全に無記である。

(二) 一つの世界根據からする他の何等かの形式の規定も問題でない、この根據を(理性的又は非理性的、神的又は獸的など)如何やうに考へようとも。世界根據は世界の外に立つ。實在者の規定法則はこれに反して單に世界そのものに於ける結合性に關する。世界根據の問題には原則的に關しない。

(三) 一つの源、又は第一根據の一元からの規定(一元的规定)は一體にして問題でない、この根據が世界の外又は内にあつても同じことである。だから實體の統一からの數學的歸結も問題でない、假令如何にこの實體が世界の全

體と同一視されようとも。實在的规定はその根源の一又は多に對して完全に無記的に成立する。それは根源の問題には全然觸れないのである。それは法則の權能を超越する。規定の根源は寧ろ規定の境界である。然るにその境界では一切の規定は無規定に變る。

(四) 目的決定説は問題でない——一つの終局目的から決定されるか、特殊目的の「多」から決定されるかには拘はらない。實在者の規定は或る(即ち最高の)存在層では實際に目的活動の形式を取るであらう。併しその時はこの形式はその存在層(例へば精神的存在)の特殊の性質からのみ來るので、規定自身の本質からではない。それ故規定はこの形式を世界の全體に於て持つのではない。規定そのものは目的活動ではない。目的活動は規定に於ける特殊形式に過ぎない。形而上學に於ける目的論的の思索は——他の缺陷は別としても——少くとも本來の存在論的規定問題を誤つてゐる。

(五) 因果規定も問題でない、一つの原因又は多なる原因からでも同様である。因果性は物理的物質的存在の規定の型である。これは固より實在者の最低の層の規定の型であり、高い層でも再來する要素的な規定形式であるが、併しそこでは變化して、高い規定の型によつて被覆される。實在性が單に「物體性」ならば、實在者に於ける因果律の獨裁は考へられる。然るに實在性は有機的、心的、精神的存在にも加はる所の共通の在り方である。従つて實在性の規定は物質的過程の規定では盡きないのである。實在者の高い層では高い規定の形式がある。規定法則は普遍的な法則であり、因果律はその特殊の場合である。因果律に就て證明もされてゐなければ、それからのみ證明も出來ない。形而上學的の因果決定説は、形而上學的の目的決定説と同様に、存在論的規定問題を誤つてゐる。

## 〔二〕 存在論的の規定問題の正確な限定

最も粗笨な誤解を拒否した今は、問題をもつと正確に限定することが可能である。そのためには次の視點が肝要である。

(一) 全世界の一元的规定は問題でない(上に引用した一元的规定の二つの形式は特殊の場合で、もつと他の規定も考へ得られる)。一切の實在的规定が同一型の形式を有すると云ふことは豫想出来ない。反對に、實在者の各層が特殊の規定形式を有することが容易に豫見される。併し規定法則はこれ等の型の多様性は取扱はない。それに對して無記的である。それは一體にして、一切の實在者は、どの層でも規定されてゐるといふ一般的事を言ふのみである。それは關聯の型の一又は多に對しても無記的である。型の「多」はそれから來るのでなく、實在者の範疇的な累層から來るのである。

(二) 又、一體にして本來の決定説も問題でない。依存の一定の型を規定しない普遍的な規定法則が、一つの決定説になり得るか否かは、まだ寧ろ全然問題である。併し、この問題の決定は、そのものとしての一般法則には拘はらない、規定の諸々の型の特殊の關係と及び最後に存在諸層——それ等の相對的な獨立性は一切の依存性に限界を附す——の關係にかゝつてゐる。それ故規定法則は差當つて自由の問題には全然觸れないのである。

(三) 他方、實在的规定の原理は餘り廣く取つてはならない。凡ての規定が實在的规定ではない。例へば各種の原理から規定が生ずる——原理であると云ふことは、具體的のものを規定するといふことである——、併しこゝではそのやうな規定は意味しない。實在的规定は他の部面で働く、それは全然具體的なもの、平面で働くのである。それは同質の諸項を、實在者を實在者と結び付けるが、實在者をその原理(又は法則)とは結び付けない。實在規定は一切の層に於て關聯の形式を取る。

(四) 論理的の規定又はそれと類似の何等の規定も問題でない。従つて理念的存在境域の形象を結び付ける如き單なる本質規定も問題でない。論理的规定や本質規定も何處までも存在する、實在規定が存在するのと同様である。併しこれ等の規定は他の境域に屬し、違つた構造の型を有する。これ等はその境域の間様相的關係にかゝつてゐる、それは實在的様相のそれとは違ふのである。

(五) それ故實在的规定の法則では又「理由の命題」も問題でない。これは實在的境域に特有ではなく、一切の境域に共通である。これは一層一般的な法則であるが、併し一層薄弱な貧弱な法則である。この法則と範圍に於て合致するのは、實在的諸様相の關係のみからでなく、一切の境域の諸様相の關係から讀み取られるやうな規定法則であらう。併し他の諸境域の諸様相が類似の間様の關係を示すかどうかは差當つてまだ問題である。これに反して實在的根據の特殊の命題は實在的规定の法則と極めてよく合致する。併し實在的根據の本質根據、論理的及び認識根據と違ふことは、實在的规定がそれに相應する規定の諸型と違ふのと同様である\*。

\* ショーペンハウエルはその『理由律の四根』なる論文に於て、この境域の相違を極めて正確に見てゐる。併し彼の「生成の根據」なる名稱は實在的根據には恐らく餘りに狭い。實在的规定は生成のみに關しない、特に實在者の高い層ではさうである。彼は實在的根據としては單に原因のみを見てゐた。これは彼の間違ひであつた。因果性は實在的规定の最も低い型に過ぎない。實在者の高い層は他の諸型を有する。そして實在的根據の他の形態はそれに相應する。

## 〔三〕 條件の全數性としての實在的根據の充全

これ等の諸點の最後のものから始める。根據と規定とは同一のものではない。兩者は同一關係の補足契機である。規定は根據と結果の關係である、但、根據から特徴付けられたものである。結果からは關係は依存である。根據そのものは此の關係では規定者である、結果は規定されたもの（依存者）である。

それ故實在的境域に對しては、實在的規定の法則は實在的根據の命題と同一である。それは只この關係を別方面から——別な契機から——擷んだのである。このことは、兩法則を、上述の制限を維持しつつ、單に判斷として表現する時には、明瞭に見られる。判斷としては次の如くなる。即ち、一切の實在者は實在者によつて規定されてゐる、及び、實在者は實在者に於てその根據を有する、と。兩命題は同一の法則である。根據を有するといふことは、規定されてゐるといふのと同である。そして根據であるといふことは、規定する所のものといふのと同である。

この法則を初めて述べたライプニッツは *Principium rationis sufficientis*（充足理由の原理）といふ・より正確な名稱を與へた。尤も「充全である」といふことは式述では重複語である、何となれば眞の根據は勿論充足的のものゝみだからである。不充全な根據は結果を呼び起さない。併し却つてそのことに於て「充全であるといふこと」が根據に本質的であることが知られる。正にこの點に規定力が存するのである。そして此處で遙かにより多く興味のあることは、この點に於て實在的根據と現實性の實在法則——それから實在者の全様相法則——との關聯も明瞭に知られることである。

「現實性の實在法則」によれば、實在的境域の内部に於ては、一切の現實者に於て可能性と必然性とは相互に一致する。兩者は事柄の實在現實性に於ては無記化された様相契機として含まれてゐる。従つてその背後に消えてゐる。現實存在は兩者を自己の背後に有する、何となればそれは實在的條件の全連鎖を自己の背後に有するからである。この連鎖が完全になつて初めてそれを實在的に可能ならしめるのである、併し同時に實在的に必然ならしめる。その必然性の條件と可能性の條件との同一性がそれに於て次の如き特質を形成する、即ち、實在現實者は何時もそれがあるよりも別にあることは出来ない、それはそれが、よりも別にすることは出来る。併しそれが、よりも別になることは出来ない。

クリスチャン・ヴォルフによつて實在的根據に對して *ratio sufficiens, cur potius sit quam non sit*（何故、無いよりは寧ろあるかの充足な理由）といふ定式が確立された。ライプニッツも既にこの寧ろなる比較級を時々用ゐた。併しこの比較級は存在論的には問題である。問題は「ないよりは寧ろある」といふことではない、「存在であつて非存在でない」といふことである。この不規定性の残りを、實在者に特有な決定性を以て補ふと、然る時には他の實在者に對して一つの實在者が根據であると云ふことは、後者があると云ふこと、又はなくはないと云ふことに對して、前者が充全であると云ふことを直接に意味する。又は相在に關係せしめると、それが、ある如くあつて、別様ではないと云ふことに對して「充全であること」である。然るにこのことは丁度現實性の實在的法則に於て明かになつた所のものである。即ち、實在者の條件連鎖は、それが、あるよりは別様にはあり得ないやうにするのである。

こゝで實在的根據の充全であることは實在的條件の全數性又は全體性と同一であることが直ちに見られる。實在的

現實者はそれが充分な意味で實在的に可能でなければならぬから、實在的に必然的である。それは遍通的に規定されてゐる、何となれば條件の連鎖は、もしそれが可能性に對して充、全、である時には——即ち全數的に揃つてゐる時には——その必然性にも充、全、である。それは同時にその充、全、な實在的根據である、それは非存在も別存在もはや許さない。

さてこの式述は明瞭に「實在的規定の法則」——即ち「實在的根據の法則」——を言表する。併し注目すべきことは、この定式は「現實性の實在法則」の言表するのと同じものを言表してゐることである。様相的式述とそれと並行に走つてゐる構成的式述とが完全な依存の同一の實在的關係を言表することも偶然ではない。兩法則とも遍通的な實在的關聯を言表する。實在的過程の一步毎に、その中に横はる實在的狀況に基いてたゞ一定の實在者が、即ちそこで現實的にもなる所のもの、みが可能である。多くの可能性の活動餘地は撤廢された。實際に、必然的でもあるもの、みが可能である、そしてそれは常に現實的になるものである。

兩法則の相違はたゞ範疇的相違である。現實性の實在法則は同一の遍通的な依存關係の様相的方面であり、その構成的方面が實在的規定の法則である。さて、一切の構造的に構成的のものもその存在様相を有するが故に、そして一切の様相は構成的に形作られ、鑄出されたもの、様相であるが故に、そこで兩法則に於ける實在的法則性の同一性は完全に正しい、その範疇的形式は別であつても。

#### 〔四〕 兩法則の被覆關係

この關係に於ける要點たる「充、全、であることの契機」に對して條件と根據との關聯は決定的の役割を演ずる。否、我々は丁度それに於て兩法則の關係を透明にすることが出来る。

詳しく言へば、條件はそのものとしては決して根據ではない、併し諸條件の全體は根據である。個々の條件は根據の單なる部分契機である、それが様相的にもたゞ部分的可能性——これは實在可能性ではない——を意味するのと同様である。個々の條件も固より一つの規定者である、事柄の現實化に對する實在的要因である、併しそれ自身獨立にはない、一切の他の部分條件との結合に於てある。制約されたもの、一定の内容的契機がそれに依存する、併しそれは完全な條件連鎖の全體によつて一體にして被制約者が生じた時のみである。それ故それは條件の全體性に於てのみ規定する。つまりそれは充足な理由と結合してのみ規定すると云ふことである。

このことは次のやうにも言ひ表はされる。即ち、諸條件の全體としての根據はそれ自身諸條件の條件であること、條件である。或る物はそれが制約する或る物がある限りに於てのみ條件である。然るに或る物は條件の全體性なしに成立しない。それで實在的規定の關係に於ては條件と根據は相互に依存し、相互なしには現はれない。兩者を結び付ける所のものは、正に條件を規定者に（要因に、即ち眞に本來的に初めて條件に）、而して根據を充足的な根據にする所のもの、即ちその都度の實在的狀況に於ける諸契機の全數性である。然るに實在的根據の規定力はその充足であることであり、條件の規定力はそれが諸條件の全體性に適合することである。それがさうであることは、現實性の實在法則の基礎になつてゐる質料的關係——即ち、條件連鎖に於て只一項でも缺けると、Aは實在的に可能でさへない、併し連鎖が完全である時には、Aは既に實在的に必然的でもある、従つて實在的に現實的であるといふ關係



が示してゐる。必然性は全體性が充足してゐることの中に存するのである。

それ故様相的定式を構成的定式と結び付けると法則は次の如くなる。即ち、それによつて或る物が實在的に可能になる所の諸條件の連鎖は、同時にその實在現實性の充足根據である。それ故實在者に於ては實在的關聯そのものに於てその充足な根據をもたないものは可能でない。これは實在的根據の原理である。而して諸條件は——關係的諸様相の外的依存性に相應して——そのものとして實在現實性をもたねばならぬから、原理は完全には次の如くなる。即ち、實在者に於てはその充足根據を更に他の實在的現實者の中にもたないやうなものは可能でない。又は規定法則として把握すれば、一切の實在者は實在者によつて完全に規定されてゐると。實在者によつて完全に規定されないものは、それは實在的に可能でない。それ故それは實在的に不可能である、必然的に非實在的である。

最後の附加は同じことを言つてゐるのではあるが餘計なものではない。實在的過程に於ては何時も無數の個々契機がある、これ等もし實在的事情の別な結合に齎らされるであらうならば、與へられた事情の下に現實になるのは別な實在者を可能ならしめるであらう。この意味では何時も部分的可能性の多が成立する。併し世界の如何なる力も一度生じた實在的事情をそれがあつたとは別なものにすることは出来ないから、これ等の一切の部分的可能性は凡て宙に浮ぶ。「もし」と「併し」はそれを實在性から別つ。そこには於て以て個々條件が初めて規定的になるべき全體性が缺けてゐる。

規定法則の「現實性の實在的法則」への還元は、後者を越して條件の全體性にまで導いた。これによれば、可能性の實在的條件は同時に必然性の實在的條件である。これを全考察の基礎として把握する時には、實在的規定法則にも

つと簡単な形式を與へることが出来る。即ち、一切の存立せる實在者に於て、その諸條件の全體性は、同時にその充足な實在的根據であると言へる。

この定式に於て様相契機は完全に構成的契機に解體された。尤もそれによつて現實性の實在的法則に於てはまだ明瞭に現はれてゐた法則の総合的な要素と逆説的な要素は掩はれる。それは長所ではない。條件不可缺性は、單にそれが可能性の條件であるといふことに存するといふことを、先づ我々は思ひ起すべきである。必然性の條件としては、——即ち根據の契機としては——それは決して不可缺ではないであらう。何となれば必然的でないやうな、即ち根據をもたないやうな現實者が充分考へ得られるからである。併し可能でないやうな現實者は考へ得られない。然るに實在可能性は最後まで揃つた實在的條件連鎖に基いてのみ存立する。たゞ然るにこの條件が可能者を同時に必然的にするが故に、實在者は充足な根據——よりて以てそれが完全に規定され、それがあつたより外にあり得ない所の——を持つことになる。

我々はこの關聯を、もし可能性の外的依存性を共に取り入れ、それを構成的なもの、中に移し入れる時には、様相概念なしにも同様に明かにすることが出来る。實在的規定の法則の定式はその時は次の如く言ひ表はされる。即ち一切の實在者はよりて以て制約される、他の實在者によつて一義的に規定される、それはこれ等の諸條件によつて制約されたものとしてそれがあつたもの以外にはあり得ないと。こゝでは可能性は被制約性に、必然性は規定性に翻譯される。併し兩者の現實性への外的依存性は特殊の實在的状況への依存性へ解體される。

## 〔五〕 規定法則の實在者の間様相的法則性からの可證明性

最後に齎らされた思惟過程は、規定法則の現實性の實在的法則への還元は、同時に實在者の間様相的法則からの規定法則の證明を意味することを示してゐる。誤解を避けるために、證明の過程をこゝでもう一度極めて簡単な形式に總括しよう。

實在的に現實的なものは少くとも實在的に可能でなければならぬ。それは實在的條件の完全な連鎖に基いてのみ實在的に可能である。併しこの連鎖に基いてそれは既に實在的に必然的である。従つてそれがあるより別様にはあり得ない。そこから一義的に規定されてゐる。條件連鎖はその完全な根據である。

勿論この證明は強いとも弱くとも見ることが出来る——その確認は勿論全く別な問題關聯に於て求められるであらう——、併し兎に角この證明は實在的規定の法則に對してなされ得る唯一の可能な證明である。この證明は徹頭徹尾實在者の間様相的關係に基く、しかも特に三つの正の逆說的包含法則に基く。これ等は凡て「實在可能性の全體法則」

——並にその補足原理たる「諸條件の同一」——に還元されるが故に、この證明の全重みはこの二つにかゝるのである（第十八節の〔四〕、第十九節の〔三〕）。

形而上學は規定問題には痛切な關心を有するにも拘はらず——古いメガラ學派を除いては——この證明を思ひ付かなかつたことは、たゞ單に實在者の本來の様相分析を缺いてゐたために外ならない。規定及び根據の問題に對する鍵はこの分析に存する\*。

\* 様相的證明への着手は兎も角マイノックに於て見出すことが出来る (Alexius Meinong, Zum Erweise des allgemeinen Kausalgesetzes, Wien 1918, Sitzungsber. d. Akad. d. Wissensch. in Wien)。その研究は非常に犀利であるが、併し構想が誤つてゐる。(一) こゝでは論理的様相と實在の様相を區別してゐない、それによつて曖昧な可能性概念がはいつた。次に(二)それは餘りに多くのことを、即ち、一般的規定法則ではなく、因果律を證明してゐる(これは様相的に可能なことではない)。従つてそれは實際には何も證明してゐない。

實際その外にはたゞ僅かに「充足理由の原理」を矛盾律から證明せんとしたクリスチャン・ヴォルフの試みがあるのみである。この企圖——それは論理的形式的法則から實在的法則を證明せんとする合理論の驚くべき僭越である——の失敗は、既にその當時に於てクルージウス (Crusius) 及びその他によつて曝露された、今日ではこれ以上言葉を費すに値しない。

併し失敗したこの論證の背後に隠されてゐるものは、そして同時代人や後人の見落したものは、それでももつと重要なものであつた。たゞそれはヴォルフの存在論に於て人が求めるだらう處にはない、それは *ratio sufficiens* (充足理由)の章にはなく、*de determinatio et indeterminatio* (決定と非決定に就て) 及び *de necessario et contingente* (必然と偶然に就て)の兩節に存する。詳しく言へばヴォルフの實際の考慮にはその中名辭が「規定」であるところの推理が基礎になつてゐるのである。然るに丁度この概念には(それ自身に於ける)規定性と(他のものによる)規定存在との二重意味が含まれてゐる。然るに一切の存在者は規定されたものであり、そして一切の規定は何かによる規定であるから、そこで一切の存在者はその規定者を自己の背後に持たねばならぬ、即ちその充足根據をもたねばならぬ。これは明かに「四個概念」である、結論は竊取されてゐる。

併しこの論過もまだ寧ろ表面に屬する。過誤の眞の動機はこのやうにしては擱まへられない。詳しく言へば、ウルフは——ライプニッツに倣つて——様相概念から出發してゐる、この點は何處までも正しい。彼の規定概念は眞直に「必然性」に導いた、而してこの必然性は決して本質必然性に限られなかつた。必然性は丁度彼に於ては實在的事情の系列を自己の中に引き入れてゐた。併し彼は或る物の根據を充分にする所の實在的關係を洞察しなかつた。一方、彼の實在必然性は餘りに早く因果律の中にはいつてしまつた、そして實際的事情の系列は自ら因果連鎖の形式を採つた。然るに他方彼の必然性の概念は傳統的の半端性のまゝに残つた、即ちそれは、實在的可能性なる對等の概念に關係附けられなかつた。彼は「可能」は論理的にも存在論的にも選言的可能性と部分的可能性の意味に於てのみ了解した。

そこで彼の存在論は實在者の半ば理解し、半ば誤解した様相法則の不思議な體系となつた。彼は必然性の實在的法則を知つてゐた、そしてそれを一義的に述べてゐる。<sup>\*</sup>併し彼は可能性の實在法則は知らなかつた。彼は必然性がそのやうには自分だけで成立し得ないことに氣が付かなかつた。彼は一切の現實者を必然的とした、併し同時に現實的でないものを可能（しかも實在的に可能）とした。そこで、同一の現實者が自己の他在の可能性を除外せず、しかも「斯くあつて別様にはない」といふ必然性を包含するといふ矛盾を生じた。

\* Chr. Wolf, Philosophia prima (第一哲學) § 288: „Quodlibet dum est, necessario est.“ (何物でもそれが存在する限り必然的に存在する)。

この不調和の漠然たる意識は、「何故、無くはなく寧ろあるかの」といふ不決定的な比較級の定式に於て感知することが出来る。單なる部分的可能性に關係せしめられた實在的根據は、實際丁度「寧ろある」には充分であるが、嚴密な「あらねばならぬ」には不充分であつた。

## 第二十六節 普遍的な實在的規定と實在的關聯の特殊の諸型

### 〔一〕 實在的諸層と實在的規定の諸型

規定問題は勿論實在的規定の法則では盡きない。他の境域に就てはまだ何も決定されて居らず、實在者の内部でも規定の特殊の形式は觸れられてゐない。前者に就ては他の境域の間様相的法則が決定するであらう。併し後者に就ては、様相分析は一體にして無力である、こゝでは個々の存在層の特殊の範疇論が初めて決定することが出来る。各層には特殊の規定範疇、即ちそこで支配する特殊の結合と依存の形式がある、そしてこの形式は各層に於て分析的方法によつて、實在形象及び實在過程の特質から初めて得られるのである。併しこれは實在規定の一般的法則の證明とは全く別な仕事である。

この法則は一體にして一切の實在者が實在者によつて規定されてゐることを言ふのみである。それ故實在界が累層になつてゐる時には、それはたゞ、一體にして實在界の各層には何等かの遍通的の規定が成立すること、従つて各層に於て各々の特殊の事象及び各々の形象は更に實在的諸關係——これが同一の層に屬しようとする他の層にしようとする——によつて規定されてゐることを意味するのみである。それ故この法則からは各層がその特殊の規定の型を持つてゐる

といふことも、又凡ての層が同一の型を持つてゐるといふことも出て来ない。

實在的規定の法則は規定形式の一又は多に對して無頓着である。それは單に實在者の基本的範疇——又は要素的範疇——である。事實上個々の存在層が規定的に分化して居り、相對的に獨立であるといふことは、この法則から來るのではなく、範疇的累層法則から來るのである。<sup>\*</sup>そしてこの法則からも規定の型の特殊の種類は得られない。この型は諸層の範疇的特質のみから得られる。何となれば事實上それは各層に於て自律だからである。

<sup>\*</sup>この法則に就ては後の卷に於て詳細に論ずるであらう。これは一般的範疇論に屬する。そして實在界の構造に關する。拙文 *Die kategoriale Gesetze (範疇的法則)* (*Philos. Anzeiger* I. 2, Bonn 1926), S. 233ff 参照。

實在的規定の法則を早計に因果律と同一視することを用心しなければならない理由はこゝに存する。因果律は最もよく知られた實在規定の形式である、最もよく知られたのは、それは最も低い最も簡単な形式だからである、即ち最も低い實在層たる物理的物質的のもの、層の遍通的な結合の形式だからである。今、規定法則を因果律と同一視する時には、因果律を實在者の一切の高い層に、即ち有機的、心的、個人的精神的、社會的、歴史的存在に移すことになる。それによつて一切のこれ等の存在領域を機械的に了解せんとする傾向が潜入する。従つて初めからそれ等に對して無理をすることになる。

實際これ等の存在層は何れもそれ自身の特有の規定法則を有する。我々はたゞ多くは規定の高い型を知らないのである、又は單に漠然たる表象を有するだけである。たゞ精神の領域に於て——特に實踐的行爲に於て——我々も第二の規定の型即ち目的的の型を比較的正確に知つてゐるだけである。しかも此處でも同様に越境の危険がある。例へば

人はやゝもすれば有機的生命を、時にはまた歴史過程の如きも、目的論的に了解せんとする。無數の理論はこの道を通り今日なほ通りつゝある。併しそれは死んで生れた理論である。かゝることは、事實によつても範疇的分析によつても證明されない。歴史的出來事の關聯は明かにもつと遙かに複雑である、そこでは人間の目的活動は一つの契機を形成するのみである。有機體の關聯はその結果は目的關聯に似て居り、それと區別することは困難であるが、併し明かに別なものである。こゝでは一切の研究はまだ始められたばかりである。

兎に角、こゝでも又ははより高い層の領域に於て、因果關係と目的關係の二つしかないかの如く兩者の二者擇一を考へることは誤りである。この信仰は單に兩者は唯一のよく知られた實在關聯の型であるといふことに基くのみである。寧ろ、各層がその特殊の形態範疇並に法則範疇をもつ如く各層が特殊の規定範疇を有すると云ふことは、それを證明すべき事實は多くないが、併しアプリアーリに期待されねばならぬだらう。

## 〔二〕 違つた規定の型の相互的關係

累層的實在的世界に於ける違つた規定の型の累層には一定の規則が妥當する。これ等の規則は若干の結論の了解に重要である、それ故この場所ですれに對して必要な基礎付けを與へることは不可能であるが、こゝにそれを附加しなければならぬ。基礎付けは範疇的法則に存する。

(一) 實在者の一切の層に於て規定は「關聯」の形式を取る、即ち實在者は實在者と組み合はされる、この關聯は存在層を貫き、その中にある何物も觸れないでは置かない。この根本形式は實在的規定の一般的法則によつて保證さ

れる。何となればそれが間様相的法則に根差すといふことの收穫は、關係の様相の外的依存性は實在的現實者への依存性であつて、實在者の外部にあるもの、又は異質のもの（單なる本質又は原理）への依存ではないと云ふことだからである。實在者に於ては現實者はたゞ現實者に基いてのみ可能であり、必然である。換言すれば、一切の實在者は實在者から規定される、何となればそれは實在者によつて制約されるからである。併し實在者による實在者の遍通的規定は、やはり必然的に更に遠い實在者に導く、即ちそれは後方から又は前方から見て「關聯」の形式を取る。如何なる限界が關聯に置かれてあるかは、特殊の形式の問題である。凡ての種類の關聯が因果關聯の如く原則的に無限ではない。（従つて最初の諸項に於て二律背反的ではない）。

(二) さて存在者の累層にして全諸層の依存性と結び付かないものはない。併し範疇的依存性はたゞ低い層から高い層へと上の方へと支配する、逆ではない。このことは規定の型の累層に對して、これ等の型も無記的に並存しない、寧ろ高い型は低いものによつて制約されるといふこと、即ち低いものを下位にある契機として自己の中に含むといふことを意味する。併し高い型の特質又は獨立性はそれによつて脅かされない。この特質は高い型に新奇なものであり、低いものゝ上部形成である。この仕方が生ずる規定的組立に就て正確なことを述べることは勿論非常に困難である、何となれば型の累層の丁度中間の諸項が直接の認識把握から逃れてゐるからである。

(三) 個々の層は規定的に纏つてゐる。各層はそれを支配する實在的關聯によつて飽滿せしめられてゐる。各層はそれによつて徹頭徹尾規定されてゐる。然るに實在的關聯の高い型は低いものをその契機として自己に含み、内部からそれに制約されてゐるから、存在諸層のこの規定的な纏りは、實在的世界の全體の内部では、上への纏りを意味し、下への纏りを意味しない、即ちたゞ高い層の方であつて、低い層の方へではない。高い層は何時も低い層に基く、低い層は高い層に基かない。それ故高い實在的關聯へは何時も色々低いものが働きかける。否、低いものゝ全系列が働きかける。高い關聯は構造的に低い關聯に對して開放されてゐる、それに對して自己の自律は維持するけれども。

(四) このことは更に、實在的世界の全體は、各々實在的關聯の特殊の形態をもつた諸層の多に分裂するにも拘はらず、しかも規定的には分離せず、纏つた全體として残ることを意味する。世界のこの規定的全一性は、實在的規定の普遍的法則の要求する所のものと正確に一致する。この全一性は規定形式の多に於ける一切の實在者相互の遍通的結合性を表はす。

### 〔三〕 實在的關聯一般の特殊形態の貫通

一切の累層に關係するこれ等の普遍的な諸視點の外に、更に違つた規定の相互入り込みにのみ關係する二つの特殊の契機が加はる。

(一) 個々の存在層はその特殊の實在的關聯（と、そこに豫想されてゐる關聯の低い型）によつて飽滿せしめられてゐる、併しそのために規定のプラス——そのやうなものがある時に——を排斥しない。個々の層は高い層とその關聯を要さない、それなしにも完全に成立するといふ意味で、それに對して閉されてゐる。併しそれだからとてそれが自己の領域に働き込むことは排斥しない。例へば有機的過程は下方へ無機的自然的組立に干涉する（例へば植物の生

成が土地と氣候の形式に影響する如きである。又、精神的存在は目的的な意思と行爲の形式で下方へ自然的無目的なもの、上に擴がる（人間が與へられた自然力を自己の目的のために利用する所では何處でもさうである）。精神は自己から獨立な實在的條件が自己の利用のために與へられてゐる所では何處でもそれが出来る。更にこれ等の條件の外に自分自身から來る條件（洞察、目的設定、手段の選擇など）を附加すると、こゝで條件の連鎖が全數的になる、それによつて可能にされたところのものは同時に必然的になる。

それ故普遍的な規定法則はたゞに一つの存在層の内部に於てばかりでなく、諸層の累層に於ても完全に貫通する。しかもそれは上の方への範疇的依存の限界に於てばかりでなく、與へられた條件の下では更に妨げられずに下の方へも行く。高い關聯の低い關聯へ働き込むことは、高い關聯の低い關聯に對する範疇的依存によつても破られない、ただ制限されるのみである。

(二) 實在的世界は各々それ自身の關聯を持つた諸層に分たれるにも拘はらず、しかも規定的にも同質的である。それは次のことを意味する、即ち、實在的世界は徹頭徹尾規定された全體の統一であるばかりでなく、更に性質的に各々の方向に完全な、遍通的な連結——層距離を飛び越しての連結の關聯である。一定の層に屬する或る現實者の實在的可能性に取つては、それが基く條件連鎖がどの層を、又どれだけの層に擴がるかには無頓着である。それは成素の凡ゆる分配にも拘はらず何時も連鎖の、即ち實在者を實在的に必然的にする所の連鎖の同一の完全性である。又は構成的に表現すれば、それは何時も存立する實在的状況の全廣袤によつて四方八方から制約されてゐることである。この状況は生成する所のもの、同時に充全な根據を形成する。

實在的關聯は關聯の領域的特殊化にも拘はらず、根柢に於ては只一つの、何時も完全な規定關聯である、こゝでは共に成立し、共に集るものは、それが集ることが出来るやうにのみ集るのである。實在的關聯の一切の特殊化は依然根本形式の内部に止まるのである。「實在的關聯」は一般的に貫通する。即ちそれは實在的規定の法則を意味する。

#### 〔四〕 實在的規定と實在的自由

形而上學的には規定問題と自由問題とは密接に關聯し、任意にそれを分離することは出来ない。自由問題は内容上——そこでは人間、意志、決意及び責任に關する——全く別な問題關聯に屬するといふこともこのことを變へない。倫理學も、それが意志の自由を辯護せんとする時には、普遍的實在規定の基礎にまで遡つてやるより外には出来ないのである。倫理學は多くは、一般的な實在規定を突き破ることを試みるやり方をした。そしてその際昔から大なる當惑に陥つてゐる、何となれば、たゞ非決定的な實在界にのみ自由が成立し得るといふ豫想から出發したからである。それ故すぐこゝで遍通的實在的規定と自由との關係は存在論的に如何に見えるかを示すことが必要である。上述に基いても兎も角、決定説に對する恐怖は根據のないものであること、人間の意志決定の自律を實在的規定の普遍的法則と結合せしめるためには、批判的に明かにされた自由概念を要するのみであると云ふことは明かである。こゝで大切なのは、自由を不規定性（消極的自由）の意味に於てはなく、人間意志の自己規定——カントの「積極の意味に於ける自由」——の意味で把握することである。自由な意志とは規定されない又は決定されない意志ではなく、正に獨立に自己を決定する意志なのである。

自由が自己規定であるならば、それは初めから規定一般に對する反對ではない、寧ろ一種の規定である。自由はそれによつて相互に他を敵制する實在の規定の系列の中にはいる。さて實在界の統一の中に諸規定形式の一つの累層があるならば、これ等の諸形式は普遍的な上部構築關係に立たねばならない、その際高い形式は常に低い形式によつて共に規定される、併しその特質に於ては規定されない。高い形式は高い層に於てその構造及び支配の部分的條件であるが、その充分な根據ではない。このことは實在の規定の法則に對する矛盾ではない、現實性の實在法則に對する矛盾でもない。これが即ち實在的法則なのである。これは實在者の實在者に對する關係に過ぎない、範疇的に違つた諸々の規定形式の關係ではない。

それ故高い關聯はその構造要素の多くのものに於て低いものに依存するが、併しその特質（その範疇的新奇）に於てはそれに對して自律である。それ故高い層の實在者の諸條件の連鎖は低い諸層の實在的成分を多分に包含する。併しこれ等はそこでは部分契機である、それ故その實在可能性を充分にはしない、實在的にはそれを必然的にも現實的にもしない。連鎖は自己の層の實在的成分が加はることによつて初めて完全になる。然るにこれ等は範疇的に別な種類の規定の下に立つ。これ等は構造的にはより高い實在的關聯に屬する、その外側では現はれない。

かくて有機的規定（例へば種の性質の遺傳に於ける）はたゞ有機的實在的成分によつてのみ、心的規定（例へば心的氣分交代に於ける）は特に心的な反動の仕方によつてのみ生ずる、如何に有機的の要因が後者に、因果的の要因が前者に働き込まうとも。人間意志の規定に就ても同様である。何時も長い系列の低い實在的要因、即ち物理的、有機的又は心的性質の要因がそこに働き込む、そしてそれ等は各々自己の層の規定の仕方によつて規定する。而して意志

は更に自己の規定から自分の分を加へる、條件の連鎖はこの自己の規定なしには完全にならないのである。規定者としての意志によつてそれは初めて完全になる。その時その決斷によつて結果も決定せられる、結果は必然的のものとして意志から生ずる、その根據は意志によつて充全になる。

意志そのものはその決斷に於て、その決斷を通して一定の——即ち現實的の——意志になる。否、意志は一體にして決斷に於て意志となるのである。何となれば規定されない意志はまだ全然意志ではない、従つて自由な意志でもない。それ故その規定は勿論必然的であるが、併し因果必然的ではない、又有機的又は心理學的に必然的でもない、その特殊な、遙かに高い實在層の自己規定からのみ必然的である。

かくて現實性の實在的法則は意志に於て満足せしめられる。法則は他の層に於ける他の必然性は要求しない。然るにこのことは、意志はその範疇的特質に基いて自律であることを意味する。意志はかの低い諸規定者に對して、それ等によつて制約されながら、それにも拘はらず却つて自由である。

### 〔五〕 規定と決定説

意志の自由は、低い諸層の實在の規定に對する關係に於て、就中因果規定に對する關係に於ては少くとも上述の如くなる。生物學的、心理學的又は歴史的社會的規定に對しても同様である。こゝでまだ決定されないことは、自己自身の意志規定そのもの、問題である。何となればこの規定は何時も價值の下に行はれるが、價值は意志の産物ではなく、普遍的な本質だからである。意志はそれに對しても、それに反對して又は味方して決定する自由をもたねば

ならぬ。併し自由問題のこの方面は實在的規定の問題にはもはや何の關係もない。何となればこの自由がそれに對して成立する所のものはもはや實在者ではないからである。

それ故實在規定の法則は、假令それは普遍的な規定であつても、本來の決定説を意味しない。少くとも決定説の下で自律の規定に對して何等の活動領地をも許さない世界秩序を了解する時には、さうでない。無論實在的世界の全體に對して只一つの規定の型が問題になるのみであるならば、即ち世界が累層でなく、個々の層がそれ自身の關聯の形式を持たないならば、それは無論決定説を意味するであらう。もし因果關聯のみが、又は目的關聯のみが一切を支配するならば、一切の實在者は、假令最高のものも自由ではないであらう。然る時には一つの層が色々違つた性質の規定を受けることは出来ないであらう。或る實在的な物に於ける自由は、規定の多が重なる時にのみあり得る。この時各々の層距離に於て、高いものが低いものに對して自由である。然るにたゞ一つの關聯が支配するところでは、高低の規定はない、従つて自由もない。

本來の「決定説」は一元的決定説のみである。これは一切の實在者を同様に取扱ふのである。併しこのやうな一元は實在規定の法則を主張するのではない。これは累層的な規定の型の多様性に對して、従つて意志や人格の自律的规定に對して餘地を與へる。否、それは層から層へと自由を許すのである。これは明かに決定説の反對である。これは寧ろ同様の權利を以て非決定説と名付け得るであらう、——尤も寧ろ兩方とも「説」といふのは當つてはゐないのであるが。實際實在規定の法則の下に生ずる全關係は、決定説と非決定説の彼方に存するやうな關係である。それは實在界の第三の、しかも遙かに複雑な規定的構造の型を形成する。

## 第二十七節 偶然性の實在様相

### (一) 實在的規定の外的限界

自由は實在的規定と、實在的現實者の必然性ととの内的限界である。自由は規定法則の妥當性を制限しない、併しその内容的意味を制限する。それ故自由は法則そのもの、制限ではない、他の存在論的法則性との交錯と錯綜の表現に過ぎない。

併し實在的規定の外的限界もある。これは實際に規定法則の一つの制限である、しかもその妥當性を制限するのである。この限界の彼方に存するものに就て、一つの觀念を作ることとは全然不可能である。この外的限界は他の法則との交錯の表現ではない、規定法則そのもの、本質に存し、従つてそれから分たれ得ない、この外的の限界は「偶然」である。

一切の非決定的自由説が自由を以て——明らさまに又は暗黙に——偶然性（非規定性）と解すことはその明白な弱點である。一般に認められてゐる實在規定の組立が處々で中斷されると考へるのである。次にかくして生ずる實在關聯の缺陷に自由が生ずるとするのである。この際自由を、こゝで意志自身の規定が始まるといふやうに考へるのである。

こゝに二つの不齊合がある。第一に、その缺陷の處に再び規定が現はれるならば、それは缺陷ではない。第二に、



この自己の規定はそれは高い種類のものでなければならぬから、低い種類のものに基いて可能でなければならぬ、假令低いものみからは完全でなくとも。實際は實在規定の缺陷によつて定立されるのは自由ではなく、非規定性である、様相的の表現では偶然性である。然るに偶然性は自由とは餘り類似はない。自由でないものも偶然たり得る、偶然でないものも自由たり得る。偶然性は可能的自由の活動餘地ですらない、かゝる活動餘地には非規定性がなければならぬ、然るに偶然性は既に決斷だからである。偶然はこの點では寧ろ必然性に似てゐる、従つて生活ではそれから區別もされてゐない——少くとも現實者の背後に隠されてゐる條件連鎖が共に把握されない限りは。結果に於ては決斷は、それが偶然性のそれであらうと、必然性のそれであらうと同一である。

それ故規定の缺陷に於ては、そこで自由が働くといふ限り、偶然も支配することは出来ないであらう。かゝる缺陷に存するものはそれ故必然的でも偶然的でもないだらう。かゝることは排中律によつて不可能である。一切の存在は必然的か偶然的かになつてゐる。その上、その「缺陷」では、存在者は不完全な可能性の様相に於てあることになり、この様相は同時に選言的で、一切のものに於て存在と非存在の二者擇一を許す。然るに實在者に於てはかゝることは決して可能でないのである。

勿論、非決定説の考はこれと全く同一ではない。何となれば、非決定説はそれは缺陷の中に實在的現實者がないと考へない。實在者に充されてゐると考へるのである、たゞ不完全な條件連鎖に基いて充されてゐると考へるのである。非決定説の見逃してゐることは、寧ろ不完全な條件連鎖は何等の實在可能性を與へない、従つて實在現實性でもないと云ふことである。この不齊合に於てその企てが失敗するのである。

## 〔二〕 實在偶然性の本質に於ける二律背反

偶然とは二つの點に於て自由に似てゐる。即ち偶然とは、他の存在に基く存在（従つて關聯）としての規定限界である。偶然は非決定性ではない、（部分的可能性の如く）二者擇一ではなく、何處までも決斷である。自由も決斷である。自由も實在關聯からの決斷でなく、實在關聯の中に現はれるにも拘はらず、それに反對する決斷である。これが兩者が何時も誤つて一語に考へられる理由である。カントもこのことを充分に區別することを知らなかつた、彼は因果二律背反を宇宙論的に把握し、そして世界過程の最初の始まりに關係せしめた。勿論第一原因は或は偶然かも知れない、併しカントが假定した如く自由ではない。

これに對して次のことを嚴格に固守すべきである。即ち、實在的偶然者は實在的現實者である、たゞそれは實在的に必然的でない、従つて全體的條件連鎖の充かな根據に基かない所のものである。従つてそれはそのやうな連鎖によつて制約されてゐると云ふ意味で實在的に可能でもない。然るにそれは實在的に現實的のものとして何等かの仕方では實在的に可能でなければならぬから、そこでそれは、同時に實在的に可能であり不可能である、同時に充分に規定されて居り、しかも規定されてゐない、同時に制約されて居り、且制約されてゐないといふ矛盾を意味する。この矛盾は更に尖鋭化して言へば、同時に可能者でありしかも何物によつても可能にされてゐない、同時に規定されて居り且つ何物によつても規定されてゐないと云ふことになる。こゝで特有なことは、この矛盾した存在規定性には單なる空想、假構といったものがあるのではなく、實在規定の法則そのものによつて拒否し難く要求されたものがあるとい

ふことである。この法則によれば、一切の規定は系列の性格を有する、連続的の關聯を形成する。それ故それは果のない後退を含む、それによつてそれは第一項に達するが、併しそこでその法則は自己を廢棄するのである。

第一項の意味はその背後には、基いて以て或る物が實在的に必然的に、又は單に可能的にさへなり得るやうなその先の項がないと云ふことである。然るに系列の全體、從つて實在關聯としての關聯そのものは常に第一項にかゝつてゐるから、第一項の偶然性には全體の偶然性が結び付くのである。

この意味では實在境域の全體はそのものとしては、何處までも偶然的である。而してその中にある一切のものは、個々の項でも又は結合でも、この全體偶然性を分つ。それ故實在關聯の全體を支配する必然性は最後の根柢に於ては偶然的の必然性である。それ故偶然性の實在様相は逆説的の様相である。これは實在者の間様相的法則の如き意味で逆説的なのではない、間様相的法則はたゞ習慣的な一見自明な考へ方に對して矛盾するだけである、それ自身に於て矛盾しない、何等二律背反を含まないのである。これに反して偶然性の實在様相は、一切の關係性及び規定の外的限界として、內的矛盾の意味で逆説的である。この實在様相はこの點に於て——カントが述べた如き——、一切の宇宙論的系列の限界概念の特質を分つ、この様相は不可避的に一つの二律背反に導く。

それ故規定的な世界關聯の全體に關しては、凡ては前に展開した次の偶然性の存在論的原理に歸着する。即ち、偶然性なしには必然性はない、併し必然性なしにも偶然性はあり得る(第十節の(11)、(12))。一切の必然性はその被制約性の最初の諸項に於ては無根據である。從つて全體として偶然である。充足根據として必然性の基く最初のもの、絕對的に必然的な或る物ではない、却つて絕對的に偶然的のものである。世界の充分な根據を神に求めても同じことである。神

自身第一根據となるためには偶然的なものになる。

勿論形式的な辨證法概念的遊戲に於ては、これ等の柔軟な限界概念はどうにでも取扱ふことが出来るであらう。ここでは必然性と偶然性とのより、高い綜合を任意に構成することが出来る。そしてこゝでは思辨的に望ましい如何なる關係の顛倒も驚くべき論理的鋭さを以て證明することが出来るのである。併しこのやうな構成と證明の無價値なことは、この種の綜合は、可指示的な實在關係の方からは如何なる仕方でも内容によつて充し得ないといふことに於て、一義的に示される。然るに規定法則そのもの、本質には——しかも現實性の實在法則に於て集合したその様相的背景から生じたやうな——それが自ら支配する實在界の限界に於て自己自身を廢棄するといふことを含んでると云ふことが存する。これは自己の制限を自ら自己に課すところの法則である。

實在の世界が、一體にしてその時間的延長及びその全過程に於て限りがあるか、從つてこゝで展開された關係が何處かで力を表はすかといふことは、勿論様相的根據からも、又他の摺み得られるやうな理由からも決することは出来ない。一切のこの種の限界問題の實在的||二律背反的性格は、これ等の問題は取り除け難き不可認識性の暗黒に導くことに存する。不可認識者に對しては、認識に取つてはその非合理性を明かにし、それを内容的に限局する以外の正當な方法はない。それ故存在論はこの點で停止して、限界關係そのもの、一義的な闡明を以て満足せねばならぬ。

### 〔三〕 無記性の再來と逆説的間様相的法則の廢棄

少し用心すれば勿論この點に於てもう一步前進することが出来る。そしてそれに對しても様相分析が手懸りを與へ

る。偶然者の實在存在論的な積極的の意味は、それが實在境域の境界に於て必然性と充足理由を解放してしまふことである。このことは實在者の様相表に對する偶然性の位置から生じた、そしてこのことは偶然性に對して實在的在り方の様相的構造に於て不~~正~~規~~様~~相~~の~~役割を歸した。

それによつて少くとも偶然性に於ける内的矛盾の一部が解ける。併し實在偶然者を不可能な實在可能者として又は規定された不規定者として立てる時には、それは存在論的にはたゞ半分しか當つてゐない。これを別方面から、そこでは現實性の實在法則、従つてまた必然性のそれと可能性のそれとが廢棄されてゐる實在現實者として把握する時には遙かによく當つてゐる。實在現實者としての偶然者に於ては必然性と可能性は一致しない、兩者は遠く離れる。現實者が條件連鎖を自己の背後に持たない時には、それは可能であるが、必然ではない。こゝでは實在可能性も全體可能性ではない、選言的可能性である。それはそこでは一切の任意のものが——自己自身に矛盾しない限り——可能であるやうな可能性である。その際、一定の可能者を現實にする所のもは、即ち存在、非存在を決定するところのもは、それは實在的偶然である。

然るにこのことは、境域の限界に於て實在者の間様相的法則の全特質が廢棄されることを意味する。就中、それによつて可能性の分裂法則が倒れる。その代りに選言的可能性がはいる。然る時は又三つの根本原理が維持が出來なくなる。即ち、逆説的排斥法則と包含法則が倒れ、三つの無記性がはいる。

然る時には、可能性が現實性と非現實性に對して再び無記になるばかりでなく、更に非現實性も可能性と不可能性に對して、又——これが肝要であるが——現實性も必然性と偶然性に對して無記になる。さて最後の無記性に於て、

實際實在偶然者に對する活動餘地が存する。これは實在境域の内部では存在しない活動餘地である。實在可能者の狹隘がこの活動餘地の存在しないことの表現である。それ故こゝでは實在現實性は非存在の可能性を排斥しない、又、實在非現實性は存在の可能性を排斥しない。その逆も同様である。非存在の可能性は非現實性も不可能性も包含しない、又非現實性は不可能性を包含しない。又存在の可能性は現實性も必然性も包含しない、従つて現實性も必然性を包含しない。

無記性の再來と共に實在偶然に戸が開かれたばかりでなく、全様相表が別になつた。二つの相排斥する群に區分した切斷面は分裂法則と共に倒れた。可能性は再び二重様相の不規定性に沈む。然る時には、それはかゝるものとして殆ど無意味である。偶然の住家は正にこの不規定性である。必然性も可能性も二つとも偶然から逃れた。一切の決定は偶然にのみ委ねられる。たゞ現實性と非現實性のみが昔の場所に立つてゐる。兩者はこゝでも絶對的様相として示され、關係的様相の稀薄化によつて影響を受けない。

それ故實在境域の限界に於ける様相表の縮少は、そこにはたゞ現實性と非現實性とが残るといふやうにも了解することが出来る。必然性と不可能性は驅逐され、可能性は無意味になつた。條件連鎖と共に一體に關係性はなくなつた。こゝでは現實性の中に歿し、相互に無記化され得るやな關係様相はなくなる。然る時は偶然性は他の様相中の一つといふのではなく、關係的様相の消失、絶對的様相の孤立に對する漠然たる全體表現に過ぎない。勿論我々はその限りに於て、偶然性のはいと共に、基本的様相の絶對性格が最も鋭く刻み出されて現はれると言はざるを得ない。かくして實在境域の限界に於て、様相法則——それと共に在り方——は、徹底的に、全體の内部で妥當するものと全

體に就て妥當するものと分れる。様相的無記性が排除された所では、偶然も排除される。そしてそれが再來する所では現實性の實在法則、それと共に規定法則が排除される、これが即ち偶然の領域である。

## 第五章 生成の様相的構造

### 第二十八節 部分的可能性と時間關係

#### 〔一〕 實在諸様相と生成

嚴密に把握された實在様相を導入する時には、傳統的の考へ方とは或る種の反對に陥ることは、上で屢々顧慮された。しかもそれは、單に出來事を偶有的のものと解する極めて素朴な物體性の見方に對して反對するばかりでなく、更に靜的な考へ方を既に棄てた生成の觀方そのものに對しても反對するのである。この觀方は實在者の時間性にかゝつてゐる、そして一切の形象を過程時期の繼起に引き延ばすことを意味する、従つてどの形象も或る時に於て全體として共存しないのである。このことは人生にも宇宙空間に於ける天體の生成過程にも當嵌まる。存在層の相違はこゝでは何の區別も形成しない。

この引き延ばされることは、過去の時期はもはや存在せず、將來はまだ存在せず、現在の時期は、過程によつて兩方面へ繼續的に結び付けられてゐるにも拘はらず、唯一の存在者として前兩者から分たれてゐることに成立する。各瞬間に過去のものは更に後退する、將來のものは近づく。今の點は將來のものに向つて動く、將來のものは今にはいつて來る、一瞬間現在して、次に過去へ沈むのである。この際現在のものゝ將來のものに對する位置は、過去のもの

に對するとは甚だしく異なつてゐる。即ち現在のものは將來のものを、常にまだ決定されないものとして豫示する、一方過去のものは規定された動かさせないものとして自己の背後に有する。この區別は取り除けられない、これは時間過程の不可逆性に根ざす。

こゝで可能者と現實者との反對に關係せしめると次の結論を生ずる。即ち、過程時期の出現がかつてゐる條件連鎖は何時その都度の「今」に至るまで完結されてゐる、將來のものに對してはまだ開かれてゐる、即ち不完全である。一切の過ぎたもの、現在のものはその充分な規定性をもつが、併し將來のものはもたないと云ふことはこのことに相應する。又は様相的に言へば、一切の過ぎたもの、現在のものは現實性に達してゐる、併し將來のものはまだ非現實的である。次にこの後の過程時期に於てそれは絶えず現實になる、恰も現在のものがその時に於て、それと同じく凡ゆるそれ以前の諸時期がそれ等の時に於て現實的になつたのと同様である。

然らば將來のものがその不規定性に於て開かれてゐるとは如何なることか。將來のものも、その實在條件の連鎖が完數になる時に初めて現實になることが出来るのである、何となればその時それは初めて實在的に可能になるからである。このことは、それは今の處まだ實在的に不可能であるということ、そして過程の進むに従つて絶えず不可能者が現實になるといふことを意味する。

これに對して生成の自然的觀方が反對する、この觀方では可能なもののみが現實になり、不可能なものは現實にならないのである。この觀方からは事情は全く違ふ、即ち過程の各時點に可能性の多がある、これが合して開けた將來の地平を形成するのである。その後の經過に於て如何なる部分的條件が既存のものに加はるかに應じて、それはその

やうになり、又別なやうになる。この可能性の多にかの特有な不規定性、謂はゞ、一切の現實的なその都度行はれてゐる事象の中に素地附けられて見えるやうな將來のもの、多面性——極近い將來でもさうであるが——が基く。

\*これにはゼーゼマンのこの觀方に對する勝れた分析を参照せよ。(W. Seemann, Die logischen Gesetze und das Sein, Kowmo, 1932, S. 166ff., 166ff., 186ff. und viele weitere Stellen). 彼は生成に對するこの様相的の觀方を本來の實在存在論的の觀方としてゐる。この點私は彼に同意出来ない。私には彼には實在者の本來の様相分析が缺けてゐるやうに見えるのである。併し彼は問題は明瞭に把握した。

さて將來へのこの多面的な豫示に於て明かに選言的可能性の概念が存する、しかも部分的可能性の概念との特有な結び付きに於て存する。而してこの可能性概念は、我々が生活上一切の豫想に際して思ひ浮べる將來の觀方に對して極めてよく適合することは争はれない。即ち現在に立つてゐる我々に對して、將來は事件、機會、展望の多として自己を示すのである。我々は勿論その中の一つのみが現實になり得ることを豫め知つてゐる。併しどれが現實になるか分らないので、それがなる迄は、我々に取つて並行的可能性の多が成り立つ——しかも同一の與へられた實在狀況からである、こゝでは多の何れに對しても實在條件の連鎖は完全でないからである。

## 〔二〕 實在過程に於ける部分的可能性の諸了ホリ

さてこゝで嚴肅な問題が起る。即ちそれは、如何なる諸可能性であるかと云ふことである。本來の實在可能性は問題にならない、實在可能性は複數ではなく、不完全な條件連鎖からも生じない。併し有限理性の單なる幻惑でもない、それには關係が餘りに眞實である。實在條件の或る要素が現實的に存するのである。こゝからしては決して任意のもの

のが可能にはならない、何時も、既存の條件が許すか許さないかによつて、或る物が可能になり、他のものはならないのである。既に既存の條件によつて除外されるものは、選言の意味に於てもはや可能ではない。

現前の條件複合體はその不完全性にも拘はらず、やはり何處までも實在である。これは部分的可能性を形成するのみで、實在可能性ではない、併しそれが形成するのは實在關係そのもの、中に成立する部分的可能性である。而してそれは一切の同時的事件に對して同一であるから、次の如く附言することが出来る。即ち、この條件複合體は實在關係に於て一切の所屬の事件の共通の部分的可能性を形成すると。そしてこのやうな不完全な條件複合體から生ずる可能性の多は、それに於ける不規定性の多義性に外ならない、又はそれがそこで補足され得る方向の多である。

こゝまでは實在可能性の全體法則に對して矛盾はない。アポリーはたゞ次の間に存する。即ち、かく實在關係そのものに於て現はれる可能性は——實在可能性に對して——一體如何なるものか。これは實在可能性ではなく、しかもこれと同様に何處までも實在的な條件連鎖（たゞ不完全ではある）に基くが故に、それはどの境域にも正しくは屬さない、論理的とも亦理念的とも、又、認識可能性なども解することが出来ない。これは何かの仕方で過程時期の實在關係に屬することは明かであるが、生成から離して考へることは出来ない。否、それは生成に於ては極めて規定されたものを意味する。即ち、一定の一度生じた條件からは何時も事件の制限された總體が可能であり、無制限の總體は可能でないと云ふことを意味する。既に存在する諸條件が、それは言ふまでもなく放棄され得ないのであるが、それを制限するのである。この制限は何處までも實在的のものである。石が傾斜を轉つて、その際或る道を通つた時、もはや別な道に戻ることは出来ない、石は續けて下の方へ右左と走ることが出来るのみである。問題はこの「出来る

こと」と「出来ないこと」との様相的意味である。この意味を把握することが成功すれば、實在過程に現はれる選言的可能性の存在性格が明瞭になる。

この第一アポリーに對して第二アポリーが現はれる。この可能性の實在性格が示されると假定すれば、それによつて現實者と並んで空に浮いてゐる可能性の幽靈が再び實在界に入來することになる。何となれば正にそれによつて、出來事の各時期に於て、一つの「色々な可能者の全地平」——實在現實者が過程の進行に於てそこで初めて選ばれた場合として自己を拔んずべき——が定立されることになるからである。實在境域はそれによつて再び不統一的とならう。それは可能的なものと現實的なものと二種の存在者から組立てられてゐることになる。こゝで實在者の重みは勿論後者にのみ存する、併し現はれ又沈んでは空しくなる諸可能性の波立つ群によつて圍まれることにならう。この群は現實者の前によるめきながら現實化に對して一種の道開きをすることになる。

### 〔三〕 時間的に狹まる可能者の圈

これ等のアポリーの解決は次の如く考へ得られるかも知れない、即ちこゝで實在法則の靜的觀方に對してこれを驅逐すべき新しい動的の觀方が現はれるといふやうに。然る時には決定的の一步は時間性の導入になければならぬ。そして實在過程は、分裂法則及び全體法則に基いたのは違つた別な實在可能性を要求するであらう。

勿論これに對して、この實在可能性こそ實在事象の、従つて時間的過程の可能性であつたことは容易に示され得るであらう。併しそれによつてこの觀方の要求は放棄されない。それ故この觀方を詳しく研究して、これを齊合的に吟

味することが必要である。何となればこの観方は既に言はれたことではまだ盡きてゐないからである。

制約者と被制約者との關係に就ては時間性は、現在のもの、條件は過去のものに、將來のもの、條件は現在（及び過去）のものに存すると云ふことを意味する。一般的には各過程に於て、條件は時間的に被制約者の前にある。さて實在可能性は條件に基くが故に、或る事象の可能存在もその現實存在に先立たねばならぬ。それ故各々の「今」に於てそこで現實になつたものは既に將來のもの、或る種の條件をも含む、將來のものはこれ等の條件に基いて「單に可能的のもの」である。何となれば條件は完數的ではない、可能性は單なる部分的可能性であり、従つて色々の可能性の多に分解され、それが其の都度の可能者の地平を形成するからである。

さて然るに時間は進み、それと共に過程も進む。現在のものは過去に退き、將來のものは現在にはいる。このことは單なる可能者から現實者が生ずることを意味する。さて現實存在はもはや不規定性を許さないから、現在にはいることは同時に多くの可能性の中のどれが現實になるかの決斷を意味する。決斷と同時に他の諸可能性は無に沈む。それ等は不可能性になり、それによつて分離する。

これ等の事象は一度に突然完成されない、連続的になされる。過程の進行に連れて絶えず可能性が取り除けられる。可能者の圏は、瞬間から瞬間へと新しく加はる條件に應じて段々狭くなる。條件の連鎖は充され、遂に完全になる、然る時には只一つのことのみが可能で、それが現實になる。これが部分的可能性が完全な實在可能性に移る時期である。過程はなほ進むから、今現實になつた所のものは、その後の諸可能性の部分的條件になる。過程は靜止しない。それは出來上つたものを越して進む、それを過去に沈ませる。各々の今からして新しい「可能者の圏」が開け、

これが同様の選擇に委ねられる。

さてこの観方から何が生ずるか。重要な結論は、その都度の多くの可能性の運命に關する決斷が——即ちその一つを現實性に高め、他は排除する審廷が——、實在過程が齎す諸条件のうちに含まれて居らず、それと並列的な獨立な（自由な）力であることが證明される時にのみ引き出される。その時にはすなはち恐れられた決定説が解體する。その時は「諸可能性の開けた地平」は自由の領域を意味する。要するにその時に、この全觀方によつて本來人が證明せんと欲することが充されるのである。即ち、世界過程に於て必然性が支配せず、人間の自由の餘地のあることが示されるのである。

さて、徳性と精神的自律のための配慮は餘計なものであること、自由のためには全く別な遙かに完全な仕方配慮されてゐること、自由のためには非決定説も間様相的法則に對する壓制も必要としないことは、既に上（第二十六節）で示された。併しこれ等の事柄とは全く別に、實在過程のそのまゝの進行に於て決斷の審廷がどんなものかを、今こゝで充分に明かにすることを要する。

## 第二十九節 不決斷性と決斷の謎

### 〔一〕 新しい諸アポリーと理論の當惑

さてこゝで諸理論の大なる臆測が始まる。何となれば元來「可能性地平」の辯護者に浮ぶやうな、人間の意志の如

き決斷審廷こそ、こゝに引き入れてはならないものだからである——、然る時には擬人的な様相概念による詐偽的賭博は直ちに見透かされるであらう。それ故彼等は他の方策を求めねばならぬ。

併しその方策を得ることは困難である。一番手近かに提供されるのはアリストテレスの潜勢概念である。潜勢とは何物かに對して素地附けられてゐることであり、その實現は動かす原理にかゝつてゐる。この原理がはいるか否かによつて素地は實現されたりされなかつたりするのである。併しこのことは過程の目的構造を豫想する、而して目的構造は一般に一切の實在過程に對して要求することは出来ない。その上更に重要なことは、或る過程の任意の通過時期は、如何にしても將來の時期の素地として解すことが出来ないことである。尤もこのことは或る一定のものに對する素地があるやうな時には可能であらう、その時には経過に於てこの一定のものが出て来るか又は何も出て来ないといふことになる。併し自然過程の多數はそのやうになつてゐない、可能性の多も固よりさういふ風には考へられてゐない。そのやうな多の意味での潜勢は全然非アリストテレス的面貌を獲得するであらう。潜勢は同時に無限の多に對する素地とならねばならぬことになる、それ故この素地では素地附けられてゐるといふ本來の意味は全く撤廢されることになる。何となれば素地附けられてゐることは、方向が確定してゐる意味があるので、無際限の不規定性では意味がないからである。不規定性に對して潜勢概念が考へ出されたのであつた。

勿論「可能性の地平」は制限されたものであらう。併しそれでは不充分である、何となればこゝでは——條件連鎖の不完全に相應して——或る種の不規定性が依然本質的だからである。こゝで遠く離れてゐる過程時期を選びさへすれば、その際制限は益々緩かになり、結局見渡し難き多岐に陥ることが見られる。例へば新築の家に就て、それが倒れるかも知れないと言ふ時、それは何のことであらうか。それは有意味的には例へば次のやうなことであらう。即ちそれは何時か時の経過の間に震動によつて、又は地面の沈下によつて裂け目を生じ、それが次に結果を伴ふ、色々の同じやうなことが起り、同様の結果を生ずることが出来る。併し家が倒れることに素地附けられてゐると考へることは意味を有するか。明に有さない。事件の多岐性がすなはち潜勢性を除外するのである。

このやうな潜勢概念は全く曖昧になる。これは漠然たる不規定性に墮し、單なる普遍者の意味に近づく。論理的には普遍者の個々の場合に對するは、丁度單なる可能者の現實者に對する關係である。普遍者は部分的可能性と共に、不規定性と選言性とを共有する。實在境域に於ても構造要素としての普遍者がある、しかも形象にも又過程にもある。それはよく見ると、實在界の過程と組立に於ける同質性又は類型性に外ならない。實在的普遍者は、その場合合を選言的並行性と非決定性に於て包括し且つ自己の下に有する限り、それは可能性の複數性に類似して見える。

部分的可能性の性格を規定するために、此處に普遍者を入れようと試みる時に、そのためにはそれが無能であることが初めて充分に示される。こゝでは潜勢に於けるよりも更に一層決斷が求められないばかりでなく、決斷は特殊の場合が初めて齎す、併し特殊の場合には普遍者からは却つて不規定的なのである——普遍者は實在者に於ては全然獨立には現はれないのである。普遍者は實在の諸場合そのものに成立する、一定の見方に於けるその同質性に外ならない（他の見地からは常に同様に本質的に非同質的である）。我々は例へばそれを過程の法則として知つてゐる、併しこの法則はたゞ實在的過程そのものに成立する、それと並んで、その外にあるのではない、又時間的に何等かそれに先立つてあるのではない。それはたゞ思惟の抽象に於てのみ引き離されて現はれるのである。



科學は洞察（概観）の目的のためにそれを取り出すのである。併し科學も法則が自然過程の経過と並んで存するやうには考へない。科學はその対象と同一ではない。多なる場合に於て共通なものを取り出すことは、取り出したものを分離した存在者と考へない限り、正當である。併し一つの過程の實在的時期に於ける「諸可能性の多」の條件基礎を普遍者として解しようとするならば、それは丁度普遍者を實在的にそれ自身で存立するものと考へる誤謬を犯すことである。何となれば丁度それは普遍者が諸場合の前に、その場合の何れもが現實になる前に存すると考へることだからである。これは不可能なことである。

實際に於て人は全然別なやり方をした。人は普遍者の、論理に於ては正當な獨立性を主張し、それをよく吟味しないで實在關係に移した。論理へのこの脱線、間接には本質の領域への脱線は、その真相を曝露する。これによつて、こゝでは實在者はもはや全然眞面目に問題にされないことが見られる。諸場合の一つの普遍者が現はす可能性は精々本質可能性である。かゝるものは實在者の部分的可能性ですらない。これは一體にして實在條件に基かない、それは全體性なしに存立するばかりでなく只一つの條件なしにも存立する。更に、この普遍者のなかの丁度一つの場合が何故實現されるかは、このやうな可能性からは少しも説明されない。それは實在に對しては何の保證をも與へ得ない別な存在領域に存するからである。理念的存在からは寧ろ一切の實在者は偶然である。

理念者及び本質の領域を可能者の領域と考へることは古い誤謬である。近代の最も有名な思索家達がこの誤謬に陥つた、ライブニッツはその「可能な世界」を以て、カントはその「可能なターレル」を以て。この迷ひがある限り在り方の解明は望まれない。こゝでは實在可能性は本質可能性から區別されない、實在必然性は餘計な概念になる、何

となれば丁度その時には實在者は偶然的だからである。この種の結論の最も甚だしいものは、近頃現相學者によつてなされたものである。こゝで實在の場合と本質との關係を想像せよ、個々の場合は偶然的で、本質は必然的とされた。それ故個々の場合、それと共に全實在界は括弧に入れられるのである。そのやうな謀略によつて存在論の地盤は終局的に棄てられた。存在は現相と取り換へられた。而して現相に於ては在り方と存在様相とが混合された。人は本質を把握しようと考へ、そして——實在者を逃がした。實在者は非本質的世界として烙印してしまつたのである。

### 〔二〕 偶然による理論の實驗、新しい諸不齊合

理論の模索は一步も進まない。本來の「決定的の審延」が何かは告げ得られない如くである。これに對して、現に行はれてゐる各實在過程では、瞬間から瞬間へと決定が行はれ、しかも何時も多くの可能者から——かゝる可能者が成立する限り——只一つのもが現實になるといふ事實が依然として成立する。

若し時間そのものにこの選擇の責任を負はすことが出来るならば、それは兎も角一つの方策であらう。時間そのものは同形的、無内容、單に次元的な或る物であり、その上絶えざる流れであり、流れに於ける一つの秩序の型である。併し時間はそこで流れ、その秩序に従ふところのものではない。時間そのものは何も規定しない、時間は何も齎さない、何も呑み込まない。時間は「時熟」しない。出來事の方が時間に於て時熟するのである。時間に於て互に導き出し、互に押し合ひ驅逐し合ふのは出來事である。規定し決定するのは出來事である。時間は流れの中立的な實在形式である。時間は決斷しない。

かくて決定的審廷としては「偶然」の外は何も残らない如くである。併しこれは全問題の存在論的失敗である。偶然を引き入れることは、決定的の審廷がないといふ宣言に等しい。これは方策ではない、一切の方策の斷念である。その上「偶然的決斷」によつて人は全く別な諸困難に陥る。

偶然は制約關係のなくなる處に始まると云ふことには、何の困難もない、假令その始まることそのことは理解出來なくとも。併し部分的可能性の觀方からは制約關係はなくなならない。部分的可能性は寧ろ實在諸條件の一定の複合體に基く、たゞそれは不完全なだけである。部分的可能性はそれによつてのみ實在關係の性格を有し、それによつてのみその開く「可能性の多」は制限されたものになるのである。併しこれ等の諸條件の様相は如何。これ等の諸條件は偶然にそれ等があるものであると言ふのもあらうか。上の觀方はこのことを明確に否定する。この觀方からは、これ等の諸條件は過程の過去の時期に一義的に根差してゐる、それ等がなつたよりも別様になることは出來ないのである。それ故これ等の諸條件に取つては、實在必然性はその特殊の相在に至るまで豫想されてゐるのである。

併しこれ等の條件も昔から存在したのではない、過程の經過中に生じたものである。それ故これ等の諸條件もそれが現はれた時には、規定的の要因として、絶えず自己を充足して行く制約複合體の中にはいつたのであり、それによつて各々その部分に於て「可能性の圈」を制限したのである。さて一切のこれ迄の——即ち或る一定の今に到る迄現はれた——要因に對して、充全な實在規定が妥當するならば、然らば、同一の實在規定を後に現はれる諸要因に對して否定することは如何にして可能か、後に現はれるものも過程の一樣な經過に於てそれ等と同一であり、同様に來るべきものを規定するのである。こゝで二様の働きは明かに許されない。それは過程を二種の經過に分裂することにな

るであらう、その中一つの經過は今まで、他は今から將來まで廣がることになる、前者は規定された時期の順序で、後者は規定されない順序で行はれることになる。これは全然矛盾に歸着する、何となれば、過去と將來の限界は「今」の進展に於て共に推移するからである。それによると同一の部分出來事は初めは偶然的、後には必然的となることになる。このやうな考へ方は明かに將來のものを偶然的のものと、過去のものを必然的のものと混同してゐる。こゝで過程の統一は見られない、何となれば過程は「今」からの時間觀點の二元によつて分裂されたからである。

かくして生成の眞の力學が誤られる。人は自ら過程の中にはいれば、特に甘く行くと考へる。人は同時に考慮の視點を「今」の中に置く。併しその凡ては役に立たない。何となれば考慮はこの今を固定した基礎の如く、恰もそれが靜止してゐるかの如く取扱ふからである。かくて人は前を見るのと後を見るのとの二重觀點によつて、時間的の經過を二つの異質の部分に分つ。その際、一方では凡てが規定され、他方では凡てが規定されずに見える。根柢に於て靜的な生成の觀點のみがそのやうな結論に導くことが出来る。併し明かにこの生成を靜止させるそのことの中に根本の間違ひが存する、これが上述の一切の不齊合的な結論を伴ふのである。生成の停止——謂はゞその自然性權奪——を遂行せしめるものは思惟の抽象である、同時にまたその時間展望に對するその餘りに素朴な具體性の要求である。勿論生成の實在的の流れはかゝる思惟によつて廢棄されない。思惟はこの流れに對して何の力も持たない。抽象は何處で如何にこの流れに反對しようと自己自身不正に陥る。それは生成の祕密を掴み損ねる。

### 〔三〕 時間と生成の擬人的概念

こゝで基礎になつてゐる抽象的な時間觀念は、人間が過去のことには一定の知を有しながら、將來のことには無知であることから取られたのである。それ故これは眞に素朴な觀念である。實踐的考察をなしてゐる自我には、時そのものは二つの觀點に分たれる。その自我は今に結び付けられてゐるので、それ自身その考察と共に於て立つてゐる流れを認めないのである。考へられたもの、靜力學は今を恰も靜止するか如く見せしめるのである。その結果は一系列の誤謬である。その中二つのものは第一にこの場所で考察するに値する。

第一の誤謬は將來を可能性の領域と考へることである。この領域は、現實性の領域としての現在及び過去のもの、領域に對して、時間的に區別せられる。即ちこゝでは可能者と現實者との間に時間的の區別がなされるのである。その結果、一つの實在界は違つた様相の二つの存在領域に分たれて現はれる。勿論それによつて空に浮いた可能性が再び呼び戻される。併しこのことは假りに正しいとしても、もつと大きな困難が残つてゐる。詳しく言へば、人は更にこのやうな分割に、將來は常に何かの仕方、即ち正に可能なものとして現在の中に代表されてゐるといふ觀念を結び付ける。そしてこのやうな可能者と現實者との共存立を、人は將來的のものと現在のものとの一種の結合、謂はば現在の將來負荷と考へる。

このやうな將來負荷のあることは誰も争はないであらう。たゞそれを如何に了解するか、問題である。即ちそのためには人爲的な思想の工作を施す必要はない、時間展望に於て可能的なものを現實的なものから離す必要はない、況んや後で現實者の中に可能者を混ざる必要はない。それには生成の單純な時間的經過で充分である、即ちそこでさなくとも條件連鎖が絶えず充され、それによつて各々の時に於て再び他のものが實在的に可能になる限り。條件連鎖の

成立に於ける時間的繼起そのものが、後に續くものをそれに先立つものに既に充分強固に結び付ける。何となれば、各々の條件に、絶えざる繼起に於ける被制約者の實在依存が掛つてゐるからである。將來負荷の謎は實在規定の法則によつて簡單に解かれる。

併しこゝに第二の誤謬、即ち様相相違の・時間性への誤れる還元が隠されてゐる。この還元も、在り方の反對(理念的——實在的)への還元と同様に誤りである。そこで可能者が普遍者——即ち理念的存在の意味で獨立化された普遍者——として誤解された如く、こゝでは將來のものとして、即ち時間の秩序上現實者から分離されたものとして誤解された。何れの考も可能者を不規則的のものとして把握せんとする要求から生ずるのである、兩者とも明かに主題轉換である。兩者とも様相の地盤を棄て、ゐる。その上時間關係への還元は更に時間觀念の甚だしき歪曲である。何となれば將來のものは、實際その時に於ては、現在に於ける現在のものと同様に實在的に現實的だからである。勿論それは今現實的ではない、それ故にこそそれは將來のものである。併しそれは今可能でもない。それは現在のものがその時に可能であると同様に、その時に實在的に可能である。今に附着する抽象的な時間概念が、將來のものに對して重要性のより少ない、より不規則的な又は弱められた在り方を與へようとしても無駄である。將來のものが現在のものと同様に實在者の厳しさを有すればこそ、人間が素朴的に自己の運命と感ずるもの、刻々の接近が、重要性を獲得するのである。單なる可能者には、假令それが近寄つても何人も頭を悩まさないであらう。それは單なる普遍者としてもはや彼には關係がないであらう。

それ故「單なる可能者」としての將來のもの、觀念に魅力を與へるものは、それに於ける誤想された非決定性であ

る。併しこの問題は、この仕方では解けない。却つて反對に決斷の審廷を示すべき凡ての可能性がこゝでは切斷されてしまつてゐる。その上、既に非決定性そのものが非常に疑はしい。部分的可能性が豫想されてゐるから、従つて元々制約及び依存關係が豫想されてゐるのであるが、何故それがたゞ二三の實在要因に妥當し、凡てに妥當しないかは見られない。非決定性と決定との全反對はこゝで疑はしくなる。これは最後の根柢に於ては擬人的な對立である。人間の現在展望からは、もし彼が意思する者、行爲する者として、將來のものを眺めて決斷を下す時には、丁度さう見える。彼は多くの可能性の不規定性に當面すると信ずる、その點に自己の活動の餘地を認める。實際に於ては彼の自由は、全く別なものである。自由は、自己の發意を實在要因として、既に存立してゐる要因の複合體の中に挿入することである。このことは、實際に於て、彼が影響せんとする出來事がまだ將來のものである時には、許されてゐる。それ故將來のみが彼の發意に委ねられてゐる。併しこれは將來のものゝ不規定性にあるのではなく、そこに加はる高い規定の要因に對して因果關聯が無記であることに存する。この關聯は即ち目標に結び付けられてゐない、この關聯は如何なる異質の規定者でも、それが自己に結合することを心得てゐる限りそれを取り上げ、それに對して全體規定に於て働くことを許す。併し將來のものゝ規定性は人間の發意がいらなくとも——その都度現實になつてゐる實在狀況からして——完全である、たゞそれがいつた時とは別なものであるだけである。

結論の歪曲が眞直に危険な自由問題の領域にまで入り込むのが見られる。しかも、自由に對する配慮こそ思辨をして、擬人的な時間概念と、同様に擬人的な様相概念の迷路に誘つたものであることは見逃せないのである。何となれば、非決定性の意味での可能存在は、實在者にはどこまでも知られないものだからである。實際、生成の様相的構造

は、それによつて意志自由の實在構造と同様に誤られる。こゝで理論は危険な迷路に誘はれてゐるのである。嚴格な様相分析への歸還のみが理論を再び平坦な規道上に引き戻すことが出来るのである。

更に最初の二つに結び付くその他の諸誤謬の中、こゝではたゞ、如何なる眞の規定も如何なる必然性も、將來のものゝ現在のものに結び付けないといふ考のみを述べる。將來のものを單なる可能者として見る觀方によれば、諸可能性を一つ一つ現實にして行く・次々の決斷は偶然の事柄とならねばならぬ。それによつて、過去及び現在に對して豫想された生成の経過に於ける規定的關聯は將來に對しては取り除けられることになる。さて一切の實在出來事は、將來から近寄り、過去へ去るのであるが、この考からはこの近寄ることは偶然のこととなる。然るに後にそれが過ぎた後では必然的であつたといふことになる。これは明かに矛盾である。實際人はこゝでもはや實在的生成を見てゐるのではなく、生成の意識に於ける様相の相違を見てゐるのである。時間的觀方の擬人的二元によつて實在過程の統一は把握が出来ないやうにされたのである。

### 第三十節 實在條件と實在決定

#### 〔一〕 決定の唯一の可把握的な實在審廷

我々は方針を變へて、これ等の一切の消極的な契機に對して、積極的なものを立てることを求めなければならぬ。「決定の審廷」をすぐには示すことが出来なくとも、それが一體にしてどの方向で求めらるべきかを先づ一度明かに

すべきである。

何となればこれ迄は明かに原則的に間違つた方向で求めてゐたからである。それが發見されなかつたのは怪しむに足りない。潜勢、普遍者、將來のもの、否、一體にして不規定的なもの、非決定的なものとしての可能者との對立では決定の審廷は見出され得なかつた。併し恐らく逆に、過程そのものに於ける實在狀況の個的に一回きりのものに於て見出され得ないだらうか。恐らく却つてその都度に現在のもの、又は過去のものに於て見出され得ないだらうか。

今日將來のもの、過重は通俗的になり、又取り去り難くなつてゐるが、恐らくこれは存在論的に誤れる概念、例へば單なる擬人説ではなからうか。否、その都度の現在のもの、中に、傳統的可能性概念に基いて吟味されずに不規定性が取り入れられてゐるが、實際にこの不規定性がそこに存するか、まだ極めて問題である。然る時には非決定性といふことも問題である。と言ふのは、「決定」は、人がそれに就て自分でなした豫想に應じてそれを見逃してゐたのであるから、却つて人が少しも思ひ掛けない所にあると云ふことが證明され得るかも知れないといふことを意味する。

かくして上の諸見解の論議によつて得られた唯一の積極的結果は、一見消極的のもの、やうである。即ち、過程に於て假定された不規定性の疑問性といふことのやうである。無論、不完全な條件連鎖は實際色々違つたものを可能として残すといふ點は動かさなう。併しその後の経過で色々ものは狭まつて、何時も或る時期では只一つに縮まるから、そこで問題は、この狭まること、縮まることに於ても、現在のものにそれを成立さすべき或る條件が一體ないかと云ふことになる。もし然りとすれば、多くの可能性の中どれが充分な實在可能性に——従つてそれによつて現實性に——達するか決定は、豫想された不完全性にも拘はらず、やはり「可能性の地平」をも限局するのと同

じ條件連鎖の中に、その根據を持たねばならぬことになるであらう。

實際、決定の殘餘に對して條件連鎖そのもの以外に一體何が殘るか。もし我々が偶然を煩はし、事情に對する一切の了解を斷念するのではなかつたなら、固より可把握的な實在審廷を捜さなければならぬ。勿論、そのこと、してはそれは神意に存することもあり得よう、又はこの古い觀念を世間化して、宇宙的目的の支配、動かす形相實體、存在する素地體系の中に認めることも出來よう。併しこの種の考案は研究のこの場所では時代遅れである。今日ではもはや昔の思辨的形而上學に於ける如く、假定の吟味や辯護が問題でなく、與へられたもの、單純な範疇分析が問題である。勿論實在の世界には目的設定がある、同様に目的的な實現がある、併し兩者とも示され得るのは人間の意思、行為の範圍内に於てある。素地體系もあるが、併しそれは有機的過程の或る形態に於てのみである。何れも狭く限られた存在領域で示され得るのみで、世界に於ける生成の廣い多様性には移され得ない、従つて一般に實在過程の性格にも妥當し得ない。

實在過程は寧ろ一般に、これ等の特殊のものにも活動餘地を示すが、併しその根本性格に於ては遙かに簡單な規定の形式を要求するものと考へられねばならぬ。そのやうなもののみが、より高い存在層の特殊化が要求するやうな廣い上部形成の能力を有するのである。

## 〔二〕 條件連鎖の充填の進展と不斷の「決定」

一つの實在過程の諸段階は「前後繼起」の順序で現はれる、その際時間の法則に従つて順序の方向意味は不可逆的

である。この型の中に多元的可能性理論の様相概念を入れる時には、順序の意味は、多くの可能者の中各時點に於て選擇的に只一つが現實になると云ふことである。さて様相的根本法則(第七節の五)によれば、凡そ可能なものは、現實的條件に基いてのみ可能である、單なる可能な條件に基いてはならない。それ故過程に於ては時期から時期へ、その都度の「可能性地平」の諸條件は既に現實性を持たねばならぬ。即ち、それ等の諸條件はそのものとしては先立つ時期に於て現實になつた所の諸要因に基いて今現實になつたものでなければならぬ。この關係は過程時期の順序に於て絶えず維持され、決して倒逆されないものである。然らざれば、後の時期は以前の時期に先立つて現實になつてゐるか、又は將來の地平を形成すべき色々の可能者が單なる可能者に基いて可能とならねばならぬだらう。前者は時間の法則に、後者は様相の根本法則に反する。一つの場合では過程、他の場合では可能性の可能存在が廢棄されるであらう。

それ故前なるものから後なるものへの時の方向を以て進む過程時期の依存が成立することは争はれない。上に假定された多元的可能性概念は丁度このことを豫想する。何となればこの概念は將來のもの、凡ゆる不規定性にも拘はらず、現在のもの、充分な規定性を要求するからである。それはこの不規定性すらも限局されたものと考へる、即ちその都度現實になつた要因によつて制限されたものとして、即ち規定されたものと考へるのである。かくて現在のもの、過去のものへの依存、將來のもの、現在のものへの依存が成立する。しかも「可能性の圈」の先行者によるその都度の限局が充分に且つ完全に規定されてゐるといふ意味に於て。

さて然るに限局そのものは前進的で、次第に狭くなる性質のものである。そこで制限そのもの、進程が何に基くかが問題である。理論は、條件連鎖の前進的完全化に基くと云ふ。その都度「現實になつたものとして」の條件が多く

共在する程「可能性の圈」は一層狭くなる。それ故絶えず新しい條件が加はる。然るにそれは現實的の條件で單に可能的なものであつてはならぬから、そこで更に問題は、條件連鎖を充填し、可能者の圈を制限する所のこの現實者は絶えず何處から來るかといふことである。

然るにこの間は、求められて來た決定審廷が何であるかといふ問と同義である。何となればその決定は過程に於て突然下されない、段々と下される、これは諸可能性の前進的制限と同一だからである。もつと詳しく言へば、それだけで一つの可能性が現實になるまで凡て濟されるといふやうな只一つの決定が問題ではない、絶えず補足される決定の一系列が問題である。これ等の諸決定に於て規定が進む、仕舞にたゞ一つの充分な實在可能性の單數に歸着する。然る時には諸條件が完數になるといふことは、一つの可能性のために終局的に決定し、一切の他のものが排除されることである。それ故全過程はこの一つの可能性の絶えざる實在可能化、従つて同時にその實在現實化である。

### 〔三〕 實在諸條件のその都度の複合體に於ける

#### 「決定」の包含

今やこれ等の考察に於て暗黒に光が射し始める、今や絶えず新しく現はれ、「可能性の圈」を狭める諸條件が何處から來るかを告げることが出來れば、決定的審廷の問題は答へられたことになる。生成の規定的構造に於てその様相的構造が明かにならなければならない。

そのためには、今はたゞ過程時期の原則的同質性を反省すればよい。明かにこゝで二種類の法則、過去の時期（現

在も含めて)に對して一方のものを、將來に對して他方のものを妥當せしめることは出来ない。各將來の時期は、絶えず現在に上つて來、再び過去に去るからである。一つの靜止せしめられた「今」を基點としてなされる一切の觀察は、そのやうな連続的な進行の前には無力である。それ故かゝる觀察は棄てねばならぬ、時間性と生成を具體的に見ようとするその試みが抽象であることが示された、それが擱まうとした所のものゝ、即ち生成の力學を誤つてゐる。我々はその代りに、時間的過程を謂はゞ横から眺め、過程の諸時期を同様のものとして定立することから出發しなければならぬ。

さてこゝで反省せよ。上述の觀察は、任意に選ばれた現在の過程時期に於て今與へられた・即ち既に現實的になつた實在條件の複合體から出發した。これ等の諸條件はその前條件を過去に於て、即ち、過程のより早い時期に於て持たねばならぬと云ふのであつた。それ故その現實性は、嚴密に實在存在論的の意味で、前なる現實者に基いて實在的に可能になつたものでなければならぬ。然る時は同じことが條件の増加してゐる次の過程時期にも妥當せねばならぬ。即ち、それはそこに加はつた條件と共に現在の時期の現實性に基かなければならぬ。それ故この後の時期に加はつた諸要因も同様に前なるものゝ、諸要因に基いて實在的に可能になつたものでなければならぬ。恰もこの後の時期の諸要因がそれに先行する時期の要因に基いた如くである。

換言すれば、「やつて來る所のもの」の實在要因の一部が一體にして何時も時間的に先行し、その都度の現在のものに含まれて居るならば、それと同じ序列にある實在要因の他の部分をそこから除外することは如何にして可能であらうか。これ等の他の諸要因は勿論現在にはまだ現實になつてゐない、併しそれ等は現實者に基いてのみ現實的に可能されてゐなければならぬと。

その都度存在する「多くの可能性」のどれが現實性に達するかの決定は、それ故既に現實になつたものゝ中に、現在のものと過去のものゝ中に存しなければならぬ、即ち既に與へられて現在する諸條件——これは「可能性の圈」を制限する——も存する所に存しなければならぬ。然るにこのことは、決定はその都度與へられた實在諸條件の複合の中に何かの仕方が含まれてゐねばならぬと云ふことを意味する。そこで次の結論が生ずる。即ち、若しこの條件複合體が「諸可能性」を限局すると同時に、その諸可能性の何れが現實になり得るかの決定を與へるならば、實際は初めからそれによつて許されてゐる「諸可能性の圈」はないのである。「諸可能性の多」はなくなつて、一體にしてたゞ一つの實在可能性が成立するだけである。而してそれが即ち過程の進展に於て現實になる所の可能性である。

こゝに於て生成の様相的構造は全く別な面貌を示す。多元的可能性理論の觀方はなくなる。選言的可能性はなくなる、可能性の實在法則は實在過程に於て維持される、それと共に實在者の全間様相的法則が維持される。而して部分

的可能性は條件關係の内部に於ける從屬的契機に墮する、この條件關係の全體性が各過程時期に於て次の諸時期の實在可能性を形成するのである。

### 第三十一節 生成の規定的及び様相的構造

#### 〔一〕 諸過程の結合と全體過程

實在過程の様相的構造に於けるこの事情は、屢々洞察され且つ原則的に言表されたにも拘はらず、絶えず暗まされる理由は何處にあるか。ゆゑしい哲學的頭腦の人々もこの點では誤つてゐる。部分的にはその理由は適當な様相分析がないからであらう。實在界に對して、特に生成に對して未だ嘗て様相分析がなされたことがないやうである。又傳統的な様相概念でこの分析を企てることは望みがないに違ひなかつた。併しこの理由は唯一のものではない。

寧ろこゝではもう一つの極めて人間的な錯覺の源が基礎になつてゐる。これこそ不可避的に實在過程と實在可能性の關係を曖昧にするものである。これは個々の過程を把握の仕方によつて分離する傾向である。これをなすのは思维的抽象のみではない、日常の無反省的な直觀もそれをなすのである。兩者とも個々の過程を、恰も各々がそれ自身で他から影響されずに、相互に關係なく流れるかの如く看做すのである。少くとも孤立した關係のみが見られ、一切を結び付ける遍通的の關係は見られないのである。

このことが此處でどれだけ決定的に影響するかは容易に見られる。「諸可能性の地平」に於ける本質的のもの是不規定性である。不規定性は條件連鎖のその都度の不完全性に基いて存立する筈であつた。かくしてのみ個々の可能性のその後の運命が決定されずにあることが出来たのである。併し、その現在の時期が觀察された個々の過程が、平行に走る多くの諸過程の一つに過ぎず、そしてその多くの諸過程が相互に本質的に影響するならば、どんなことになるか。然る時には現在の時期はもはや與へられた諸要因の狭く限局された複合體ではない、然る時には見渡し難い程の多くの諸要因がそこへ規定的に働く、條件複合體は遙かに豊かなものとして、後續者の現在のものからの規定性は遙かに大きいものとして示される。觀察に於て、或る一定の時點に於て起る事象の範圍を充分廣く取る時には、そこでは規定性は何處までも纏まつたものである。然る時には現在の諸條件の廣大な多様性からはもはや決して多くの可能性は許されなくなり只一つのみが残る。

このことは過程を分離する時には見られない。廣い實在關聯から人爲的に限局された過程時期は、勿論同時的諸要因の現實的の多様性からの小斷片を示し得るのみである。そのやうな斷片からは勿論、不規定性、可能者の多岐性、非決定性が依然存立してゐなければならぬ。併し世界事象の實在關聯に於てはそのやうに分離された個々の過程、並にそれに相應して切り出された分離された條件複合體があるかといふことが、非常に疑はしくなつた。こゝでこの種の一切の分離は主觀的で、たゞ抽象に於てのみ、又は直觀的の把握の仕方にも成立するものであること、併し實在の世界では一切の個々の過程は世界出來事を形成する全體過程の統一の中に不離に結合されて經過すること、それ故各斷片は一切の同時的なものが全體狀況の統一の中に結合されてゐることを示すといふ見解を人は拒むことが出来ない。

このやうに解された全體狀況——即ち各瞬間別なものとして、併し纏つた全體としてそこに存在するものとしての



——からは、狭い又は広い地平をもつたその都度の諸可能性は幻想的である。否、一體にして將來のものが、現在のものから單に可能であるか、それともそれが可能であると同様に必然でなければならぬかは極めて問題である。このやうに考へて初めて厳密に把握された實在者の様相的範疇に相應し得るのである。現實的に可能になる一切のものがそれによつて同時に實在的に必然になるといふことは、直接に諸條件連鎖の同一から質料的に證明された(第十九節)かの逆説的包含法則の内容であつた。この法則が今や生成の規定的構造に於て眞であることが示されたのである。即ちそれは初めからそれが要求してゐる所のもの、即ち生成の様相的法則としての自己を證明したのである。

恐らくもつと重要なことは、かく考へて實際人間の經驗の歩みに相應することが出来ることである。勿論早急な、漠然たる類推によつて普遍化するやうな歩みにはないが、徐々と進み、注意深く吟味する科學の歩みに相應する。勿論科學も過程に於ける一切の依存を示摘して、一切の實在可能性を唯一の可能性として、即ち必然者として證明することは出来ない。併し科學は、實在要因の組立が発見される所では、何處でも必然性が発見されるもので、決して不規定性又は非決定性が発見されない、況んや決定の偶然性は発見されないことを教へる。經驗のこの事情こそ、決して諸可能性の多が存在したのではないこと、従つてその一つが現實になる時に、既に存在する諸條件の外に何等別な決定的の審廷を要しなかつたことを極めて一義的に示すものである。

決定——今でもそれをさう呼びたいならば——は寧ろ一つの全體過程の時期としての前なる時期の全體の中に既に含まれてゐたのである。多くの可能者の代りに一體にして只一つが實在的に可能であつた。そしてこの一つは同時に實在的に必然的であつた。他のものは即ち起ることが出来なかつたのである。

こゝで更に、諸條件の全體は同時に充足理由であるといふ命題が證明されてゐる。然るに理由の充足であることは充分な決定性に外ならない。

### 〔二〕「可能性の多」と實在可能性

最後の諸命題は勿論「可能性の地平」を少し早急に消失せしめた。これに對して、過程に於ては實在條件の連鎖は漸次に充されるもので、従つて一定の時期には後に生ずる條件がまだ缺けてゐるから、この充足はまだ完成してゐないといふ事實がまだ征服されないで存する。この事實は、人が相關聯する過程の束を於て觀察する内容的廣袤から獨立に成立する、假令如何なる廣袤もまだ出来上つてゐないものに代ることは出来ない。それ故實在的事象の凡ゆる横の結合にも拘はらず、しかも與へられた時期に於ては何時も將來のもの、或る種の不規定性、従つて或る種の可能性の多が存立せねばならぬかのやうに見える。

それとも不完全な條件連鎖は、たゞ主觀的に不完全な認識に存するとも言ふべきであらうか。それは例へば、我がの把握の仕方に於て個々の過程が分離されてゐるためにのみ、與へられた現在時期に於て、諸過程の錯綜が原則的に洞察されてもなほ、條件の完數性が我々に隠されてゐるのであらうか。さうすると可能性の多は全然意識の側に移されるばかりでなく、實在關係に於ても意識に對してその把握の動機を與へるものが相應しないことになる。

併しかゝることはあり得ない、何となれば連鎖を初めて完全にする所のまだ缺けてゐる諸條件は、事實上前の時期にはまだ現實になつてゐないからである。全過程の廣さの中にそれに對する豫備條件が既にあつたとしても、この關

係は變らない。何となれば豫備條件は缺けてゐる條件と同一でないからである。若しそれと同一であつたとすれば、全結果は今既に現實にならねば（起らねば）ならないであらう。かゝることは過程時期の前後繼起を廢棄することにならう。併しそのことが問題なのではない。寧ろ問題は前なるものから後なるものが可能になることである。

例へば朽ちた木が倒れる場合を問題とするに、他の色々の要因と共に腐朽といふことが倒れる長い前から實在的に存在してゐる、たゞ倒れることを惹起せしめる風がないだけである。風に對しては、それがどうしても起らざるを得ない氣象學的性質の複雑な原因網が今既に存在するであらう。それにも拘はらず、風は倒れることの最後の條件で、この條件はまだ現實になつてゐないのである、何となればその原因網は風と同一ではないからである。風が起るまでは木は倒れることは出来ない。それ故その原因網——及びそれに於て前から存立してゐた諸條件——からして、木の倒れることは勿論既に今必然的である（唯一の可能性である）、併しまだ現實でない。そしてまだ不完全な連鎖からは、それは必然的でない、それからは倒れることも倒れないこともまだ可能である。

さて人が、倒れることの最後の條件がもはや起らずにはあり得ない時に、このやうな「二重可能性」は存在論的に虚無であると言ふならば、それは固より實際的には當つてゐる、併し今の問題を誤つてゐる。何となればさうすると、この最後の條件は、既に存在する原因の網——これに基いてその條件は起らずにはあり得ないのである——と同一であるかの如くに見做すことになる。併しこのやうな同一視は全く誤つてゐる、何となればかゝることは現在のものを將來のものと同一視し、従つて諸過程時期を一緒にしてしまふことになるからである。これは時の法則に反する。又それは因果關係からも誤つてゐる、何となれば結果は原因の中には決して含まれてゐない、何時もそれから新

奇のものとして初めて産出されるものだからである。因果性は進化ではない（卷み込まれて既に存在するものが單に展開されるのではない）、何處までもまだ存在しなかつたもの、生産的産出である。

それ故不完全性の一定の意味が残つてゐる、これは實在關係に於ても正しく成立してゐるのである。そこで決定に頼るといふこともその意味を保持する、何となれば決定的の要因は既に擴張された全體狀況から必然的ではあるとしても、それはまだ現實ではなく、まだ起つてゐないからである。その生起の必然性は、それが生起する前にやはりまだ何か、缺けてゐたといふ事實を廢棄しない。そしてこの或るものが缺けてゐた間は倒れることも倒れないことも等しく可能であつた。たゞこの可能存在は今もはや世界關聯に於ける實在的不規定性として了解すべきでなく、單にこの缺けてゐる或る物に依存して存立するものとして解すべきである。この意味に於て、今迄に現實になつた諸條件によつてまだ排除されないものは可能である。

それ故兎も角、この可能存在によつて——その選言性を損せず——過程の前進に於て變化するが、併し實在關聯そのものに於て常に一義的な一定の關係が表現されてゐると言ふことが出来よう。傳統の見解の誤謬は、それを根本關係と考へることである。それはその様なものではない。この關係は基礎的な遍通的な依存關係に於ける附加的な部分的關係に過ぎない。そしてよく見ると、それは何等の獨立をも要求してゐない、それは單に部分的依存を、即ち存立してゐる全體的依存の一部分を表現するのみである。

實在者の過程性格には、或る物がそれによつて可能になる諸條件は段々と前後繼起的に揃ふといふことが存する。それ故不完全な條件複合體は何時も實在的現實的である、決して幻想的ではない、たゞそれは全體ではないだけであ

る。同様にそれ等と將來のものとの依存關係は、實在依存の全體に於て共に存立してゐる所のものである。これは部分的可能性とその選言性の通俗的觀念に含まれてゐる眞實なものである。たゞこの觀念は實在關聯の大なる觀點から引き出す時には——勿論このことは屢々起ることである、何となればこのやうな簡略化のために人はこの觀念を喜ぶのだからである——直ちに不眞實になる。それによつて初めて重點は不規定性、非決定性、これから生起し得る多くのもの、可能的存在に置かれるのである。かくして廣く解された同時性の中に常に既に含まれてゐるが、たゞそれはその線上にないためにのみ條件連鎖に數へられない規定的諸要因の廣い基礎が無視されるのである。

そこで、部分的可能性のかの觀念に於て肯定的のもののみが眞實であること（實在關係に於ける或る物に妥當すること）、それに於ける消極的のものは非眞實的（幻想的）であることが示される。肯定的のものは存在する諸條件による可能者の制限であり、並に條件連鎖の充填されるに應じて進行する所の限局である、この限局は同時に規定性の増加である。消極的のものは不規定存在そのものであり、非決定性である。兩者とも幻想である、何となればそれは實在的現實者のそれ以上の實狀の無視に基くからである。

### 〔三〕 條件の完全性と不完全性

部分的可能性の觀念はどの點でも當らないとは言へないことが示された。矛盾はそれによつてこの觀念からとれた、又その在り方並に單なる可能者の幽靈に關係した諸アポリー（第二十八節の二二）は、それで解かれたと見られよう。獨立なものとしては部分的可能性は全く不可能なものであらう。かゝるものとしてはそれは單なる可能者で、その在り方を見出すことも出来ないであらう。諸過程の經過に於ける條件と被制約者との大なる實在關聯の部分としてはそれは全く別である。そこではそれはそれ自身分離しては現はれない部分的關聯に過ぎない。然るにそれを部分とする全體關係は實在關係であるから、それもまた實在性以外の在り方はもたない。たゞそこからしてそれが既に實在可能性であると結論することは出来ない。この術語は全く違つた意味を有する。

勿論部分的可能性に對してそれ以上の意味を與へることは出来ない。様相概念に於ける一切の混亂は、この從屬的な部分關係を取り出してこれを孤立化する所にその根據を有する。これを獨立化したために人は根本關係を忘れたのである。過程、生成、時間性の把握の中に根を下した多くの間違ひの源はこゝに存する。根本關係はかの別なもので、三つの實在法則の書換へである。即ち、現實者のみが可能である、必然者のみが現實である、同時に可能で且つ必然のもののみが現實であるといふのである。これ等の法則は遍通的規定の様相的表現である。而して實在存在の根本形式は時間的に經過する生成のそれであるが故に、規定もまた時間的に進行する所のものであり、その際條件連鎖は常に時間的に先んじて存し、自己を絶えず充填し、そしてその終結項に於てのみ直接被制約者に接するのである。

さてこの擴張された生成の觀方に於て、「可能性の地平」は、新しく加はる各條件がそれを引き續いて制限すべきであるならば、それはどうなるか。差當つては次の如くである——それは廢棄されない、併し他の原則によつて支配されて現はれる、即ち、この半分の地平は、現在の過程時期の内部で全過程の範圍（又は廣さ）を廣く把握すればする程一層狭くなる。それを狭く部分過程の範圍としてのみ、それが自分のみで經過するかの如く把握する時には、その時は不規定性が支配し、「可能性の地平」は廣いものになる。然るに過程の範圍を普遍的に一つの世界過程の範圍

として把握する時には、その時には何時もかの多くの可能性の中の只一つが残るのみである、これが即ち只一つ存立する實在可能性である。それ故に、制限は把握の事柄であつて、實在過程の事柄ではない。過程そのものには寧ろ何時も一つの實在可能性が存在するのみである。

然らば、進行的制限の型は單に個々過程の人為的分離に對してのみ成立するのであるか。嚴密な存在論的意味ではこのことは肯定されなければならない。このことは、前に此の型は實在的依存關係の部分的觀方に相應すると言つたのと一致する。實際は多様な可能者は決して實在的に可能でない、半分の條件複合體はまだ何も可能ならしめない。寧ろこゝでは何時も何か、これから可能になるのである、しかも何時も只一つのものが。

併し丁度この一つのもが今可能になるといふ時、それはまだ可能ではない。従つて不完全性も或る一定の意味で存在論的に正しい。このデレンマは、その解決は既に上でほめかされたが、併しもつと原則的な肅清を要する。實在可能性の法則は、一つの出來事は既に時間的に先なる時期Aに於て實在的に可能であるといふことは言はない。それは寧ろXはAのある時にはまだ不可能である、しかもそれはXの實在條件はAに於てまだ完數的に揃つてゐないからであると言ふのである。併しこれに對して、一つの世界出來事の統一に於ける一切の同時的過程の錯綜は、Xのその後の條件もAなる時期の中に既に含まれてゐるといふことを言ふのである。そして次に既にAなる時期から只一つのこと、即ちXが可能であつて多くことが可能でないと云ふことはそれに基づくのである。

これが生成の規定的構造に於けるアポリの明白な形式である。これは明白な矛盾の形式を示す。同一の過程時期Aに於て、Xの條件は一つの觀方では完全に揃つて居り、他の觀方では完全に揃つてゐない。兩者の何れか一つのみ

が眞であり得るやうに思はれる。

#### 〔四〕 條件連鎖とその都度の條件複合體

併しこのアポリを解決することは、さう困難でないやうに見える。矛盾は非本來的のものである。何となれば一つの觀方に於ける完數性は他の觀方に於けると同一ではないからである。徐々に蓄積されて、最後の時期で初めて完全になる條件連鎖は、既にAの時期に——この時期を充分に廣く了解する時には——纏まつた全體性を形成する所の條件複合體と同一ではない。それ故に角既にAの中に存する條件の全體性も、Xそのものに於て初めて成立するそれとは同一でない。

事情はこれによつて非常に複雑化されるのであらうか。こゝに二つの違つた條件の體系があつて相互に出會ひ、謂はゞ交叉するのであるか。決してさうではない。それは實在過程に於ける同一の依存である、問題になつてゐる諸條件の同じ存在的結合である。然るに時間的過程は廣さを有するから、それは二つの觀方、繼起の觀方と同時性の觀方を許すのである。一方は「條件連鎖」の比喩で具體化される、こゝではこの比喩は線的であるから過程の廣さは注意されない。他は「條件複合體」の觀念の基礎に存する、こゝでは瞬間的な断面に於ける過程の廣さのみが顧慮される、前進と累積の線的構造は餘り認められない。

比喩又は考へ方のこの偏頗性は全くは取り去られない。併しそれを明瞭に意識し、それによつて存在的全體關係に近づくことが出来る。今、aからnまでの條件連鎖が問題とする、その時はAの時期には謂はゞaからkまでの系列

が存在する（現實的になつてゐる）が、1からnまではまだ存在しない。その時には後のもの、代りに、（廣く了解された）同じAなる時期の中に、基いて以て缺けてゐる條件（1、m、n）が次に來る過程時期に於て生ぜねば（現實にならねば）ならない所の諸要因の多が含まれてゐる。例へば上の木の倒れる場合がさうである。即ち、突風はまだ起らない、併し既に迫りつゝある天氣の状態では突風は起らずにはゐられないのである。それ故Aなる時期に於て、まだ缺けてゐる諸條件の豫備諸條件が存在するのである。その限り、X（木の倒れること）に關して、「條件複合體」は既にAに於ても完全である。併し「條件連鎖」は不完全である。この二つは互に矛盾はしない。兩者は全體過程の與へられた瞬間時期に於ける同一の規定的事情の兩面である。

この簡単な考察によつてこゝには實際矛盾のないことが示される。既にAに於て存するやうな、將來のXの必然性は媒介されたものである、即ち條件項によつて媒介されたものである。これ等の條件項はまづそのものとしてまだ非現實的である諸項（1、m、n）の前條件である、併しこれ等をその時が來れば不可避免的に現實的たらしめるのに充分なものである。それ故條件の直線的に見られた（aからnまでの）連鎖は揃つてゐない、その一部（aからkまで）が揃つてゐるのみである。併し残りに對して既に必要な前條件が揃つてゐるのである。尤もこの揃つてゐるといふことも、Xなる出來事が既にAなる時期に於て可能であると云ふのではなく、たゞその時が來ればAからして可能なものとして——しかも唯一可能なものとして——そこに存するといふことを意味するのである。

### 〔五〕 實在可能性・過程及び因果性

それ故部分的可能性の・單に觀察に於てのみ存するのとは違つた・何處までも眞實の意味が存する。それは、かのAなる時期に、Xの必然的條件の一部がまだ起らない（實在的に現實になつてゐない）ことを意味する。この部分も、Aの中に存する諸要因に基いて起らずにはゐないと云ふことも、そのことを變へない。何となれば、この起らずにはゐないと云ふことは、實在過程の特殊の構造的構造にかゝつてゐる、即ち我々が「因果關係」と呼ぶところの、後なるもの、前なるものからの時と共に進展する遍通的の依存にかゝつてゐるからである。

それ故、Aなる時期に於ける條件連鎖の不完全性を不規定性として了解することは、又は甚だしきは、それから可能性の多を演繹することは誤りである。何となれば、それには全體過程の廣さに根差す條件複合體の完全性——それからしてXは既にそれが現はれる前に可能でもあり必然でもあるところの——が反對するからである。併しこのことは部分的可能性の非獨立性の意味したのと同じことを、即ち、部分的可能性は實在過程に於てはたゞ從屬的な部分關係としてのみ存するといふことを意味する。それは完全な條件複合體の全體關係から脱け出ない、従つて實在的選言的可能性を意味しない、たゞXの或る條件はAに於てまだ現實になつてゐないことを意味するのみである。それ故それはこれ等の條件の代りに他の條件が現はれ得るだらうことを意味しない。それを分離して觀察するや否や、人はそれを擬人的な實在様相にして、それによつて生成の様相的構造を誤るのである。

勿論この觀察には、因果性と同様に、實在規定のより高い型（第二十六節の）も、即ち有機的、心的又は意識的合目的的規定の型も入れることが出来る。このことは何等事情を變へない。この何れも實在規定の普遍的法則と一致しない、たゞこの法則そのものは實在者の間様相的法則から導かれたもので、實在者の諸層に適應するやうな關聯の特殊

の諸形式に對してはそれは無記的である。こゝでは因果性は、實在者の最も低い最も普遍的な規定形式であり、從つてそれは高い諸形式に於ても變形して再來する限り、原型的である。

實在過程に於ける一見複雑な事情は、今や決して特別に込み入つたものでないことが示された。それが複雑と見えたるのは、それに對して意識から借りた不適當な様相範疇を強ひた限りに於てである。若しこゝで自然過程の特殊の範疇分析に於て初めて完全に基礎付けられる二三のことを先取すれば、全體關係を更にまた別方面から照らすことが出来る。

實在範疇としての時間が、一切の實在者が諸時期の繼起へ引き延ばされてゐることを意味するとすれば、然る時には生成——又は實在過程——は諸時期の繼起そのものである、一定の序列、秩序に於ける相互移行である。勿論それはまた依存として働く所の或る種の結合性に於て、あつて遍通的な規定に於てははない。遍通的な規定もと言ふことは過程そのものには存しない、因果性並に實在關聯の他の形式に存する。過程そのものは絶えざる偶然性を以つても行はれることが出来るであらう、しかもそれだからとてその過程は引き裂かれた非連続的のものたることを要しない。素朴な意識は實際にも實在過程をさう考へてゐるのである。併しその時には部分的可能性の觀方が妥當する。さうすると各時期から「可能性の多」が出ることになり、これが前進に於て狭められ、遂に一つとなる。それ故因果性なしには、又は他の實在關聯なしには、諸過程時期の間には或る種の不規定性が存立し続けるであらう、然る時には上述の決定のアポリーは明かな謎となる。

それ故遍通的の規定が初めて、過程の簡単な形式に對しては因果性が、不規定性に對して戸を閉ざすのである。この規定によれば、後の時期に現はれる一切のものは、前の時期に含まれる或る物の結果である。このことは勿論、過程諸時期を同時に走る諸過程の全體断面として了解する時にのみ正しい。

併しこれによつて既にもう一つの範疇的の根本契機即ち交互作用の契機が取り入れられる。交互作用は一切の同時的なもの、遍通的な規定的な横の結合性を意味する。このやうな横の結合と合して、初めて、因果性は、一切の過程に於て現はれるもの、包括的な結合、即ち我々が時間的遍通的依存として知つてゐるものを形成する。

因果性の契機は繼時的に自己を充す條件連鎖に相應し、交互作用の契機は同時的條件複合體に相應することが見られる。前者は系列的關聯で後者は全體的關聯である。それ故同時的複合體が完全である所でも、條件連鎖は不完全たり得るのである。併し様相的に表現すれば、二重の結合性は正に過程性格そのものに於て存するを要しない所のものである。即ち、任意の過程時期からして色々の違つたことが次に續く時期に於て可能であるのでなく、何時も一つが即ちそれによつて現實になるものが可能である。

### 第三十二節 實在事象に於ける諸様相の積極的關聯

#### 〔一〕より高い規定の型

上述では簡單のために規定一般の代りに因果性を置いた。このことは、因果性が最も簡單な最も要素的な實在規定の形式である限り、その充分な理由を有する。併し因果性は唯一のものではない。それ故像は補足されなければなら

ない。何となればその間様相的關係が問題である實在的世界は、累層的に出來てゐる、そして高い諸層の規定關係は低い層のそれとは色々の點で違つてゐるからである。

それには、因果網が高い規定諸形式に於ても含まれてゐることを指示したのでは充分でない。因果網はそこではただ從屬的な契機に過ぎないのである。そしてこれ等の存在諸層の高みに於ては、生成の規定的關係はそれにのみは掛つてゐないのである。然るにこの構造はその全一性に於て條件と被制約者との實在的組立であり、それに於て實在諸様相と間様相的關係が成立するのである。それ故生成の一般的に展開された様相的構造が、より高い過程形式の極めて特殊な複雑な規定構造にも當嵌まるか否かは極めて本質的問題である。

このことは實際に示され得る。そしてこゝでは少くとも原則的に二つの高い規定形式に於て、即ち、或る有機的過程に特有な一つの素地體系からの展開と人間の目的的行動に於て示さるべきである。この兩者に於て、(一) 兩者が因果關聯を豫想すること、(二) たゞ一つの實在可能者の統一を許すのみであることが示される。こゝですつと後の研究で基礎付けらるべき多くの特殊的事を先取せねばならぬことは、言ふ迄もない。併しそれは避けることは出來ない。

素地體系が何かはこゝでは問はない。併し、生長する有機體に於ける其の作用はよく知られてゐる。これは形態體系、作用體系として一つの全體を形成する所の一つの成立時期を目指す過程の一種の調節である。素地體系そのものはその際前以て成立してゐる。何處までも實在的の一つの形象である。過程に於けるその作用影響はそれ故何處までも前方に進むところの因果的作用である。併しそれは決して成熟した有機體の成立のための一切の實在條件は含ん

ではゐない。生成過程は寧ろ各時期に於て或る外的の要因(例へば熱、濕氣、營養物質、屢々また一定の放射などの存在)に頼る。このことは、各時期に於て胚素地に含まれる要因の束の外に、他の實在過程に於けると同一の關係が成立することを意味する。狹義に解された過程時期は何時も可能性の多を許す、(例へば、何時も個體の滅亡の可能性も許す)、併し廣義に把握されたものでは各瞬間は條件複合體の全體を含む、これはそのものとしてはたゞ一つの可能性を残すのみである。

存在段階を更に幾階か登つて、人間の豫見に基く目的の能動的實現に於ても同様である。即ち實現そのものはたゞに實在過程であるばかりでなく、また因果過程である。それに應じて實際行爲する意識によつて手段が選ばれるのである、それが望まれた結果(目的)を實現させようとさせまいと。他の因果過程との大なる相違は、こゝでは目的設定と、それによつて導かれる手段の選擇が先行することのみである。こゝでも過程の各時期に於て出來事に豫想されたとは別な方向を與へる要因が現はれ得る、即ち豫想されない・計算に入れられなかつた要因が現はれるのである。調節する意識がこの邪魔を避けようとする時、再び新しい手段選擇が始まる。それ故各時期に於て、狭く解すると再び多くのことが可能であり、廣く解すると一つのことが可能である。實在過程を、實現の事實的過程を——これはその様相的構造からは全然現實可能化に盡きる——眺める時は少くともこの通りである。たゞ目的そのもの、設定と手段の選擇に別な秩序が成立する。併し兩者とも意識の事柄で、實現過程に先行する。盲目的事象に對する意識し、意志し、行爲する者の卓越は、正にその目的設定と手段發見の力に存する、その際、手段發見はその都度與へられたもの、限界に結び付けられてゐる。

## 〔一〕 現在者の將來負荷

「可能性の多」の觀念は主として、現勢的な現在者を出来るだけ密に將來のものと結び付けて見ようとする要求、この現在者を謂はゞ「今」がまだ生れない出來事を運命的に懐胎してゐるものとして了解せんとする要求に基づく。この觀念は擬人的のものではあるが、この要求の根柢には拒否し難き或る物を含む一つの考が存する。この考の意味するものを現在の「將來負荷」と名附け得よう。

併しよく見ると、開けた「諸可能性」の地平の觀方は決してこの要求を充分に満足せしめない。來るべきものゝ決定はこゝでは却つて現在から逃れてゐる、結局將來そのものに、即ち偶然に委ねられる。それ故將來負荷はこの仕方では極めて半端な、擬人的な觀方である。廣く見ればこれは不規定的で、捉へ難いばかりでなく、更に幻想的のものになる。

この見解は後方へ向けて見ればすぐ背理になる。可能性が絶えず除外されること、地平が絶えず狭くなることは、明かに後の方に絶えず廣くなる地平を豫想する、否、それは最初に全く無際限な、眞に無終局的な地平を豫想する。併しそのやうなものは如何に考ふべきか。そこでは一切のものは絶対平等に可能でなければならぬであらう。こゝで可能なものと不可能なものとの一切の區別はなくなるであらう。然らば實際こゝでは寧ろ眞に可能なものは何もなくなるであらう。このやうな「一切可能性」はもはや眞の實在可能性と類似をもたないばかりでなく、自己の型の出所である部分的可能性とさへ似ない。それは全く何かに基いて可能なのではなく、何にも基かないで可能なのである。

こゝでは凡て條件に基づくことが止む。それ故このやうな絶対的に空な可能性の概念は、様相的根本法則が一切の可能性なものは現實的なものによつて制約されることを要求する限り、既にこの法則にも矛盾する。尤もこのやうな可能性概念はなほ單なる無矛盾性(又はたゞ內的の無矛盾性)を意味することも出来るが、併し實在者の領野では無矛盾性はまだ可能存在でないから問題にならない。この背理的な展望はそれ故純粹に消極的である、従つて無意味である。これは明瞭に定式化すれば次の意味になるであらう。即ち、初めに無がある、この無からは一切のものが同様に可能であると。

次に恐らく、この同じ展望は、前方へ見ればそれ程ユートピア的でなくとも、併し同様に破滅的であると言へる。即ち、過程の進行に於て「可能者の地平」が益々狭まるならば、然らばたゞ一つの可能性が残つた後で、再び諸可能性の新しい地平が開けるのは一體何處から來るのであらうか。然るにその後の過程の進展と言ふ時このことが考へられてゐるのである。勿論人はこゝで、限局と並行して常に「新しい可能性の開展」即ち地平の擴大を簡單に假定することが普通である。しかもこの擴大は新しく加はる(即ち制限的の)各條件と結び付いてゐなければならないのである。併しこの考は簡單に出發點であつた生成の通俗的觀方から取られたものである。人は初めから生成は靜止しないことを知つてゐるのである。併し如何にしてそれが行はれるかは少しも分らない。何も新しいものが開けなければ、即ち一度與へられた諸可能性が一つ残らず悉く凡て排除されれば、一切の生成は寧ろ停止しなければならぬであらう。然る時には何も可能ではあり得ないであらう。

勿論こゝで人は生成の「廣さ」に逃げる、その後の更に多くの過程がそこで束ねられて含まれてゐなければならぬ



いと考へる。併し人はその同じ假定によつてこれ等の他の諸過程に就て同様でなければならぬことに気が付かないのである。否、「廣さ」を引き入れることによつて現在状況を既に完全な條件複合體の意味で豫想してゐると云ふこと、この條件複合體が「可能性の多」を初めから廢棄すること、即ちそれを分離しては現はれない單なる部分的關係に還元してゐることに気が付かないのである。

この前後兩方向への展望に於ける歪みは、明かに實在過程を支配する規定から持つて來た誤れる觀念である。この規定は全くの不規定性に始まり、終局的確立を以て終る所の諸要因の錯綜の形式はもたない。この規定は無限の可能性の空虚を以て、即ち、個々の規定分子は徐々と（しかも何れも偶然的に）揃ふことによつて次第に充されて行くそのやうな可能性では始まらない。それはまた一度に完全に空虚を充足して、それ以上の規定的要因を許さないと云ふことにもならない。この規定は寧ろ比喩的に言へば、何處まで行つても同じ廣さの、少くとも原則的には同じ廣さの流れ——ここでは後の時期の全體規定が何時も前の時期に含まれてゐる——に於て成立する。

このやうなことは單に全體過程に於て個々過程が結合することによつて生ずるのである。一つの同時的全體時期の内容的廣さの中に（世界出來事の全體を通じての同時断面に於て）特殊の部分事象の産出に協力する所のものは、それは同時に無數の他の方向に於て他の部分過程の経過に對して作用する。これ等の部分過程のその後の時期は、全體過程の経過に於て、絶えず同様な同時断面を形成する。然る時にはその部分契機に就ては同じことが妥當する。

こゝに何故、實在過程の規定的姿が絶えず狹まる「可能性地平」の型を以てしては、一體にして部分的可能性を以てしては、把握されないかの眞の根據が存する。個々事象に於ける部分的視點は生成の全體に移すことは出來ない。

そしてこのことは、部分的視點は世界事象に於ける原則的のものとして了解され得ないことを意味する。

### 〔三〕 實在可能性と實在現實化

さてこゝで上でなした規定を入れると、この關係は様相的にも把握される。それによつて人は實在過程に於ける諸様相の積極的關係に到達する。

部分的過程に於ては、勿論各時期に於て、その中で現實になる所のもの、或る諸條件はまだ現實でない。併し基いて以てそれ等の諸條件が現實になるべき諸要因の廣汎な網は既に現實になつてゐるのである。この網は常に全過程の廣さの中に既に存在してゐる。併しこの網を形成してゐるものは豫備的條件であつて、それはたゞその後の過程時期の中間諸項の媒介によつて全體作用にまで結合するのである。それ故まだ起つてゐない條件は、今の處實在的に可能でないから、まだ現實でない。それが可能なためにもまだ條件が缺けてゐる。進展する過程が初めて次第にそれを可能にする——但、何時もそれは既に存在する諸要因に基いて、しかも、それは何時もこれ等諸要因が段々に影響を及ぼすと云ふ風にある——、恰もこの過程がその後のものも、間接にはそれも同様に上の諸要因に基くけれども、段々に可能にする如くである。實在過程は、かくして一般に前後繼起的にその中で實在的に現實になるもの、絶えず實在可能化である。そして實在過程は絶えざる可能化であることによつて、正に絶えざる現實化である。然るに可能化は各時期に於て、まだ不完全な條件連鎖が全體過程の常に完全な條件複合體から新しい諸項を受け取るといふ形式を有する。可能化はこの進展する完全化に成立する。併しそれ故如何なる時期でも事件の多は實在的に可能ではな

い、常に既に行はれてゐる實在可能化の及ぶ所のもののみが可能である。このやうなものは、それに對して、全體過程の廣く了解された條件複合體に於て、既に豫備條件が與へられてゐるものである。

實在過程に於ける諸様相の積極的關係は、今や實在可能化と實在現實化のこの關係に於て擱まれるやうになつた。實在過程のこの二つの契機は時間的經過の力學の中に移された實在可能性と實在現實性に外ならない。「可能性の實在法則」がこれ等に於て如何に不變化的に再來するか、容易に見られる。丁度、實在的に可能なものは、それは實在的に現實的でもあるといふことが一般的に妥當する如く、今や過程に對しても、實在的に可能になるものは、それによつて實在的に現實になるといふことが妥當する。勿論、それによつて實在可能化は實在現實化と同一視されたのではない、併し兩者は不離に關聯する、何となれば後者は前者に基き、前者もまた後者なしにはそれがあつたものではないからである。何となれば實在可能化は條件の全體——即ち實在可能性——に歸着するからである。而して實在可能性が達せられると實在現實化も共に達せられるのである。

さて更に、「可能になるもの」が「同時に現實になる」ことが必然的なことであることを考へると、それによつて實在必然性も被覆（一致）關係の中に挿入されることになる。このことは生成の様相的構造の中に更に他の逆説的間様相的法則の全系列が再來することを意味する。又は具體的に言へば、實在可能化に對して可能になるもの、同様に前進的な必然化が過程に於て相伴ふことになる。時期から時期へ、先行者に於て可能化されたものは、もはや起らずに居られない。そして此の常に次に來るものを先取する實在可能性と實在必然性との、過程に於ける進行的被覆關係は、實在現實化の連続的な進行を形成する。これが、「現實性の實在法則」が、實在現實性は實在可能性と實在必然

性の被覆關係に成立する、と言つてゐることの力學化された觀方である。

さて實在現實化は——絶えず次から次へ別なもの、進展的現實化と解すれば——生成そのものに外ならない。それ故、現實性の實在法則と一致し、今や實現の法則として示されたところの間様相的法則は、生成の本來の様相的構造を形成する。それによつて實在者の様相分析の圈が完結する。何となれば生成は、實在界の現状を形成する所のもの一般的な根本形式だからである。

#### 〔四〕 生成に於ける關係的諸様相の特殊の役割

かくして、可能性と必然性とが現實性に對して部分的に先行することに存する上述のアポリーも征服される。このアポリーは必然性に於てもつと明瞭に把握される。Aなる時期にまだXの條件が缺けてゐるから、Xはこゝではまだ必然的ではない。併しそれに對する豫備條件がAに含まれてゐるから、それは既に充分必然的である。それ故直接の必然性はまだない處でも、間接的な又は先取的な必然性は既に成立してゐるのである。直接の必然性は實際成立も出來ないのである、何となればXは後の時に初めて現實になるものだからである。このことは可能性にも妥當する。Xは今のところまだ可能でない、併しXがその時に可能になるべきためには、既にAの中に條件が揃つてゐるのである。然るに可能性と必然性とは關係的の様相である。兩者は先取する、兩者は——繼時的に自己を充填する條件諸連鎖に引き延ばされて——後なるものを前なるものと結び付ける。こゝに今起つてゐることは、その可能存在と必然存在によつて過去の事象と結び付けられ、將來のものが現在のものと結合される。この・諸時期の橋渡しをし且つ結

び付ける所の・實在可能性と實在必然性との關係性は——規定的に統一された全體としての——過程の本來の根本本質である。

可能性、必然性及び現實性は、若しそれ等が全然一致するならば、同一でなければならぬと考へる誤解に對して、こゝでもう一度より徹底的に反駁することが出来る。進行する過程では關係は全然反對に見える、即ち、時間的に離れた諸時期の結合はこれ等の時期そのものとは全く違つたものである。結合はないこともあり得る、さうすると諸時期は離れ、過程を形成しないであらう。Xがその時に於て現實であると云ふことは、それが先行者によつて制約されてゐると云ふことは全く別のことである。その現實存在が、その繼時的な實在可能化と、その同時に進展する必然化とに、結び付けられない時には、それは分離されて偶然的になるであらう、そして時間的に先行する現實者に結ばれないことになるであらう。實在可能性と實在必然性との平衡に基く實在現實性の様相的構築は、——この平衡は既に兩者の實在的に現實的な條件の同一に基くのであるが、——それ故實在過程の本來の存在的の骨組である。この様相的構造なしには生成も生成ではないであらう、時間に於ける色々な現實者の原子論的の並存となるであらう。

過程そのものはかくして、自己自身の存在が時間の中へ引き延ばされてあることであるばかりでなく、連續的な生成の中にあつて、絶えず自己を充填せしめつゝある條件連鎖の時間の中へ引き延ばされてあることである。然る時には條件連鎖は被制約者を可能ならしめることによつて、同時にそれによつて可能になる所のその後の實在者の條件を實現せしめる。何となれば條件の様相は被制約者の様相と同一である、即ち同一の實在現實性だからである。たゞ

現實の條件のみが實在的のものを可能ならしめることが出来るのである。

實在關聯には、二種類の在り方——例へば、條件の在り方と被制約者の在り方——があるのではない、恰もその中に「單なる可能者」と「單なる必然者」が現實者と並んで存しないのと同様である。條件と被制約者、根據と歸結、前なるものと後なるものは、同一の内的の様相的組立を有する同一の實在存在を有する、恰もそれ等が内容的に同質的に並列的に現はれる如くである、實際、各被制約者が直に又他のもの、條件となるのである。これ等のものはたゞ時間的に分離してゐるのである。然るにこの分離は實在者の一般的な時間的存在形式即ち生成と同一である。この分離に、時の経過、過程及び實在依存の不可逆性に存する所のものとは別な原則的な相違を歸することは許されない。

### 五 實在可能性と實在必然性との時間的先行

これ等のことを總括すると今や更に次の如く言ふことが出来る。即ち、過程——又はまた一般的に生成——とは、實在關聯に於て可能性と必然性が現實性に先行し、現實性がそれに後續すると云ふことである。

先行と後續を無時間的に解すれば、兩者は元々自明である。何となれば制約であるといふことの意味は、被制約者に先行するといふことだからである。而して、二つの關係的の様相は、實在的現實者がその條件に根差すことなのである。然るに過程はこの關係そのものもまた時間的であることを意味する。過程に於ては條件は被制約者に時間的にも先行するのである。

この關係は明かに、逆説的包含法則が言葉通りには別なことを要求するやうに見えることによつて、力が弱められ

ない。逆説的包含法則によれば、或る物はそれが實在的に現實にもなる時に、初めて實在的に可能になる、そして或る物はそれが實在的に必然にもなる時に、初めて實在的に現實になる。これは上の根本關係の正確な様相的表現に過ぎない。このことは、充分な・直接の實在可能性は、條件連鎖が最後の項まで充された時に初めて成立するといふこと、併し事柄はその時にも既に必然的で、従つて現實であることを意味するに外ならない。それ故これは、條件連鎖の自己充填に於ける時間的繼起から見て、限界點の表現に過ぎないのである。これに對して、こゝから逆つて前なる過程時期へ向つて、まだ不完全な・これから初めて自己を完全にする條件連鎖の時間的先行が何處までも成立するのである。

さてAなる時期に於て不完全な條件連鎖からは、勿論Xは實在的に可能でもまた實在的に必然でもない。その限りXの可能性と實在性とは過程に於てその現實性に先行するとは言はれない。併し條件連鎖からその都度の條件複合體に移る時には、又は様相的に言つて、直接の可能性と必然性から間接のそれに移る時には、事柄は別な面貌を示す。その時には、Aなる時期に於てXの條件が完數的でないと云ふことのみが問題でなく、同時に、まだ起らない諸條件の生産的の要因がこゝでも既に同時性の廣さの中に共に含まれてゐることが問題である。然る時には既にXの残りの條件の出現はもはや起らずにはゐるものである。そしてそれが起つた後ではX自身その時にもはや起らずにはゐられないのであるから、そこでXの實在可能性と實在必然性とが既にAの時期に存する、従つてXの實在現實性に時間的に先行すると言へるのである。

それ故間接の實在可能性の意味で、人は「可能性の實在法則」を擴張せねばならない。そこでは、現實的でもあるもののみが可能であると云ふことは當らない、更に、現實的であるもの又は現實になるもの（又は現實にならんとするもの）のみが可能であると言はれなければならない。ディオドロス・クロノスが辯護したのは、法則のこの形式であつたことは興味がある。これは丁度生成の觀方に當る。

さて此の關係は、「現在者の將來負荷」の思想に對しても、部分的可能性に頼る觀方よりは遙かにより満足なものである。否、この力動的に美はしい思想はこゝで初めてその權利を得ると言へる。「可能性の多」は却つて現在のものには餘り信頼しない、それを半端、不決定のまゝに残す。現在の情勢はこれから何になるかの決定を自ら與へることが出来ないで、それが他から來るのを期待するのであるが、かゝるものは、自ら何物も生まない實りなき「時の懷」である。決定を自己に擔ふ所のもののみが生産的である。生成の様相的構造は實在過程の進みに於ける不斷の前進、不盡の生産の性格を示す。この意味に解すれば、その都度の現在者は實に來るべき物の汲めども盡きない泉なのである。